別冊

令和6年度大気及び水質等測定結果について (参考資料)

令和7年8月12日

岡山県環境文化部環境管理課

目 次

環境大気	
令和6年度環境大気測定結果について	1
環境大気測定局配置図	2
大気の汚染に係る環境基準達成の評価の方法及び主たる発生源	3
大気汚染物質ごとの測定結果	4
有害大気汚染物質等	
令和6年度有害大気汚染物質等環境調査結果について	11
有害大気汚染物質等測定結果	13
玉野市内の詳細調査結果	14
公共用水域の水質	
令和6年度公共用水域の水質測定結果について	15
測定地点位置図	17
健康項目の環境基準超過状況	18
生活環境項目 (BOD, COD) の測定結果	19
生活環境項目(全窒素,全りん)の測定結果	21
生活環境項目(全亜鉛、ノニルフェノール及びLAS)の測定結果	22
その他の生活環境項目の測定結果(環境基準適合率)	23
要監視項目の指針値超過状況	24
PFOS・PFOA測定地点位置図	25
PFOS・PFOAの測定結果	26
環境基準の評価方法等	27
(参考) 瀬戸内海の水質に係る環境基準達成状況について	28
地下水の水質	
令和6年度地下水の水質測定結果について	31
地下水環境基準達成状況図	32
地下水測定項目	33
概況調査の測定結果	34
継続監視調査の測定結果	36

ダイオキシン類	
令和6年度ダイオキシン類環境測定結果について	37
環境測定地点図	38
環境測定結果の概要	42
測定地点ごとの測定結果	43
令和6年度事業者によるダイオキシン類測定結果について	48
事業者による測定結果の概要	49
事業者による測定結果一覧表	50
ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準等(抜粋)	55
化学物質環境モニタリング調査	
令和6年度化学物質環境モニタリング調査結果について	56
調査地点図	58
調査結果	59
地点ごとの調査結果	60
アスベスト	
	61
13 THE OFFICE AND THE PROPERTY OF THE PROPERTY	01
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	62
(多名) 岡田川民原貞村 有害大気汚染物質等環境調査結果について	63
ダイオキシン類環境調査結果について	65
事業者によるダイオキシン類自主測定結果について	72 72
一般環境における大気中アスベスト濃度測定結果	76
(参考)	77
大気及び水質等測定結果について	78
参考資料	88

一般環境における大気中アスベスト濃度測定結果 ····· 121

令和6年度環境大気測定結果について

1 内容

大気汚染防止法第22条の規定により、環境大気の汚染の状況を把握するため、 岡山市、倉敷市及び玉野市と協力して、測定を実施した。

(1) 対象物質

大気汚染に係る環境基準が定められている二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素及び微小粒子状物質(PM2.5)の6物質

(2) 測定方法

県内59か所の環境大気測定局ごとに測定対象物質を定め、1年を通して24時間連続測定を実施した。

2 結果

- (1) 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素については、全 測定局で環境基準を達成した。
- (2) 光化学オキシダントについては、例年と同様、全測定局で環境基準を達成しなかった。
- (3) 微小粒子状物質(PM2.5) については、27局中25局で環境基準を達成した。

大気汚染物質	測定局数※	達成局数	達成率
二酸化硫黄	31	31	100 %
一酸化炭素	8	8	100 %
浮遊粒子状物質	46	46	100 %
光化学オキシダント	43	0	0 %
二酸化窒素	46	46	100 %
微小粒子状物質(PM2.5)	27	25	92.6%

表 1 環境基準達成状況

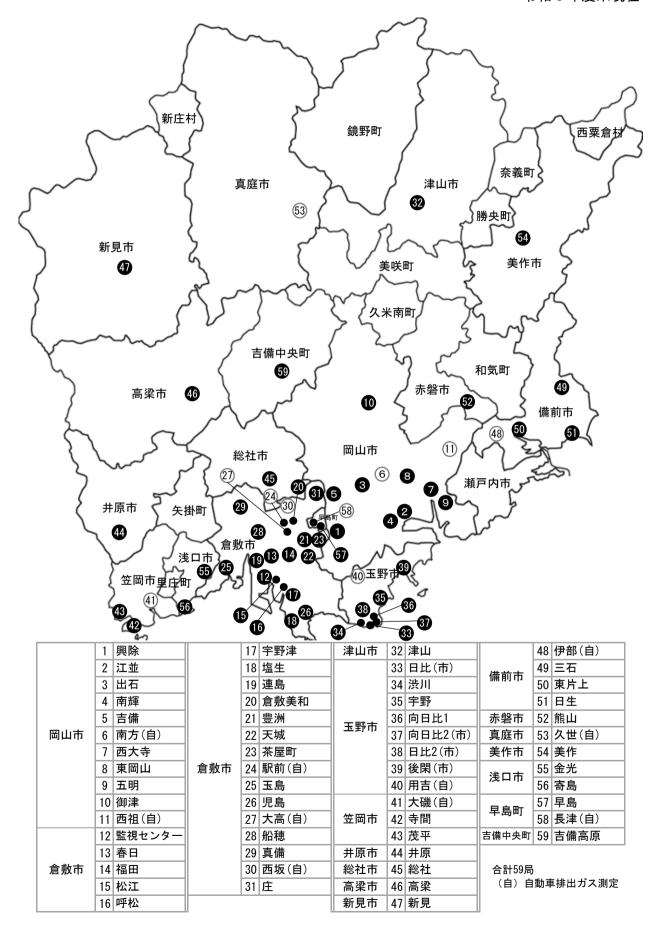
※年間の測定時間が6,000時間以上又は測定日数が250日以上を満たした測定局(令和6年度は全測定局)

3 今後の対応

- (1) 引き続き環境大気の状況を常時監視し、実態の把握に努める。
- (2) 光化学オキシダントについては、引き続き原因物質である窒素酸化物や炭化水素類の削減対策に取り組むほか、高濃度になった際には、主な工場に原因物質の排出抑制を要請するとともに、健康被害を未然に防止するため、メール配信サービス等を活用した迅速な周知を行う。
- (3) 微小粒子状物質 (PM2.5) については、原因物質である窒素酸化物やばいじんなどの削減対策に取り組むとともに、農業団体等と連携し、稲わらの野焼きに由来するPM2.5の削減に向けた啓発等の取組を行う。なお、環境省が示した暫定指針値を超えるおそれがある日には、県民に注意喚起を行う。

環境大気測定局配置図

令和6年度末現在



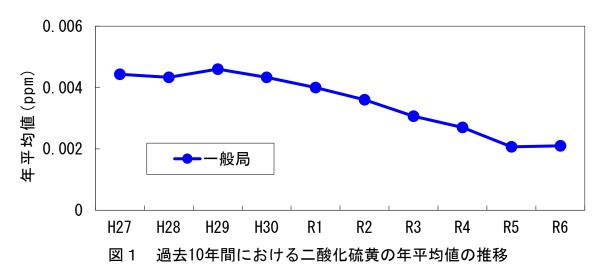
大気の汚染に係る環境基準達成の評価の方法及び主たる発生源

対象物質	環境基準達成の評価の方法	主たる発生源
二酸化硫黄 (SO ₂)	○短期的評価 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	硫黄を含む化石燃料の燃焼に より発生し、主な発生源は工場 である。
	○長期的評価 日平均値の2%除外値が0.04ppm以下である場合に環境基準達成とする。ただし、日平 均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続した場合は環境基準達成としない。	
一酸化炭素 (CO)	○短期的評価 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm 以下であること。	燃料の不完全燃焼で発生し、主 な発生源は自動車である。
	〇長期的評価 日平均値の2%除外値が10ppm以下である 場合に環境基準達成とする。ただし、日平均 値が10ppmを超える日が2日以上連続した場 合は環境基準達成としない。	
浮遊粒子状物質 (SPM)	○短期的評価 1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。	工場からのばいじん、ディーゼル車排ガスの黒煙等の人工発生源と土壌の飛散等の自然発生源がある。
	○長期的評価 日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下である場合に環境基準達成とする。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続した場合は環境基準達成としない。	
光化学オキシダント (Ox)	○短期的評価 昼間(6時から20時まで)の1時間値が全 て0.06ppm以下である場合に環境基準達成と する。	工場や自動車から排出される 窒素酸化物等が太陽光線によ り光化学反応を起こし生じる 二次物質である。
二酸化窒素 (NO ₂)	○長期的評価 日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であ る場合に環境基準達成とする。	物の燃焼により発生し、主な発 生源は工場と自動車である。
微小粒子状物質 (PM2.5)	○長期的評価 1年平均値(長期基準)が15μg/m³以下であり、かつ、日平均値の年間98%値(短期基準)が35μg/m³以下である場合に環境基準達成とする。	工場や自動車などの発生源から直接排出される一次生成粒子と、大気中の光化学反応によって生じる二次生成粒子で構成されている。また、土壌粒子等も含まれており、発生源は多岐にわたっている。

大気汚染物質ごとの測定結果

1 二酸化硫黄

- (1) 測定した31局について、長期的評価及び短期的評価のいずれも、全ての測定局で環境基準を達成した。
- (2) 過去10年間継続して測定を実施している一般環境大気測定局(以下「一般局」という。) (30局) における年平均値の推移は次のとおりであり、低下傾向にある。

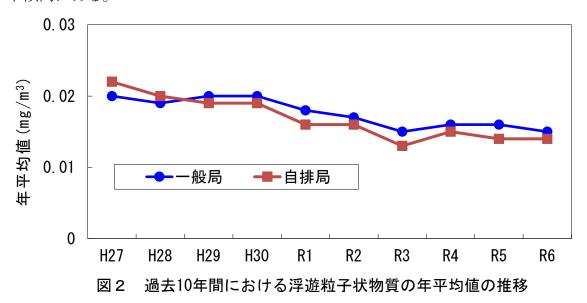


2 一酸化炭素

測定した8局について、長期的評価及び短期的評価のいずれも、全ての測定局で環境 基準を達成した。

3 浮遊粒子状物質

- (1) 測定した46局について、長期的評価では、全ての測定局で環境基準を達成した。また、短期的評価では、環境基準に適合しなかった測定局は11局であった。
- (2) 過去10年間継続して測定を実施している一般局(34局)及び自動車排出ガス測定局 (以下「自排局」という。)(8局)における年平均値の推移は次のとおりであり、低 下傾向にある。



4 光化学オキシダント

- (1) 測定した43局について、全ての測定局で環境基準を達成しなかった。
- (2) 光化学オキシダント情報 (1時間値が0.10ppm以上で継続が予想される場合等)のみの発令は14回(5日)、光化学オキシダント注意報(1時間値が0.12ppm以上で継続が予想される場合)の発令は8回(5日)の計22回(10日)であった。
- (3) 過去10年間継続して測定を実施している一般局(36局)及び自排局(3局)における『光化学オキシダント濃度8時間値の日最高値の年間99パーセンタイル値の3年平均値(光化学オキシダントの環境改善効果を適切に示すための指標)』の県内最高値の推移は次のとおりであり、概ね横ばいの状況である。

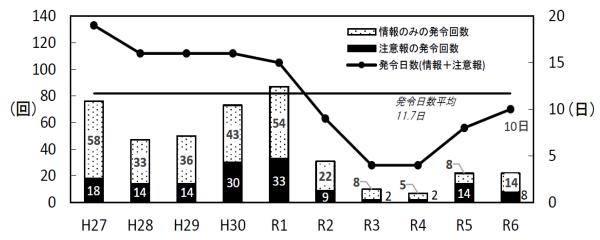


図3 過去10年間における光化学オキシダント注意報等の発令回数と発令日数の推移

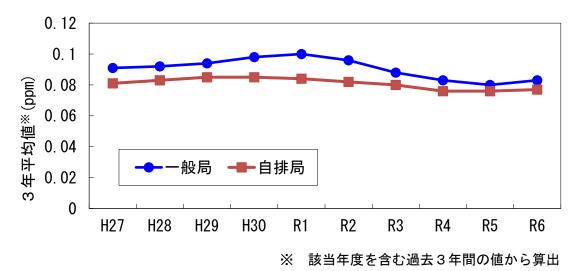
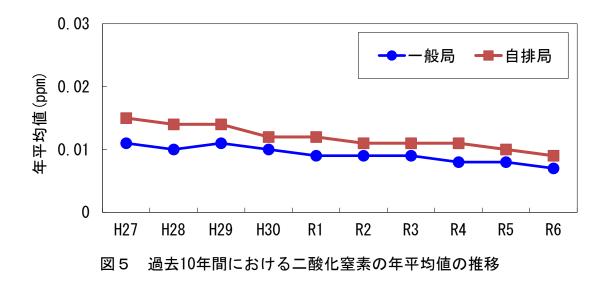


図4 過去10年間における光化学オキシダントの環境改善効果 を適切に示すための指標の推移

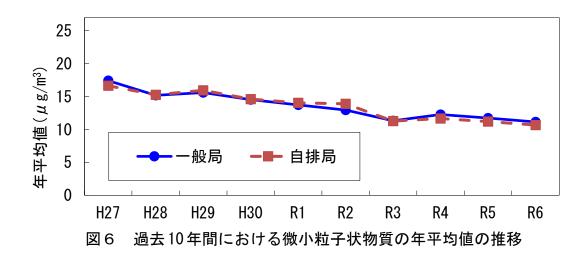
5 二酸化窒素

- (1) 測定した46局について、全ての測定局で環境基準を達成した。
- (2) 過去10年間継続して測定を実施している一般局(33局)及び自排局(9局)における年平均値の推移は次のとおりであり、低下傾向にある。



6 微小粒子状物質 (PM2.5)

- (1) 県下では、平成22年度から測定を開始しており、令和6年度に測定した27局について、25局で環境基準を達成した。
- (2) 過去10年間継続して測定を実施している一般局(12局)及び自排局(3局)における年平均値の推移は次のとおりであり、低下傾向にある。



環境大気の測定結果

1 二酸化硫黄

【令和6年度】

				<i>k</i> = ₩0 Å	5部 / 年			巨 如 杨 鄠 /军	
				短期的	ソ言:中国	長期的評価			
測定局 の種類	市町村	測定局	1 時間 0. 1pp 超えたに とその	omを 時間数 o割合	日平均 0.04pl 超えた とその	pmを :日数	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.04ppmを 超えた日が2日 以上連続した ことの有無	日平均値が 0.04ppmを 超えた日数
			(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(有×・無O)	(日)
		江並	0	0.0	0	0.0	0.003	0	0
		南輝	0	0.0	0	0.0	0.004	0	0
	岡山市	西大寺	0	0.0	0	0.0	0.003	0	0
	Im) ETI (I)	出石	0	0.0	0	0.0	0.003	0	0
		興除	0	0.0	0	0.0	0.004	0	0
		五明	0	0.0	0	0.0	0.004	0	0
		松江	0	0. 0	0	0.0	0.009	0	0
		宇野津	0	0.0	0	0.0	0.008	0	0
		塩生	0	0.0	0	0.0	0.005	0	0
		連島	0	0.0	0	0.0	0.006	0	0
		倉敷美和	0	0.0	0	0.0	0.005	0	0
		豊洲	0	0. 0	0	0.0	0.003	0	0
	倉敷市	天城	0	0.0	0	0.0	0.008	0	0
		茶屋町	0	0.0	0	0.0	0.009	0	0
		玉島	0	0. 0	0	0.0	0.003	0	0
一般局		児島	0	0. 0	0	0.0	0.006	0	0
		監視センター	0	0.0	0	0.0	0.008	0	0
		福田	0	0.0	0	0.0	0.007	0	0
		船穂	0	0.0	0	0.0	0.004	0	0
	津山市	津山	0	0. 0	0	0.0	0.004	0	0
		日比	0	0.0	0	0.0	0.004	0	0
		向日比1丁目	0	0.0	0	0.0	0.004	0	0
		渋川	0	0.0	0	0.0	0. 007	0	0
	玉野市	宇野	0	0.0	0	0.0	0. 003	0	0
		日比2丁目	0	0.0	0	0.0	0.005	0	0
		向日比2丁目	0	0.0	0	0.0	0.012	0	0
		後閑	0	0.0	0	0.0	0. 002	0	0
	笠岡市	寺間	0	0.0	0	0.0	0.005	0	0
	備前市	東片上	0	0.0	0	0.0	0. 002	0	0
	נוי ניו דאי	三石	0	0.0	0	0.0	0.003	0	0
	浅口市	寄島	0	0.0	0	0.0	0. 007	0	0

2 一酸化炭素

【令和6年度】

				短期的	内評価		長期的評価				
測定局 の種類	市町村	測定局	8時間 20pp 超えた とその	:回数	10pp 超え <i>t</i>		日平均値の 2%除外値	日平均値が 10ppmを超えた 日が2日以上 連続したこと の有無	日平均値が 10ppmを 超えた日数		
					(回数)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(有×・無O)	(日)
一般局	倉敷市	倉敷美和	0	0.0	0	0.0	0. 7	0	0		
	岡山市	岡山市	南方	0	0.0	0	0. 0	0. 5	0	0	
			西祖	0	0.0	0	0.0	0.4	0	0	
		駅前	0	0.0	0	0.0	0.8	0	0		
自排局	倉敷市	大高	0	0.0	0	0.0	0. 5	0	0		
		西坂	0	0.0	0	0. 0	0. 4	0	0		
	玉野市	用吉	0	0.0	0	0.0	0.4	0	0		
	笠岡市	大磯	0	0.0	0	0. 0	0, 6	0	0		

3 浮遊粒子状物質

			短期的評価				長期的評価			
測定局 の種類	市町村	測定局	1 時間 0.20mg 超えた とそ0	時間数	日平± 0.10m 超え <i>t</i> とその	:日数	日平均値の 2 %除外値	日平均値が 0.10mg/m³を 超えた日が2日 以上連続した ことの有無	日平均値が 0.10mg/m³を 超えた日数	
			(時間)	(%)	(目)	(%)	(mg/m3)	(有×・無〇)	(日)	
		江並	3	0.0	0	0. 0	0. 036	0	0	
		南輝	0	0.0	0	0.0	0. 035	0	0	
		西大寺	0	0.0	0	0. 0	0. 035	0	0	
		東岡山	0	0.0	0	0. 0	0. 033	0	0	
	岡山市	出石	0	0.0	0	0. 0	0. 031	0	0	
		興除	0	0.0	0	0. 0	0. 033	0	0	
		吉備	0	0.0	0	0.0	0. 035	0	0	
		五明	0	0.0	0	0. 0	0. 034	0	0	
		御津	0	0.0	0	0. 0	0. 029	0	0	
		春日	0	0.0	0	0. 0	0. 039	0	0	
		松江	0	0.0	1	0. 3	0. 051	0	0	
		呼松	0	0.0	0	0. 0	0. 045	0	0	
		塩生	0	0.0	1	0. 3	0. 042	0	0	
		倉敷美和	0	0.0	0	0. 0	0. 036	0	0	
		天城	0	0.0	0	0. 0	0. 036	0	0	
	倉敷市	茶屋町	0	0.0	0	0. 0	0. 043	0	0	
		玉島	0	0.0	0	0. 0	0. 041	0	0	
		児島	0	0.0	0	0.0	0. 035	0	0	
一般局		監視センター	0	0.0	1	0. 3	0. 047	0	0	
132,1-3		福田	0	0.0	0	0.0	0. 038	0	0	
		庄	0	0.0	0	0.0	0. 028	0	0	
		船穂	0	0.0	0	0.0	0. 038	0	0	
	津山市	津山	0	0.0	0	0. 0	0. 026	0	0	
		日比	0	0.0	1	0. 3	0. 038	0	0	
		渋川	0	0.0	1	0. 3	0. 038	0	0	
	玉野市	宇野	0	0.0	1	0. 3	0. 038	0	0	
		日比2丁目	0	0.0	0	0. 0	0. 030	0	0	
		向日比2丁目	0	0.0	0	0. 0	0. 037	0	0	
		後閑	0	0.0	0	0. 0	0. 033	0	0	
	笠岡市	寺間	1	0.0	1	0. 3	0. 046	0	0	
	_,,,,,,	茂平	0	0.0	0	0. 0	0. 039	0	0	
	総社市	総社	0	0.0	1	0. 3	0. 039	0	0	
	新見市	新見	0	0.0	1	0. 3	0. 034	0	0	
		東片上	0	0.0	0	0.0	0. 032	0	0	
	備前市	三石	0	0.0	1	0. 3	0. 044	0	0	
		日生	0	0.0	0	0. 0	0. 031	0	0	
	浅口市	金光	0	0.0	0	0. 0	0. 038	0	0	
	早島町	早島	0	0.0	0	0.0	0. 043	0	0	
	岡山市	南方	0	0.0	0	0.0	0. 034	0	0	
		西祖	0	0.0	0	0.0	0. 035	0	0	
	倉敷市	大高	0	0.0	0	0.0	0. 033	0	0	
自排局		西坂	0	0.0	0	0.0	0. 031	0	0	
	笠岡市	大磯	0	0.0	0	0.0	0. 035	0	0	
	備前市	伊部	0	0.0	0	0. 0	0. 034	0	0	
	真庭市	久世	0	0.0	0	0. 0	0. 028	0	0	
	早島町	長津	0	0.0	0	0.0	0. 042	0	0	

測定局 の種類	市町村	測定局	昼間の 1 E 0.06p 超えた日数	pmを	昼間の 1 日 0.12ppn の日数と	以上	8 時間値の日 高値の年間99 パーセンタイル 値の3年平均
			(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)
		江並	51	241	0	0	0. 075
		南輝	57	246	0	0	0. 076
		西大寺	61	280	0	0	0. 072
		東岡山	43	198	0	0	0. 068
	岡山市	出石	62	268	0	0	0. 07
		興除	52	227	0	0	0.06
		吉備	38	169	0	0	0. 06
		五明	77	401	0	0	0. 07
		御津	63	253	1	1	0. 07
		春日	114	620	1	1	0. 07
		松江	42	164	1	1	0. 06
		塩生	84	380	1	2	0. 07
		連島	95	553	2	3	0. 08
		倉敷美和	92	494	0	0	0. 07
		天城	60	235	1	2	0. 07
		茶屋町	109	563	2	2	0. 07
	倉敷市	玉島	77	381	1	1	0. 07
		児島	72	349	1	1	0. 07
		監視センター	38	161	0	0	0.06
		福田	58	261	1	1	0.00
一般局		庄	43	182	0	0	0. 07
		船穂	103	540	1	1	0. 07
		真備	96	445	1	1	0. 07
	津山市	津山	58	230	0	0	0. 08
	净田川	日比	22	132	0	0	0. 07
	玉野市		46	208	0	0	0. 07
	## EXI +	宇野	78	361			
	笠岡市	茂平			0	0	0. 07
	井原市	井原	94	402	0	0	0. 07
	総社市	総社	88	412	0	0	0. 07
	高梁市	高梁	58	246	0	0	0. 07
	新見市	新見	43	231	0	0	0. 07
	/# <u>></u>	東片上	72	317	0	0	0. 07
	備前市	三石	50	220	0	0	0. 07
		日生	67	319	0	0	0. 07
	赤磐市	熊山	73	308	0	0	0. 07
	美作市	美作	49	195	0	0	0. 07
	浅口市	金光	70	333	0	0	0. 07
		寄島	87	418	2	2	0. 08
	早島町	早島	62	282	0	0	0. 07
	吉備中央町	吉備高原	67	300	0	0	0. 07
	玉野市	用吉	45	233	0	0	0. 07
自排局	笠岡市	大磯	77	376	0	0	0. 07
	真庭市	久世	30	129	0	0	0. 06

5 二酸化窒素 【令和6年度】

市町村	測定局	日平均値 の年間 98%値	日平均値の 年間98%値が 0.06ppmを 超えた日数
		(ppm)	(日)
	江並	0. 017	0
	南輝	0. 018	0
	西大寺	0. 015	0
	東岡山	0. 013	0
岡山市	出石	0. 017	0
	興除	0. 017	0
	吉備	0. 015	0
	五明	0. 012	0
	御津	0. 008	0
	春日	0. 018	0
	松江	0. 024	0
	塩生	0. 023	0
	連島	0. 019	0
	倉敷美和	0. 018	0
	豊洲	0. 019	0
	天城	0. 017	0
倉敷市	茶屋町	0. 016	0
	玉島	0. 016	0
	児島	0. 020	0
	監視センター	0. 032	0
	福田	0. 019	0
	庄	0. 016	0
	船穂	0.014	0
	真備	0. 011	0
津山市	津山	0. 008	0
	日比	0. 019	0
T == 7 +	向日比1丁目	0. 018	0
土 野巾	渋川	0. 017	0
	宇野	0. 018	0
	市町村岡山市	市町村 別定局 江並輝大岡石原備 西東出興吉五御春 松塩連倉豊天茶玉児監視田 中部 神田 中部	市町村 測定局 の年間 98%値 (ppm)

測定局 の種類	市町村 測定局		日平均値 の年間 98%値	日平均値の 年間98%値が 0.06ppmを 超えた日数
			(ppm)	(日)
	笠岡市	寺間	0. 013	0
	32 [43] 1[3	茂平	0. 018	0
	総社市	総社	0. 011	0
一般局	備前市	東片上	0.012	0
加又户J	1)用 月1) 「[7]	三石	0.014	0
	赤磐市	熊山	0.008	0
	浅口市	金光	0.014	0
	早島町	早島	0.017	0
	岡山市	南方	0. 015	0
	闸加口加	西祖	0.016	0
		駅前	0.019	0
	倉敷市	大高	0. 021	0
自排局		西坂	0. 018	0
	笠岡市	大磯	0.019	0
	備前市	伊部	0. 023	0
	真庭市	久世	0.009	0
	早島町	長津	0. 026	0

6 微小粒子状物質

【令和6年度】

			長期基	基準	短期基	基準	日平均値が	35μg/m³を
測定局 市町村		5町村 測定局		年平均値		値の	超えた日数	とその割合
の種類	112 - 1 1 1	MIXCHI			年間98		日	割合
			$(\mu \text{ g/m}^3)$	達成	$(\mu \text{ g/m}^3)$	達成	(日)	(%)
		江並	11.0	0	35. 5	×	8	2. 2
		南輝	10.8	0	30. 2	0	3	0.8
	岡山市	西大寺	9.8	0	27. 3	0	3	0. 8
	131111	東岡山	10. 9	0	30. 9	0	4	1. 1
		興除	10.8	0	29. 0	0	1	0. 3
		吉備	9.6	0	27. 6	0	1	0. 3
		松江	12. 6	0	37. 5	×	12	3. 4
		塩生	11.5	0	31. 1	0	4	1.1
		倉敷美和	11.1	0	30. 5	0	3	0.8
		茶屋町	10. 9	0	29. 8	0	3	0.8
	倉敷市	玉島	10.4	0	30. 3	0	4	1. 1
一般局		児島	10.5	0	27. 4	0	4	1. 1
川文 /中J		監視センター	10. 2	0	31. 1	0	4	1. 1
		庄	11.4	0	30. 3	0	3	0. 9
		真備	10. 2	0	29. 3	0	3	0.8
	津山市	津山	9.0	0	23. 5	0	1	0. 3
	玉野市	宇野	10.5	0	29. 3	0	2	0. 6
	笠岡市	茂平	12. 4	0	28. 7	0	5	1. 4
	総社市	総社	10. 7	0	27. 1	0	3	0.8
	高梁市	高梁	9. 3	0	24. 5	0	1	0. 3
	新見市	新見	6. 6	0	17. 1	0	0	0.0
	備前市	三石	11. 2	0	26. 1	0	1	0. 3
	早島町	早島	11.5	0	31.8	0	7	1. 9
	吉備中央町	吉備高原	9. 6	0	26. 8	0	1	0. 3
	岡山市	南方	9. 0	0	26. 5	0	0	0. 0
自排局	倉敷市	大高	10.8	0	31. 7	0	7	2. 0
	早島町	長津	12. 2	0	29. 3	0	3	0.8

(備考) 長期基準と短期基準の両者を達成した場合に環境基準を達成したと評価する。

令和6年度有害大気汚染物質等環境調査結果について

1 内容

大気汚染防止法第22条の規定により、有害大気汚染物質等による大気の汚染 状況を把握するため、測定を実施した。

(1) 対象物質

環境省が定めているジクロロメタンなどの優先取組物質等22物質

(2) 測定方法

県内4地点において、毎月1回、連続24時間のサンプリングを行い、年12回の測定値から年平均値を算出した。

2 結果

(1) 環境基準設定物質

環境基準が定められている4物質(ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン)については、全ての地点で環境基準を達成した。

(2) 指針值設定物質

指針値が定められている11物質のうち10物質(アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ニッケル化合物、マンガン及びその化合物、アセトアルデヒド、塩化メチル、水銀及びその化合物)については、全ての地点で指針値に適合していたが、ヒ素及びその化合物については、玉野市の日比大気測定局で指針値(6 ng/m³)に適合していなかった。

指針値 環境目標値の一つとして、環境中の有害大気汚染物質による健康リスク の低減を図るため、及び事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果た すもの。(年12回の平均値で評価)

(3) その他

ホルムアルデヒド等7物質については、評価する基準はないが、例年と比べ大きな変化はなかった。

3 今後の対応

引き続き測定を実施し、有害大気汚染物質等の環境中の濃度の実態把握に努める。

また、日比地区のヒ素及びその化合物については、指針値を超過しているため、引き続き周辺環境の詳細調査を実施するとともに、発生源と考えられる事業者に対して排出抑制対策を実施するよう指導していく。

【参考】

〇有害大気汚染物質

大気汚染防止法第2条第16項において、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの(ばい煙、特定粉じん及び水銀等を除く。)と規定されている。

〇優先取組物質

中央環境審議会において、健康影響の未然防止の見地から、「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」を幅広く選定したリスト(247物質)を作成し、同リストの中から、大気汚染による人の健康被害が生じるおそれがある程度高いと考えられる物質(優先取組物質)として、次の22物質を指定している。

No.	対象物質名	環境基準 (指針値)
1	アクリロニトリル	$(2 \mu g/m^3)$
2	塩化ビニルモノマー	$(10 \ \mu \ g/m^3)$
3	クロロホルム	$(18 \ \mu \ g/m^3)$
4	1,2-ジクロロエタン	$(1.6 \ \mu \ g/m^3)$
5	ジクロロメタン	$150 \ \mu \ \mathrm{g/m^3}$
6	テトラクロロエチレン	$200~\mu~\mathrm{g/m^3}$
7	トリクロロエチレン	$130 \ \mu \ \mathrm{g/m^3}$
8	1,3-ブタジエン	$(2.5 \ \mu \ g/m^3)$
9	ベンゼン	$3 \mu \text{ g/m}^3$
10	塩化メチル	$(94 \ \mu \ g/m^3)$
11	トルエン	_
12	酸化エチレン	_
13	アセトアルデヒド	$(120 \ \mu \ g/m^3)$
14	ホルムアルデヒド	_
15	ニッケル化合物	(25 ng/m^3)
16	ヒ素及びその化合物	(6 ng/m^3)
17	ベリリウム及びその化合物	_
18	マンガン及びその化合物	(140 ng/m^3)
19	クロム及び三価クロム化合物	_
20	六価クロム化合物	_
21	ベンゾ[a]ピレン	_
22	ダイオキシン類*	0.6 pg-TEQ/m^3

[※] ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき別途対応している。

有害大気汚染物質等測定結果

測定地点		—————— 長津大気	茂平大気	* <i>L</i>	日比大気	環境基準
物質名	単位	測定局	測定局	美作県民局	測定局	(指針値)
アクリロニトリル	μg/m ³	0. 014	0. 016	0.010	0. 020	(2以下)
塩化ビニルモノマー	µg/m³	0. 013	0. 018	0. 0082	0.064	(10以下)
クロロホルム	μg/m ³	0. 15	0. 16	0.14	0. 16	(18以下)
1,2-ジクロロエタン	µg/m³	0. 17	0. 19	0. 15	0. 21	(1.6以下)
ジクロロメタン	µg/m³	0. 71	0. 77	3. 0	0.88	150以下
テトラクロロエチレン	µg/m³	0.044	0. 047	0. 032	0. 054	200以下
トリクロロエチレン	µg/m³	0. 051	0. 093	0. 051	0. 049	130以下
1,3-ブタジエン	µg/m³	0. 14	0. 070	0. 044	0. 039	(2.5以下)
ベンゼン	µg/m³	1.3	1. 2	0. 56	0. 87	3以下
塩化メチル	µg/m³	1. 2	1. 2	1. 2	1.3	(94以下)
トルエン	µg/m³	7. 3	3. 0	2. 9	2. 3	
酸化エチレン	µg/m³	0.069	0. 056	0. 059	0.060	
アセトアルデヒド	µg/m³	1.6	1.1	1. 1	1. 2	(120以下)
ホルムアルデヒド	µg/m³	1. 9	1. 7	1.5	1.9	
ニッケル化合物	ng/m³	2. 4	2. 0	1.0	4. 1	(25以下)
ヒ素及びその化合物	ng/m³	2. 7	2. 2	1.8	<u>8. 4</u>	(6以下)
ベリリウム及びその化合物	ng/m³	0. 020	0. 020	0. 0080	0. 025	
マンガン及びその化合物	ng/m³	42	42	8. 3	42	(140以下)
クロム及び三価クロム化合物(※)	ng/m³	4. 4	3. 9	1. 7	5. 8	
六価クロム化合物 ^(※)	ng/ m	7. 7	0. 9	1. /	0.0	
水銀及びその化合物	ng/m³	1.8	1.8	1.5	1.8	(40以下)
ベンゾ[a]ピレン	ng/m³	0. 22	1.1	0.10	0. 62	

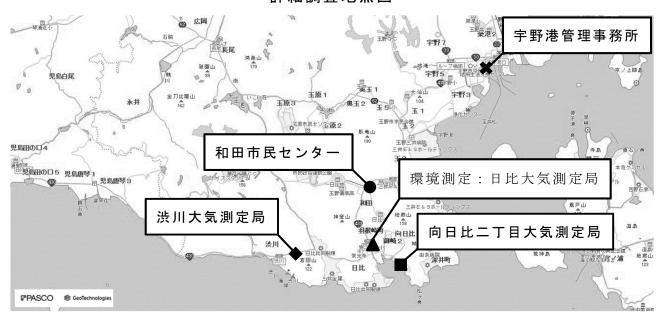
^(※) 六価クロム化合物並びにクロム及び三価クロム化合物については、当面全クロムとして測定している。 下線は、指針値の超過を示す。



玉野市内の詳細調査結果

県では、大気汚染防止法第22条の規定により有害大気汚染物質等の測定(環境測定)を実施しており、その結果、玉野市内において「ヒ素及びその化合物」の濃度が継続的に高いことから、令和6年度においても詳細調査を実施し、その調査結果を取りまとめた。

詳細調査地点図



ヒ素及びその化合物の調査結果

 (ng/m^3)

									(ng/m	1)
調査地点	H25~H27 平均値 (対策前)	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
詳細調査										
宇野港管理事務所	6.6	3.9	4. 1	4. 2	3. 7	4.5	3.8	5.6	4.8	3.8
渋川大気測定局	21	12	8.4	9.9	11	11	7.5	11	9.7	9.3
向日比二丁目大気測定局	27	19	15	13	12	15	14	16	11	17
和田市民センター	12	9.7	7. 1	8. 1	8.2	8.0	7.0	10	7.9	7.7
環境測定【指針值: 6 ng	g/m³]									
日比大気測定局	20	7.5	6.4	12	8.4	10	8.6	7.6	8.3	8.4

※ 詳細調査は、年4回の平均値(1週間試料採取)

和田市民センターは、H26から調査を実施

環境測定は、年12回の平均値(24時間試料採取)

日比大気測定局と表記しているが、H27のみ日比市民センターで調査を実施

令和6年度公共用水域の水質測定結果について

1 内容

水質汚濁防止法第15条の規定により、公共用水域の水質の汚濁の状況を把握するため、国、岡山市及び倉敷市と協力して、測定を実施した。

(1) 対象項目

ア 環境基準が定められている健康項目(カドミウム等27項目)及び生活環 境項目(BOD(生物化学的酸素要求量)、COD(化学的酸素要求量)等13項目)

イ 環境基準が定められていない要監視項目(クロロホルム等32項目)

(2) 測定方法

県内52水域160地点(表1)において、表2に掲げる頻度で測定を実施した。

調査地点数 調査対象 水域 区分 水域 県 玉 岡山市 倉敷市 計 河川 41 51 16 16 87 湖沼 1 4 4 海域 35 13 21 10 69 合計 52 86 16 33 25 160

表 1 測定地点の内訳

⁽注) 河川41水域のうち、31水域で環境基準の類型が指定されている。

五二 //	
測定項目	測定頻度
健 康 項 目	年 1 ~18回
生活環境項目	年 1 ~18回
要監視項目	年1回

表 2 測定頻度

2 結 果

(1) 健康項目

全ての水域で環境基準を達成した。

(2) 生活環境項目

ア BOD及びCOD

河川 (BOD) は31水域中30水域で環境基準を達成した。児島湖 (COD) は環境基準を達成しなかった。海域 (COD) は10水域中4水域で環境基準を達成した。

			_ ,	
水域区分	う・項目	水域数	達成水域数	達成率
河川	BOD	31	30	96.8 %
湖沼	COD	1	0	0 %
海域	COD	10	4	40 %

表 3 BOD及びCODの環境基準達成状況

イ 全窒素及び全りん

児島湖の全窒素及び全りんは環境基準を達成しなかった。海域の全窒素は 8水域全てで環境基準を達成し、全りんは8水域中6水域で環境基準を達成 した。

表 4 全窒素び全りんの環境基準達成状況

水域区分	・項目	水域数	達成水域数	達成率
湖沼	全窒素	1	0	0 %
19月1日	全りん	1	0	0 %
海域	全窒素	8	8	100 %
一一	全りん	8	6	75 %

ウ 全亜鉛、ノニルフェノール及びLAS (直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩) いずれの項目も測定した海域の3水域全てで環境基準を達成した。

エ その他の生活環境項目

その他の生活環境項目については、表5のとおりであった。

表 5 その他の生活環境項目の環境基準の適合状況

ァk tat			生活環境項	目	
水域区分	水素イオン濃度 (pH)	溶存酸素量 (D0)	浮遊物質量 (SS)	大腸菌数	ノルマルヘキサン抽出物質 (油分)
河川	93.3 %	98.5 %	99.8 %	97.4 %	_
湖沼	61.7 %	100.0 %	51.7 %	_	_
海域	95.5 %	80.3 %	_	97.7 %	100.0 %

⁽注) 数値は、(環境基準に適合している検体数)/(総検体数)を百分率で示したもの。

(3) 要監視項目

指針値が設定されているクロロホルム等30項目のうち、ウランが海域11地点で指針値をわずかに超過した。

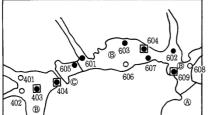
その他の29項目は、いずれも指針値内であった。

3 今後の対応

引き続き、公共用水域の水質の実態の把握に努めるとともに、水質総量削減 計画、児島湖に係る湖沼水質保全計画等に基づく工場・事業場排水対策、生活 排水対策などの取組により、環境基準の達成率の向上を図る。

測定地点位置図





- ●は、BOD又はCOD等に係る環境基準点
- 口は、全窒素及び全りんに係る環境基準点
- △は、全亜鉛等に係る環境基準点
- 〇は、補助測定点

番号は地点番号

- **△~** □ はそれぞれ環境基準のA~D類型
- は環境基準の類型未設定

健康項目の環境基準超過状況

項目名	項目別 測定地点数	環境基準 超過地点数	環境基準
カドミウム	84 (河川46, 湖沼2, 海域36)	0	0.003mg/L以下
全シアン	ıı	0	検出されないこと
鉛	85 (河川47, 湖沼2, 海域36)	0	0.01mg/L以下
六価クロム	84 (河川46, 湖沼2, 海域36)	0	0.02mg/L以下
ひ素	85 (河川47, 湖沼2, 海域36)	0	0.01mg/L以下
総水銀	84 (河川46, 湖沼2, 海域36)	0	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	19 (河川5, 海域14)	0	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	84 (河川46, 湖沼2, 海域36)	0	検出されないこと
トリクロロエチレン	"	0	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	"	0	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	"	0	0.02mg/L以下
四塩化炭素	"	0	0.002mg/L以下
1, 2ージクロロエタン	"	0	0.004mg/L以下
1, 1ージクロロエチレン	"	0	0.1mg/L以下
シスー1, 2ージクロロエチレン	IJ.	0	0.04mg/L以下
1, 1, 1ートリクロロエタン	IJ.	0	1mg/L以下
1, 1, 2ートリクロロエタン	IJ.	0	0.006mg/L以下
1, 3ージクロロプロペン	IJ.	0	0.002mg/L以下
チウラム	IJ.	0	0.006mg/L以下
シマジン	II	0	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	II	0	0.02mg/L以下
ベンゼン	II	0	0.01mg/L以下
セレン	II	0	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	106 (河川59, 湖沼4, 海域43)	0	10mg/L以下
ふっ素	47 (河川45, 湖沼2)	0	0.8mg/L以下
ほう素	II	0	1mg/L以下
1, 4-ジオキサン	84 (河川46, 湖沼2, 海域36)	0	0.05mg/L以下

生活環境項目 環境基準で定めている生活環境の保全に係る項目

水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質量 (SS)、溶存酸素量(DO)、大腸菌数、ノルマルヘキサン抽出物質(油分)、全窒素、全りん、全亜 鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)、底層DO (以上13項 目)

BOD及びCODの測定結果

(1)河 川(31水域、33環境基準点)

	de tel a	네 노 성	-1:07++		水質	(BOD: 7	'5%値)(i	mg/L)		環境基準
7	水 域 名	地点名	市町村	R2	R3	R4	R5	R	16	(mg/L)
	高梁川上流	一中橋	新見市	1. 4	1.0	0.8	1.2	1. 1	0	2以下
	高梁川中流(1)	中井橋	高梁市	1. 2	1.2	1.0	0.8	1.0	0	2以下
	高梁川中流(2)	湛 井 堰	総社市	0.7	0.7	0.6	0.5	0.6	0	2以下
	高梁川下流	霞 橋	倉敷市	1. 2	1.5	1.8	1.8	1.6	0	3以下
高梁	西 川	布 原 橋	新見市	1. 2	1.0	0.8	0.8	0.8	0	2以下
Ш	小 坂 部 川	巌 橋	新見市	1.0	1.0	1.2	0.8	1.2	0	2以下
水域	有 漢 川	幡 見 橋	高梁市	1. 3	1.4	1.0	0.8	0.8	0	2以下
	成 羽 川	神崎橋	高梁市	1.2	1.4	0.8	1.0	1.0	0	2以下
	小田川上流	猪原橋	井原市	1. 2	0.8	0.6	0.8	0.8	0	2以下
	小田川下流	福 松 橋	倉敷市	2. 0	2. 1	2.7	2.5	1.5	0	3以下
	美 山 川	栄 橋	矢掛町	1.2	1.4	1.6	1.2	1.2	0	2以下
	旭 川 上 流	湯原ダム	真庭市	1.0	1.4	1.0	2.0	1.2	×	1以下
	旭川中流	落合大橋	真庭市	1.0	1.2	1.0	1.0	0.9	0	2011도
旭		乙井手堰	岡山市	0.7	0.7	0.8	0.7	0.6		2以下
川水	旭 川 下 流	桜 橋	岡山市	1. 1	1.8	4.2	1.2	1. 2	0	3以下
域	新 庄 川	大久奈橋	真庭市	1. 2	1.0	0.8	0.8	1. 2	0	2以下
	百 間 川	清 内 橋	岡山市	2. 5	3.8	4. 1	2.9	2. 3	0	5以下
	砂川	新 橋	岡山市	2.0	1.0	1.4	1.2	1. 5	0	3以下
	吉井川上流	嵯 峨 堰	津山市	1. 2	1.4	1.1	1.0	1.2	0	2以下
	吉井川中・下流	周匝橋	赤磐市	1.6	1.5	1.0	1.2	1.2	0	3以下
吉	百开州中,下机	熊 山 橋	赤磐市	0.7	0.8	0.9	0.9	0.7)	364
吉井川	加茂川	加茂川橋	津山市	1.4	1.2	1.2	1.2	0.8	0	2以下
水	梶 並 川	滝 村 堰	美作市	1.6	1.0	1.0	1.1	1.2	0	2以下
域	滝 川	三星橋	美作市	1.6	1.2	1.2	1.2	1.0	0	3以下
	吉 野 川	鷺 湯 橋	美作市	1.6	1.2	0.8	1.2	1.0	0	2以下
	金 剛 川	宮 橋	和気町	0.7	0.7	1.0	0.9	0.6	0	2以下
false s	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬橋	岡山市	2. 0	3. 0	3. 2	2.8	2. 4	0	3以下
笹ク 川オ	r瀬 k域 足守川上流	高塚橋	岡山市	1. 4	1.6	1.0	1.6	1. 7	0	2以下
	足守川下流	入 江 橋	岡山市	1. 4	1.6	1.2	1.2	1.6	0	3以下
倉旉	如川水域 倉敷川	倉 敷 川 橋	岡山市	2.8	3.6	2.8	3. 4	2.8	0	5以下
芦田	日川水域 高屋川	滝 山 堰	井原市	1. 4	1.6	1.2	0.9	1. 2	0	2以下
里見	L川水域 里 見 川	鴨方川合流点	浅口市	3. 0	3.6	3.4	3.0	2.6	0	8以下
伊里	型川水域 伊里川	浜の川橋	備前市	1.6	1.2	1.6	1.2	1.4	0	3以下

⁽備考) 1) 「75%値」とは、年間のn個の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目 (整数でない場合は端数を切り上げた整数番目) にくるデータを表す。

^{2) 「}〇」は、環境基準が達成された水域を示す。「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。

³⁾ 複数の環境基準点を持つ水域においては、当該水域内の全ての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(2)湖 沼(児島湖1水域、2環境基準点)

水	域	名	地 点 名			水質 (COD: 75%値) (mg/L)						
//\	攻	711	¥15	.m. 11	R2	R3	R4	R5	R	26	(mg/L)	
児島湖	児』	島 湖	湖	心	8. 1	8. 2	8. 1	8.6	7. 4	~	5以下	
水域)L A	可仰	樋	門	7.8	8. 0	8.3	8.6	8. 2		364	

(3)海 域(10水域、27環境基準点)

	水 域 名	地 点 名		水質	(COD: 7	75%値)(i	ng/L)		環境基準
/	小	地 点 泊	R2	R3	R4	R5	F	R6	(mg/L)
	玉 島 港 区	玉 島 港 奥 部	4.0	3. 7	3.6	4.6	3. 2	0	8以下
水	水島港区	水島港口部	2. 9	2. 5	2.8	3.0	2.8	0	8以下
島		玉 島 港 沖 合	2. 5	2. 5	2.8	2.6	2. 7		
海	水島地先海域(甲)	上 水 島 北	2. 5	2. 2	2. 7	2. 4	2. 9	0	3以下
域		濃 地 諸 島 東	2. 2	2. 1	2.4	2. 2	2.6		
	水島地先海域(乙)	網代諸島沖	2. 2	2. 1	2.5	2.2	2. 6	×	2以下
	児島湾(甲)	海岸通沖	5. 1	5. 4	6. 1	5. 5	5. 2	0	8以下
児		旭 川 河 口 部	4. 7	4. 1	4.6	4.6	4. 4		
		吉井川河口部	3. 4	3. 9	4.3	4. 1	3. 6		
島	児島湾(乙)	横 樋 沖	4.0	4. 1	4.5	4.8	4. 3	×	3以下
	元 两 得(乙)	九 蟠 沖	4. 3	3. 9	4.5	4.8	4. 0		364
湾		阿 津 沖	4. 4	4. 4	5. 2	4.9	4. 2		
		向 小 串 沖	3. 7	3.6	3. 1	3.7	3. 7		
水		別 荘 沖	2.6	2.9	3. 1	3.9	2. 2		
	児島湾(丙)	児 島 湾 口 沖	2.6	3. 2	2.8	3.2	1. 7	×	2以下
域	元 西 诗 (內)	波 張 崎 南	2. 4	2.2	2. 1	2.3	2. 2		26
		出崎東沖	2. 2	2.2	2.2	2.8	2. 4		
		神島御崎沖	2.8	3. 1	2.6	2.8	2.8		
備		青 佐 鼻 沖	2. 9	2.9	2.8	2.4	2. 9		
讃瀬	備讃瀬戸	北木島布越崎北	2. 7	2.4	2.5	2. 1	2. 4	×	2以下
戸		久 須 美 鼻 東	2.0	2.0	2.3	2.0	2. 5		
		大 槌 島 北	1.9	2.0	2. 1	2. 1	2. 1		
	窓地 牛窓地先海域	錦 海 湾	2. 4	2.3	2. 1	2.3	2. 4	×	2以下
先剂	毎域	前島南西	2. 1	2.2	2. 1	2. 1	2. 2		260 1
les -	dea Miles	長 島 西 南 沖	2. 3	2.3	2.0	2.5	2. 4		
	磨灘 西部 播磨灘北西部	大多府島東南沖	2. 3	2.5	2. 1	2.5	2. 2	×	2以下
		鹿久居島東沖	2. 7	3.0	2.5	2.6	2. 7		

⁽備考) 1) 「75%値」とは、年間のn個の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目(整数でない場合は端数を切り上げた整数番目)にくるデータを表す。

^{2) 「}〇」は、環境基準が達成された水域を示す。「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。

³⁾ 複数の環境基準点を持つ水域においては、当該水域内の全ての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

全窒素及び全りんの測定結果

(1)全窒素(湖沼1水域2環境基準点、海域8水域21環境基準点)

水 域 名	治 小塊 2 環境基 地 点 名	- 1 7111		_,,,,,,		全窒素:		J値)(mg	/L)				環境基準
小 坻 石	地 点 名	Ь	22	Б	₹3	F	24	F	₹5		R6		(mg/L)
児島湖	湖心	1.	2	1.	.1	1.	1	1.	.1	1.	.2	×	1以下
/С дду 1 1 91	樋 門	1.	10	1.	.1	1.	.2	1.	.2	1.	.3	^	185
水 島 港 区	水島港口部	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.24	0.24	0.27	0.27	0	0.6以下
	玉島港沖合	0.22		0.21		0.19		0.21		0.22			
水島地先海域	上水島北	0.20	0.20	0.20	0.19	0.20	0.19	0.26	0.23	0.25	0.22	0	0.3以下
	濃地諸島東	0.19		0.17		0.18		0.21		0.20			
児 島 湾	九 蟠 沖	0.45	0.42	0.52	0.52	0.52	0.47	0.58	0.56	0.60	0.57	0	1以下
<u></u> д д	向 小 串 沖	0.39	0.12	0.52	0.02	0.42	0.11	0.54	0.00	0.54	0.01		100
	児島湾口沖	0.24		0.43		0.30		0.43		0.30			
児 島 湾 沖	出崎東沖	0.20	0.22	0.18	0.26	0.19	0.22	0.22	0.28	0.20	0.24	0	0.3以下
	鉾 島 沖 合	0.22		0.17		0.17		0.20		0.23			
備 讃 瀬 戸(イ)	久 須 美 鼻 東	0.16	0.17	0.17	0.17	0.17	0.18	0.17	0.17	0.18	0.18	\circ	0.3以下
VIII ROL VIA / (1 /	大 槌 島 北	0.18	0.11	0.17	0.11	0.18	0.10	0.17	0.11	0.17	0.10		0.05/()
	網代諸島沖	0.17		0.17		0.17		0.17		0.21			
備讃瀬戸(ロ)	神島御崎沖	0.25	0.22	0.24	0.20	0.21	0.19	0.23	0.20	0.22	0.20	0	0.3以下
VIII ROC POX / (· /	青 佐 鼻 沖	0.26	0.22	0.21	0.20	0.20	0110	0.22	0.20	0.21	0.20		0.00
	北木島布越崎北	0.21		0.17		0.16		0.17		0.17			
	錦海湾	0.18		0.17		0.19		0.19		0.17			
牛窓地先海域	前島南西	0.16	0.16	0.15	0.16	0.17	0.17	0.16	0.17	0.16	0.16	0	0.3以下
	前島東南	0.15		0.15		0.15		0.16		0.15			
	長島西南沖	0.16		0.15		0.17		0.16		0.16			
播磨灘北西部	大多府島東南沖	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16	0.17	0.16	0.16	0.15	0.17	0	0.3以下
	鹿久居島東沖	0.17		0.16		0.17		0.17		0.19			

(2)全りん(湖沼1水域2環境基準点、海域8水域21環境基準点)

水域名	地 点 名					全りん:年		値)(mg/	/L)				環境基準
小 域 名	地 尽 名	R	22	R	23	Б	24	Б	25		R6		(mg/L)
児島湖	湖 心	0.	21	0.	20	0.	17	0.	18	0.	19	×	0.1以下
九 西 柳	樋 門	0.	19	0.	19	0.	17	0.	17	0.	18	^	0.15
水 島 港 区	水島港口部	0.033	0.033	0.035	0.035	0.030	0.030	0.030	0.030	0.033	0.033	0	0.05以下
	玉島港沖合	0.036		0.036		0.028		0.031		0.030			
水島地先海域	上水島北	0.033	0.034	0.035	0.034	0.030	0.028	0.032	0.030	0.033	0.030	0	0.03以下
	濃地諸島東	0.032		0.031		0.027		0.026		0.028			
児 島 湾	九 蟠 沖	0.061	0.056	0.066	0.059	0.064	0.059	0.064	0.054	0.066	0.061	0	0.09以下
九 西 15	向 小 串 沖	0.050	0.000	0.052	0.000	0.054	0.003	0.044	0.001	0.055	0.001)	0.032
	児島湾口沖	0.031		0.044		0.035		0.037		0.041			
児 島 湾 沖	出崎東沖	0.034	0.033	0.030	0.034	0.033	0.032	0.035	0.035	0.032	0.036	×	0.03以下
	鉾 島 沖 合	0.034		0.028		0.029		0.033		0.036			
備 讚 瀬 戸(イ)	久 須 美 鼻 東	0.030	0.031	0.032	0.030	0.028	0.028	0.027	0.028	0.029	0.029	\circ	0.03以下
INTERPRETATION	大 槌 島 北	0.031	0.001	0.028	0.000	0.028	0.020	0.029	0.020	0.029	0.020)	0.000
	網代諸島沖	0.033		0.033		0.027		0.027		0.029			
備 讃 瀬 戸(ロ)	神島御崎沖	0.038	0.035	0.038	0.034	0.033	0.030	0.034	0.030	0.036	0.032	×	0.03以下
IND ROLLING (·)	青 佐 鼻 沖	0.039	0.000	0.034	0.001	0.031	0.000	0.032	0.000	0.034	0.002	, ,	0.000
	北木島布越崎北	0.031		0.030		0.028		0.028		0.028			
	錦海湾	0.033		0.031		0.029		0.028		0.030			
牛窓地先海域	前島南西	0.031	0.030	0.027	0.028	0.027	0.027	0.026	0.026	0.026	0.027	0	0.03以下
	前島東南	0.027		0.025		0.025		0.025		0.025			
	長島西南沖	0.030		0.027		0.028		0.027		0.027			
播磨灘北西部	大多府島東南沖	0.028	0.029	0.027	0.027	0.025	0.026	0.025	0.026	0.024	0.026	0	0.03以下
	鹿久居島東沖	0.029		0.027		0.025		0.026		0.026			

⁽備考) 1) 「○」は、環境基準が達成された水域を示す。「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。

²⁾ 全窒素及び全りんについては、水域内に複数の環境基準点がある場合、湖沼については全ての環境基準点において環境基準に適合している場合に、海域については各環境基準点における表層の年間平均値を、当該水域内の全ての基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

全亜鉛、ノニルフェノール及びLASの測定結果

(1)全亜鉛(海域3水域6環境基準点)

水 域 名	地点名	水質(全亜鉛:年間平均値)(mg/L)						環境基準(mg/L)
小 域 石	地点石	R2	R3	R4	R5	R6		來死至平(IIIg/L)
備讃瀬戸	水島港口部	0.003	0.002	0.004	0.002	0.004		0.02以下
加 頃 祝	神島御崎沖	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001		0.029
	網代諸島沖	0.001	0.003	0.002	0.001	0.002		
備 讃 瀬 戸(イ)	青 佐 鼻 沖	0.002	0.001	0.001	0.001	0.002	0	0.01以下
	久 須 美 鼻 東	0.001	<0.001	0.002	0.005	0.001		
播磨灘北西部(イ)	鹿久居島東沖	<0.001	0.001	0.001	<0.001	0.002	0	0.01以下

(2)ノニルフェノール(海域3水域6環境基準点)

水 域 名	地点名	水質(ノニルフェノール:年間平均値) (mg/L)						環境基準(mg/L)
小	76 M 41	R2	R3	R4	R5	R6		衆発基平 (mg/ L)
備讃瀬戸	水島港口部	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006		0.001以下
	神島御崎沖	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006)	0.0015
	網代諸島沖	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006		
備 讃 瀬 戸(イ)	青 佐 鼻 沖	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0	0.0007以下
	久 須 美 鼻 東	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006		
播磨灘北西部(イ)	鹿久居島東沖	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0	0.0007以下

(3)LAS(海域3水域6環境基準点)

(で)」 (さく)は、気で水が空中が)								
水域名	地点名	水質(LAS:年間平均値)(mg/L)						環境基準(mg/L)
小 域 石	地 点 有	R2	R3	R4	R5	R6		塚児孟毕(Ⅲg/ L/
備讃瀬戸	水島港口部	0.0006	0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006		0.01以下
加 貝 根)	神島御崎沖	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006)	0.016
	網代諸島沖	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006		
備 讃 瀬 戸(イ)	青 佐 鼻 沖	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0	0.006以下
	久 須 美 鼻 東	0.0007	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006		
播磨灘北西部(イ)	鹿久居島東沖	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0	0.006以下

⁽備考) 1) 「○」は、環境基準が達成された水域を示す。「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。

²⁾ 複数の環境基準点を持つ水域においては、当該水域内の全ての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

その他の生活環境項目の測定結果(環境基準適合率)

(単位:%)

	年度					何				
	中皮	高梁川	旭 川	吉井川	笹ケ瀬川	倉敷川	高屋川	里見川	伊里川	小 計
	R2	82.7	95.4	98.1	100.0	91.1	88.9	44.4	88.9	91.1
	R3	82.4	91.7	97.0	95.8	85.6	88.9	61.1	77.8	89.2
рН	R4	83.6	94.6	95.9	93.1	87.8	100.0	50.0	66.7	89.8
	R5	85.7	94.2	97.8	97.2	90.0	100.0	72.2	77.8	91.9
	R6	89.0	95.7	96.7	98.5	85.9	100.0	94.4	94.4	93.3
	R2	97.5	97.9	97.8	100.0	97.8	66.7	100.0	100.0	97.4
	R3	97.2	99.2	99.3	98.6	100.0	72.2	100.0	100.0	98.2
DO	R4	98.1	95.8	97.8	90.3	100.0	66.7	100.0	100.0	96.6
	R5	99.0	97.1	100.0	90.3	97.8	77.8	100.0	100.0	97.8
	R6	98.4	98.7	99.6	100.0	97.4	77.8	100.0	100.0	98.5
	R2	100.0	100.0	100.0	100.0	98.9	100.0	100.0	100.0	99.9
	R3	100.0	100.0	99.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.9
SS	R4	100.0	99.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.9
	R5	100.0	99.6	100.0	100.0	96.7	100.0	100.0	100.0	99.6
	R6	100.0	99.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.8
大腸菌	R2	62.6	47.3	58.5	52.8	-	22.2	-	77.8	56.4
群数	R3	59.4	49.5	54.8	59.7	_	5.6	_	88.9	55.2
	R4	99.7	94.6	97.8	100.0	_	94.4	_	100.0	97.8
大腸菌数	R5	99.4	94.1	98.1	98.6	_	72.2	_	100.0	97.1
	R6	99.7	94.0	98.1	98.5	_	77.8	_	100.0	97.4

(単位:%)

		湖沼			海	域			河川、湖沼、海域
	年度	児島湖	水島	児島湾	備讃瀬戸	牛窓地先	播磨灘 北西部	小 計	の合計
	R2	58.3	95.5	87.1	96.5	100.0	97.3	93.6	91.0
	R3	56.9	88.1	85.6	98.0	96.7	100.0	91.6	89.1
pН	R4	65.3	96.7	80.6	100.0	100.0	100.0	93.0	90.3
	R5	58.3	94.3	86.7	100.0	100.0	99.1	94.2	91.7
	R6	61.7	98.4	88.1	98.0	100.0	100.0	95.5	93.3
	R2	98.6	88.9	88.5	61.5	75.0	76.4	80.2	89.8
	R3	100.0	89.3	88.1	63.0	76.7	72.7	80.2	90.2
DO	R4	100.0	93.9	91.7	67.5	73.3	77.3	83.9	91.1
	R5	100.0	88.9	88.8	59.0	73.3	78.2	79.8	89.8
	R6	100.0	93.9	85.0	63.0	73.3	74.5	80.3	90.4
	R2	40.3	_	_	-	-	_	_	96.1
	R3	69.4		-	_	_	_	-	97.9
SS	R4	36.1		-	_	_	_	-	95.8
	R5	43.1	_	-	_	_	_	-	95.9
	R6	51.7	_	-	_	-	_	-	97.1
大腸菌	R2	_	91.2	97.8	95.5	100.0	100.0	97.2	69.4
群数	R3	_	100.0	96.7	100.0	100.0	100.0	99.3	69.2
	R4	_	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	98.5
大腸菌数	R5	_	100.0	93.5	98.1	100.0	100.0	97.9	97.4
	R6	-	88.2	98.9	97.4	100.0	99.0	97.7	97.4
	R2	_	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	R3	_	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
油分	R4	_	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	R5	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	R6	_	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

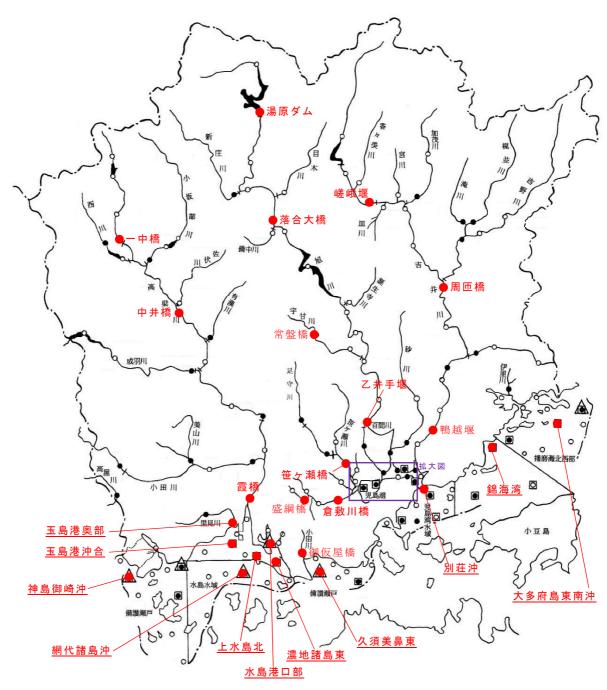
⁽注)環境基準適合率とは、環境基準類型のあてはめられた水域における「環境基準に適合する検体数/総検体数」を表す。 (検体数には、水域内の類型指定のある補助地点の検体数も含まれる。)

要監視項目の指針値超過状況

項目名	項目別 測定地点数	指針値 超過地点数	指針値
(人の健康の保護に関する項目)			
クロロホルム	31 (河川15, 海域16)	0	0.06 mg/L以下
トランスー1, 2ージクロロエチレン	II.	0	0.04 mg/L以下
1, 2ージクロロプロパン	II.	0	0.06 mg/L以下
pージクロロベンゼン	II	0	0.2 mg/L以下
イソキサチオン	11	0	0.008 mg/L以下
ダイアジノン	II.	0	0.005 mg/L以下
フェニトロチオン(MEP)	11	0	0.003 mg/L以下
イソプロチオラン	II	0	0.04 mg/L以下
オキシン銅(有機銅)	11	0	0.04 mg/L以下
クロロタロニル (TPN)	11	0	0.05 mg/L以下
プロピザミド	II	0	0.008 mg/L以下
o-エチル=o-4-ニトロフェニル= フェニルホスホノチオアート(EPN)	33 (河川15, 海域18)	0	0.006 mg/L以下
ジクロルボス(DDVP)	31 (河川15, 海域16)	0	0.008 mg/L以下
フェノブカルブ (BPMC)	II	0	0.03 mg/L以下
イプロベンホス(IBP)	II.	0	0.008 mg/L以下
クロルニトロフェン(CNP)	11	-	指針値なし
トルエン	11	0	0.6 mg/L以下
キシレン	IJ	0	0.4 mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	22 (河川13,海域9)	0	0.06 mg/L以下
ニッケル	11	-	指針値なし
モリブデン	11	0	0.07 mg/L以下
アンチモン	11	0	0.02 mg/L以下
塩化ビニルモノマー	11	0	0.002 mg/L以下
エピクロロヒドリン	24 (河川13,海域11)	0	0.0004mg/L以下
全マンガン	11	0	0.2 mg/L以下
ウラン	26 (河川13, 海域13)	11 ^{**1}	0.002 mg/L以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸及び ペルフルオロオクタン酸	27 (河川14, 海域13)	0	0.000050mg/L以下 [*]
(水生生物の保全に関する項目) クロロホルム(再掲)	31	0	0.006~3 mg/L以 ⁻
フェノール	(河川15, 海域16) 22	0	0.01~2 mg/L以了
ホルムアルデヒド	(河川13, 海域9)	0	0.03~1 mg/L以了
4-t-オクチルフェノール	"	0	0.0004~0.004 mg/L以
アニリン	11	0	0.02~0.1 mg/L以
2, 4-ジクロロフェノール	II.	0	0.003~0.03 mg/L以

^{※1} 検出濃度の最大値は0.0029mg/L(検出地点は全て海域) ※2 指針値(暫定)

PFOS·PFOA測定地点位置図



児島湾拡大図



吉井川河口部

▶水質汚濁防止法に基づく公共用水域の調査(令和6年度) 河川:14地点 湖沼:0地点 海域:13地点

※下線を付した地点は海域

※ゴシックは環境基準点

PFOS・PFOAの測定結果

【河川:14地点】

		17 D /// 2								
	水域	名	地点名	市町村	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)(ng/L)	ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)(ng/L)	PFOS+PFOA (ng/L)	指針値(暫定) (ng/L)		
高	高粱	2川上流	一中橋	新見市	<2.5	<2.5	<5.0	50		
高梁川山	高梁川	中流 (1)	中井橋	高梁市	<2.5	2. 7	5. 2	50		
水系	高粱	や川下流	霞橋	倉敷市	<2.5	<2.5	<5	50		
+0	旭	川上流	湯原ダム	真庭市	<2.5	<2.5	<5.0	50		
旭川川	旭川中流		1		落合大橋	真庭市	<2.5	<2.5	<5.0	50
水系			乙井出堰	岡山市	<2.5	3. 3	5	50		
	宇	≥甘川	常盤橋	岡山市	<2.5	31	33	50		
吉井	吉井	‡川上流	嵯峨堰	津山市	<2.5	<2.5	<5.0	50		
	士#1	川中・下流	周匝橋	赤磐市	<2.5	<2.5	<5.0	50		
水系	百升	リ ナ・ ドイル゙	鴨越堰	岡山市	<2.5	<2.5	<5	50		
笹ヶ瀬	 川水系	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬橋	岡山市	<2.5	6. 6	9. 1	50		
	ニールズ	倉敷川	盛綱橋	倉敷市	<2.5	2. 9	5	50		
启叙/	川水系	月 郑川	倉敷川橋	岡山市	<2.5	10	12	50		
小田川	川水系	小田川	御仮屋橋	倉敷市	3. 7	12	15	50		

[※]測定値は、各自治体からの報告に基づき記載しており、有効数字の桁数は統一していない。

【海域:13地点】

水	域名	地点名	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)(ng/L)	ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)(ng/L)	PFOS+PFOA (ng/L)	指針値 (暫定) (ng/L)
	玉島港区	玉島港奥部	<2.5	<2.5	<5	50
	水島地区	水島港口部	<2.5	<2.5	<5	50
北自海松		玉島港沖合	<2.5	<2.5	<5	50
水島海域	水島地先(甲)	上水島北	<2.5	<2.5	<5	50
		濃地諸島東	<2.5	<2.5	<5	50
	水島地先(乙)	網代諸島沖	<2.5	<2.5	<5	50
	旧自流(ブ)	旭川河口部	<2.5	3. 1	5.6	50
児島湾水域	児島湾(乙)	吉井川河口部	<2.5	<2.5	<5.0	50
	児島湾(丙)	別荘沖	<2.5	<2.5	<5.0	50
严	严 裁减 〒	神島御崎沖	<2.5	<2.5	<5.0	50
備讃瀬戸	備讃瀬戸	久須美鼻東	<2.5	<2.5	<5	50
牛窓地先	牛窓地先	錦海湾	<2.5	<2.5	<5.0	50
播磨灘北西部	播磨灘北西部	大多府島東南沖	<2.5	<2.5	<5.0	50

[※]測定値は、各自治体からの報告に基づき記載しており、有効数字の桁数は統一していない。

環境基準の評価方法等

1 健康項目の達成状況の評価

基準値は主として長期的摂取に伴う健康影響を考慮して算定された値であることから、環境基準の達成状況の評価については、一部の項目を除き、同一地点における年間の総検体の測定値の平均値(年間平均値)が基準値以下であることをもって、環境基準を達成しているものと判断する。(全シアンについては最高値が基準値以下であること、総水銀については環境基準超過検体数が総検体数の37%未満であること、アルキル水銀及びPCBについては全ての測定値が不検出であることをもって、環境基準を達成しているものと判断する。)

2 環境基準の達成水域

- (1) BOD, COD
 - ア 類型指定された水域の環境基準点における水質 (BOD又はCOD) の 75%値が環境基準に 適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。
 - (注)75 %値とは、年間のn個の日間平均値の全データをその小さいものから順に並べたとき、0.75×n番目(整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目)にくるデータをいう。
 - イ 複数の環境基準点が存在する水域においては、全ての環境基準点において環境基準に適合して いる場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。
- (2) 湖沼の全窒素及び全りん
 - ア 類型指定された水域の環境基準点における水質の年間平均値が環境基準に適合している場合 に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。
 - イ 複数の環境基準点が存在する水域においては、全ての環境基準点において環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。
- (3) 海域の全窒素及び全りん
 - ア 類型指定された水域の環境基準点における表層の年間平均値が環境基準に適合している場合 に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。
 - イ 複数の環境基準点が存在する水域においては、各環境基準点における表層の年間平均値を、当 該水域内の全ての環境基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に、当該水域が 環境基準を達成しているものと判断する。
- (4) 全亜鉛、ノニルフェノール及びLAS
 - ア 類型指定された水域の環境基準点における水質の年間平均値が環境基準に適合している場合 に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。
 - イ 複数の環境基準点が存在する水域においては、全ての環境基準点において環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

瀬戸内海の水質に係る環境基準達成状況について

瀬戸内海の水質に係る主要な環境基準項目である COD (化学的酸素要求量)、全窒素及び全りんの基準達成状況は次のとおりである。

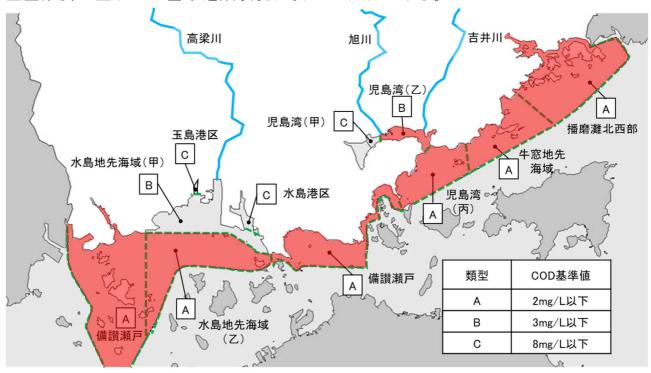


図 1 海域の区分と環境基準 (COD) 達成状況 (塗りつぶし部分が基準未達成海域)

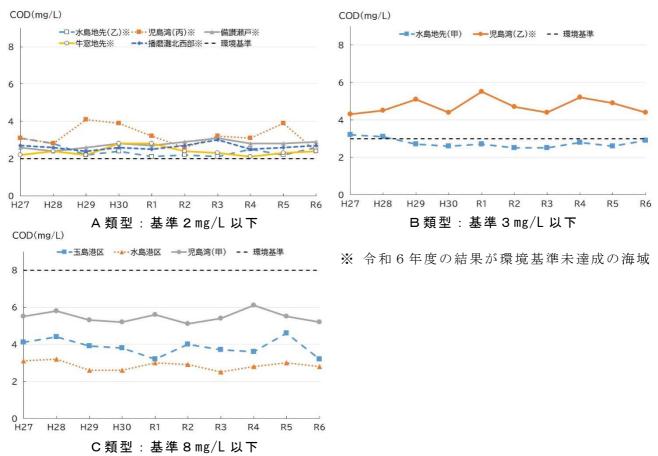


図2 類型別の海域におけるCODの経年変化

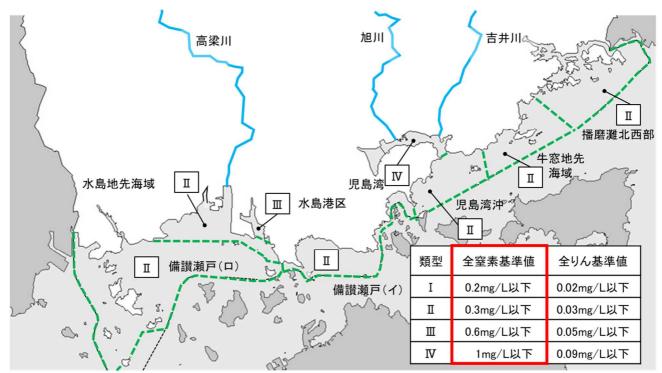


図3 海域の区分と環境基準(全窒素)達成状況 (全海域で基準達成)

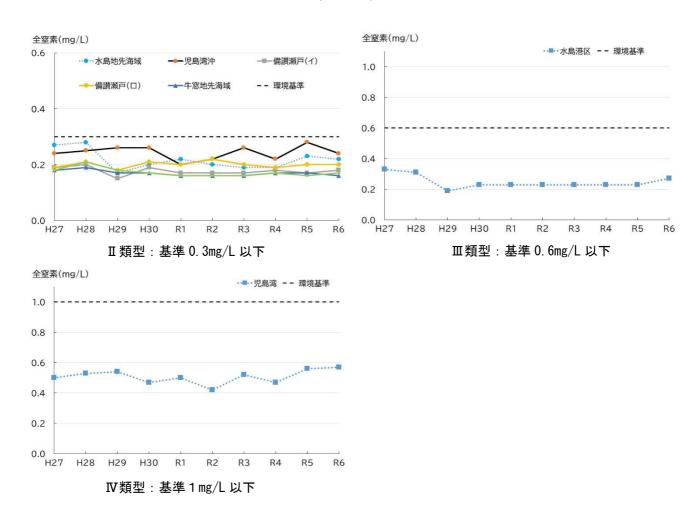


図4 類型別の海域における全窒素の経年変化

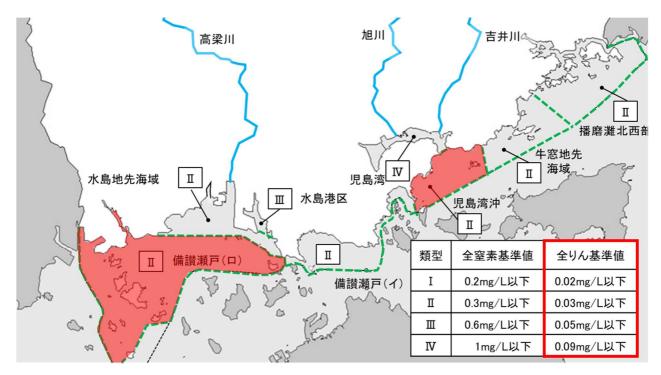


図 5 海域の区分と環境基準 (全りん)達成状況 (塗りつぶし部分が基準未達成海域)

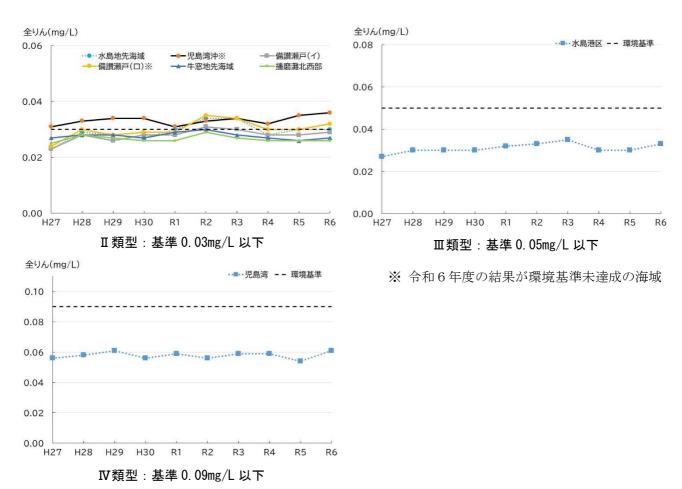


図6 類型別の海域における全りんの経年変化

令和6年度地下水の水質測定結果について

1 内容

水質汚濁防止法第15条の規定により、地下水の水質の汚濁の状況を把握するため、岡山市及び倉敷市と協力して、測定を実施した。

(1) 対象項目

地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている環境基準項目(カドミウム等28項目)及び要監視項目(クロロホルム等25項目)

(2) 測定方法

表1のとおり、県内31地点において概況調査を行うとともに、過去にトリクロロエチレン等による汚染が確認された4地点で継続監視調査を行った。測定項目及び頻度については、表2のとおりである。

岡山市 倉敷市 区分 県 計 概況調査 19 31 6 6 継続監視調査 2 1 4 1 合 計 7 21 7 35

表 1 測定地点の内訳

表 2 測定項目及び頻度

区 分	測定項目	測定頻度
概 況 調 査	環境基準項目及び要監視項目	年1回
継続監視調査	過去に超過した環境基準項目(関連	年1~9回
	する環境基準項目を含む。)	年1~2回

2 結 果

(1) 概況調査

31地点のうち1地点で環境基準を超過した。超過地点及び超過項目については表3のとおりである。

表3 環境基準超過地点及び超過項目

超過地点	超過項目
倉敷市中帯江	ふっ素及びその化合物

(2) 継続監視調査

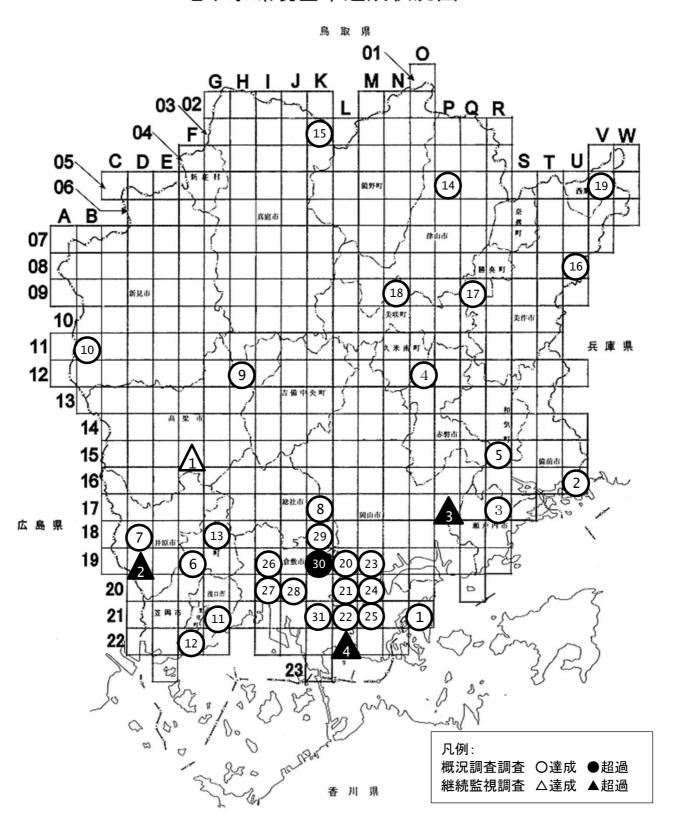
4地点のうち3地点で、依然として調査対象物質が環境基準を超過していた。

3 今後の対応

概況調査で環境基準を超過した地点は、自然由来と判断されることから調査を終了する。

継続監視調査を行った4地点は、引き続き調査を継続する。

地下水環境基準達成状況図



地下水測定項目

環境基準項目

環境基準で定めている人の健康の保護に係る項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)、1,2ージクロロエタン、1,1ージクロロエチレン、1,2ージクロロエチレン、1,1,1ートリクロロエタン、1,1,2ートリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3ージクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4ージオキサン (以上28項目)

要監視項目

人の健康の保護に関連する物質ではあるが、現時点では直ちに環境基準 項目とせず引き続き知見の集積に努めるべき項目

クロロホルム、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシン銅、クロロタロニル、プロピザミド、o-エチル=o-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート、ジクロルボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸 (以上25項目)

概況調査の測定結果

			[即			弊	J.Im.			其				拱				四				ш					
	メッシュ梅中	所在地		州	およ m や 4	全 シ ト ソ	領	<u> </u>									- '0-ジクロロH # 7 ソ											べ の 素	ほう業		要點視項目	
			拟	3境基準	0.003	N.D.					N.D.	0.02		002			0.04	1 0.			0				0			0.8	-	0.05		
			###	3告下限	0.0003	0.1			.005 0.000	5 0.0005	0.0005	0.002	0.0002						0	100					Ö	_					2	
 (本) (本)	0-21 王野市沼	炽	7	t活用水	N.D.	N.D.					N.D.	N.D.	N.D.		D.	D.		D.			О.	О.	z			ż		0.38		z		
 (本語	U-16 備前市	日生町寒河		t活用水	N.D.	N.D.					N.D.	N.D.	N.D.		Ö.	Ö.		<u> </u>	Ö.	Ö.	O.	Ö.	z	z	Z	z		0.31		z		"
建新用 NB N	R-17 瀬戸内	市長船町		t活用水	N.D.	N.D.					N.D.	N.D.	N.D.					<u>.</u>			o i	Z Z	z .			z	- 7	0.17		z	超過項目	"
共二 主義用 () 以	0-12 赤磐市	赤磐市中勢実	'	-般飲用	N.D.	N.D.					N.D.	N.D.	N.D.		Ö.	<u>.</u>		<u>.</u>	<u>.</u>	Ö.	<u>.</u>	<u>.</u>	z			z	0.73	z	N.D.	Z		"
时间 日本	R-15 和氨即	14中円	*1	t活用水	N.D.	N.D.					N.D.	N.D.	N.D.		Ö.	O.		O.	O.	Ö.	<u>.</u>	Z Z	z	z	Z	z		Ö	ż	z		"
时有 日 日 日 D	F-19 笠岡市走出	5走出	71	t活用水	N.D.	N.D.					N.D.				D.	D.		D.	Ö.	D.	D.	D.	z	zi	Z	zi	. 2	N.D.	N.D.	Z		"
時間 企業用 ND N	D-18 井原市	5芳井町吉9		t活用水	N.D.	N.D.					N.D.	N.D.	N.D.		D.	D.		D.	D.	D.	D.	D.	z			zi	4	N.D.	0.25	Z		"
全活用状 ND <	K-17 総社市赤浜	5赤浜		使用無	N.D.	N.D.					N.D.	N.D.	N.D.		D.	D.		D.	Ö.	D.	D.	D. N	z	zi	z	z		0	ż			"
全活用状 ND	H-12 高梁市	5有漢町有沙		t活用水		N.D.					N.D.	N.D.	N.D.		D.	D.		D.				D.	z .			z		0.14	z			"
条院類 生活用水 ND ND <th< td=""><td>B-11 新見市</td><th>7哲西町矢6</th><th></th><td>t活用水</td><td>N.D.</td><td>N.D.</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>N.D.</td><td>N.D.</td><td>N.D.</td><td>-</td><td>D.</td><td>D.</td><td>D.</td><td>D.</td><td>D.</td><td>.D.</td><td>D.</td><td>D.</td><td>ż</td><td>Z</td><td>z</td><td>z</td><td>0</td><td>z</td><td>N.D.</td><td>Z</td><td></td><td>"</td></th<>	B-11 新見市	7哲西町矢6		t活用水	N.D.	N.D.					N.D.	N.D.	N.D.	-	D.	D.	D.	D.	D.	.D.	D.	D.	ż	Z	z	z	0	z	N.D.	Z		"
要数用 N.D. N.D. <th< td=""><td>G-21 浅口市</td><th>⋾鴨方町六≶</th><th></th><td>t活用水</td><td>N.D.</td><td>N.D.</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>N.D.</td><td>N.D.</td><td>N.D.</td><td></td><td></td><td>D.</td><td></td><td>D.</td><td></td><td></td><td>D.</td><td>D.</td><td>z .</td><td>-</td><td></td><td>zi</td><td></td><td>N.D.</td><td>N.D.</td><td></td><td></td><td>"</td></th<>	G-21 浅口市	⋾鴨方町六≶		t活用水	N.D.	N.D.					N.D.	N.D.	N.D.			D.		D.			D.	D.	z .	-		zi		N.D.	N.D.			"
野 性活用 ND	F-22 里庄町	J大字新庄	-	-般飲用	N.D.	N.D.					N.D.	N.D.	N.D.	-	D.	D.		D.				D.	ż			z	1.8	N.D.	N.D.			"
野 一般飲用 N.D. N	G-18 矢掛町矢掛	T矢掛	*1	t活用水	N.D.	N.D.					N.D.	N.D.	N. O.		<u> </u>	Ö.		Ö.			<u>.</u>	<u>.</u>	z			z	- 2	0.20				"
和 Law (A) Law	P-05 津山下	5加茂町字		-般飲用	N.D.	N.D.					N.D.	N.D.	N. O.			<u>.</u>		Ö.			<u>.</u>	<u>.</u>	zi		z	z			z			"
生活用水 ND	K-03 真庭市	5蒜山下和		-般飲用	N.D.	N.D.					N.D.	N.D.	N.D.		<u> </u>	<u>.</u>		ص ص			<u> </u>	o o	z			z	1.0	N.D.	N.D.			"
全活用水 ND. ND. </td <td>U-08 美作i</td> <th>5 宮原</th> <th>*1</th> <td>t活用水</td> <td>N.D.</td> <td>N.D.</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>N.D.</td> <td>N.D.</td> <td>N.D.</td> <td></td> <td>D.</td> <td>D.</td> <td></td> <td>.D</td> <td></td> <td>D.</td> <td>D.</td> <td>D.</td> <td>zi</td> <td></td> <td></td> <td>zi</td> <td>0.</td> <td>z</td> <td>N.D.</td> <td></td> <td></td> <td>"</td>	U-08 美作i	5 宮原	*1	t活用水	N.D.	N.D.					N.D.	N.D.	N.D.		D.	D.		.D		D.	D.	D.	zi			zi	0.	z	N.D.			"
一般飲用 ND.	Q-09 勝央町為本	7為本	71	t活用水		N.D.					N.D.	N.D.	N.D.		D.	O		O			D.	O	z			z		0.	0.1			"
生活用水 N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N.D	N-09 美咲B	1打穴下		-般飲用	N.D.	N.D.					N.D.	N.D.	N.D.		D.	D.		D.	D.	D.	D.	D.	Ż.	z	Z	ż			z	z	項目:	"
	V-05 西栗1	西粟倉村大茅	7			N.D.						N.D.	N.D.			D.	-	D.		D.	D.	D.	z		Z	z	0	z	z			"

概況調査の測定結果

	承報			国日子	"	"	"	"	"	倉敷市	"	"	"	u u	"	
	要 監視 項 目															
	4-ジギキサン	0.05	0.005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	
	ほう業	-	0.03	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	90:0	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	
	ふっ紫	0.8	0.08	N.D.	N.D.	0.16	N.D.	N.D.	0.09	N.D.	0.11	N.D.	N.D.	0.87	N.D.	
ш	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.03	3.5	2.0	4.2	1.0	0.72	1.4	8.5	5.8	0.65	N.D.	09:0	0.53	
	h 7 Y	0.01	0.002	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	
	ベ ス ガ ン	0.01	0.001	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	
	チオベンカルブ	0.02	0.002	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	
洒	シトジン	0.003	0.0003	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	
_	* O v d	0.006	0.0006	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	
	の―ジクロロプロペン	0.002	0.0002	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	
	テトラクロロエチレン	0.01	0.0005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	
禁	トリクロロエチレン	0.01	0.001	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	
371	0-T>VOOH&Y	0.006	0.0006	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	
		-	0.0005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	
	0―ジクロロエチレン	0.04	0.004	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	
聋		0.1	0.002	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	ı.°
 K1	- '0−ジクロロ Hをソ	0.004	0.0004	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	で示す
	(塩化ビニルモノマー)ク ロ ロ エ チ レ ン	0.002	0.0002 0.0002	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	着色)
	四塩化炭素	0.002	0.0002	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	太字(太枠·着色)
雪	ジクロロメタン	0.02	0.002	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	太字(;
#		N.D.	0.0005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	
	アルキル水銀	N.D.	0.0005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	5検体
	総水銀	0.0005	0.0005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	7
BINY	\$ #¥	0.01	0.005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	を超え
畑	大価クロム	0.02	0.01	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N. O.	N.D.	環境基準を超えている検体値は
	領	0.01	0.005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.007	N.D.	N.D.	
	全シアン	N.D.	3 0.1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	示す。
	カ ビ m ウ ム	0.003	0.0003	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.0005	N.D.	ことを
	紙	環境基準	報告下限	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	一般飲用	生活用水	生活用水	浦である
	調香地点	岡山市南区箕島	岡山市南区川張	岡山市南区灘崎町片岡	岡山市南区東畦	岡山市南区羅崎町西高崎	岡山市南区追川	倉敷市船穂町船穂	倉敷市玉島長尾	倉敷市連島町矢柄	倉敷市二子	倉敷市中帯江	倉敷市林	(注) N.D.Iは報告下限値未満であることを示す。		
	メッシュ番号			L-19	L-20	L-21	M-19	M-20	M-21	I-19	1-20	J-20	K-18	K-19	K-21	
	梅叩			20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	

継続監視調査の測定結果

# *** *** *** *** *** *** *** *** *** *	0.002 0.0002 0.0004 0.1 0.004 1 0.0006 0.01 0.001 0.0002 0.0006 0.0003 0.002 0.001 0.	0.0002 0.0002 0.0004 0.0002 0.0004 0.0002 0.0004 0.0005 0.0006 0.0001 0.0005 0.0006 0.0006 0.0008 0.0002 0.0	. N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N.	N.D. N.D. (N.D. 0.005 N.D. N.D. 0.001 N.D. N.D. (N.D. 0.001 N.D. N.D. (N.D. 0.005 N.D. 0.005 N.D. (N.D. 0.005 N.D. 0.005 N.D. (N.D. 0.005 N.D. 0.005 N.D. 0.005 N.D. (N.D. 0.005 N.D. 0.005 N.D. 0.005 N.D. (N.D. 0.005 N.D. 0.005 N.D. 0.005 N.D. 0.005 N.D. (N.D. 0.005 N.D. 0.005 N.D. 0.005 N.D. 0.005 N.D. 0.005 N.D. (N.D. 0.005 N.D. 0.005 N.D. 0.005 N.D. 0.005 N.D. 0.005 N.D. (N.D. 0.005 N.D. 0.0	ND. 0.004 0.004	N.D. 0004	N.D. 0.014 N.D. N.D. N.D. N.D.	N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. O0015 N.D.
# *** *** *** *** *** *** *** *** *** *	0.002 0.002 0.004 0.1 0.04 1 0.006 0.01 0.01 0.01 0.002 0.006 0.003 0.02 0.01 0.01 10 0.8 1	0.002 0.004 0.0005 0.0006 0.0001 0.0005 0.0002 0.0008 0.0003 0.002 0.001 0.002 0.003 0.08 0.03	N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N.D.	D. N.D. N.D. 0.005 N.D. N.D. 0.001 N.D. N.D.	N.D. 0.004	N.D. 0.004	N.D. 0.014 N.D. N.D. N.D.	N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. 0.015 N.D.
# ************************************	0.002 0.002 0.004 0.1 0.04 1 0.006 0.01 0.01 0.002 0.006 0.003 0.02 0.01 0.01 10	0.002 0.004 0.0005 0.0006 0.0001 0.0005 0.0002 0.0008 0.0003 0.002 0.001 0.002 0.003 0.08 0.03	N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N.D.	D. N.D. N.D. 0.005 N.D. N.D. 0.001 N.D. N.D.	N.D. 0.004	N.D. 0.004	N.D. 0.014 N.D. N.D. N.D.	N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. 0.015 N.D.
# *** *** *** *** *** *** *** *** *** *	0.002 0.002 0.004 0.1 0.04 1 0.006 0.01 0.01 0.002 0.006 0.003 0.02 0.01 0.01 10	0.002 0.004 0.0005 0.0006 0.001 0.0005 0.0002 0.0006 0.0003 0.002 0.001 0.002 0.03 0.08	N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N.D.	D. N.D. N.D. 0.005 N.D. N.D. 0.001 N.D. N.D.	N.D. 0.004	N.D. 0.004	N.D. 0.014 N.D. N.D. N.D.	N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. 0.015 N.D.
# *** *** *** *** *** *** *** *** *** *	0.002 0.002 0.004 0.1 0.04 1 0.006 0.01 0.01 0.002 0.006 0.003 0.02 0.01 0.01 0.01	0.002 0.004 0.0005 0.0006 0.001 0.0005 0.0002 0.0006 0.0003 0.002 0.001 0.002 0.003	N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N.D.	D. N.D. N.D. 0.005 N.D. N.D. 0.001 N.D. N.D.	N.D. 0.004	N.D. 0.004	N.D. 0.014 N.D. N.D. N.D.	N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. 0.015 N.D.
# *** *** *** *** *** *** *** *** *** *	0.002 0.002 0.004 0.1 0.04 1 0.006 0.01 0.01 0.002 0.006 0.003 0.02 0.001	0.002 0.004 0.0005 0.0001 0.0005 0.0002 0.0008 0.0003 0.0001 0.0001	N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N.D.	D. N.D. N.D. 0.005 N.D. N.D. 0.001 N.D. N.D.	N.D. 0.004	N.D. 0.004	N.D. 0.014 N.D. N.D. N.D.	N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. 0.015 N.D.
# *** *** *** *** *** *** *** *** *** *	0.002 0.002 0.004 0.1 0.04 1 0.006 0.01 0.01 0.002 0.006 0.003 0.02	0.002 0.004 0.0005 0.0006 0.001 0.0005 0.0002 0.0008 0.0003 0.002 0.0001	N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N.D.	D. N.D. N.D. 0.005 N.D. N.D. 0.001 N.D. N.D.	N.D. 0.004	N.D. 0.004	N.D. 0.014 N.D. N.D. N.D.	N.D. N.D. N.D. N.D. OO15 N.D.
# *** *** *** *** *** *** *** *** *** *	0.002 0.002 0.004 0.1 0.04 1 0.006 0.01 0.01 0.002 0.006 0.003	0.002 0.004 0.0005 0.0006 0.001 0.0005 0.0002 0.0006 0.0003 0.002	N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. 0.001 N.D.	D. N.D. N.D. 0.005 N.D. N.D. 0.001 N.D. N.	N.D. 0.004	N.D. 0.004	N.D. 0.014 N.D. N.D. N.D.	N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N.D.
# *** *** *** *** *** *** *** *** *** *	0.002 0.002 0.004 0.1 0.04 1 0.006 0.01 0.01 0.002 0.006	0.002 0.004 0.0005 0.0006 0.001	N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. 0.001 N.D.	D. N.D. N.D. 0.005 N.D. N.D. 0.001 N.D. N.	N.D. 0.004	N.D. 0.004	N.D. 0.014 N.D. N.D. N.D.	N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N.D.
************************************	0.002 0.002 0.004 0.1 0.04 1 0.006 0.01 0.01 0.002 0.006	0.002 0.004 0.0005 0.0006 0.001	N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. 0.001 N.D.	D. N.D. N.D. 0.005 N.D. N.D. 0.001 N.D. N.	N.D. 0.004	N.D. 0.004	N.D. 0.014 N.D. N.D. N.D.	N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N.D.
************************************	0.002 0.002 0.004 0.1 0.04 1 0.006 0.01 0.01 0.002	0.002 0.004 0.0005 0.0006 0.001	N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. 0.001 N.D.	D. N.D. N.D. 0.005 N.D. N.D. 0.001 N.D. N.	N.D. 0.004	N.D. 0.004	N.D. 0.014 N.D. N.D. N.D.	N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N.D.
************************************	0.002 0.002 0.004 0.1 0.04 1 0.006 0.01 0.01	0.002 0.004 0.0005 0.0006 0.001	N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N.D.	D. N.D. N.D. 0.005 N.D. N.D. 0.001 N	N.D. 0.004	N.D. 0.004	N.D. 0.014 N.D. N.D. N.D.	N.D. N.D. N.D. N.D.
# *** *** *** *** *** *** *** *** *** *	0.002 0.002 0.004 0.1 0.04 1 0.006	0.002 0.004 0.0005 0.0006 0.001	N.D. N.D. N.D. N.D. N.D.	D. N.D. N.D. 0.005 N.D. N.D.	N.D. 0.004	N.D. 0.004	N.D. 0.014 N.D. N.D.	N.D. N.D. N.D.
************************************	0.002 0.002 0.004 0.1 0.04 1	0.002 0.004 0.0005 0.0006	N.D. N.D. N.D. N.D. N.D. N.	D. N.D. N.D. 0.005 N.D.	N.D.	N.D.	N.D. 0.014 N.D.	N.D. N.D. N.D. N.
************************************	0.002 0.002 0.004 0.1 0.04	0.002 0.004	N.D. N.D. N.D.	D. N.D. N.D. 0.005	N.D.	N.D.	N.D. 0.014	N.D. N.D.
総 ※ ※ ※ ※ A A A A A A A A A A A A A	0.002 0.002 0.004 0.1	0.002	N.D. N.D. N.D.	D. N.D. N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
************************************	0.002 0.002 0.004	0.002 0.0004 0.002	N.D. N.D.	D. N.D. N.	Z	Z		z
総	0.002 0.002	0002 0.0002 0.0004	N.D.	D. N	Ö		_	N.
************************************	0.002	0002 0:0002	z	N.D.	ı.			
は 総 水 銀 ア 北 キ 北 水 銀 ロ O B		000	~.		z	N.D.	0.026	N.D.
か 総 ※ ド ジ ・ ジ ・ ジ ・ ジ ・ ジ ・ り り り り り り り り り り	0.02	0.0	N.D.	N.D.				N.D.
が 総 米 銀 アルキル 米銀 の O B		0	N.D.	N.D.				N.D.
か 業 米 銀	N.D.	0.0005						
カ 帐	N.D.	0.005 0.0005 0.0005 0.0005						
04	0.0005	0.000						
大価クロム	0.01	0.005						
	0.02	0.01						
缕	0.01	0.005						
金ットン	N.D.	3 0.1						
(地)	環境基準 0.003	報告下限 0.0003	# H H	小田田田	+ H H	一	生活用水	生活用水
調會	<u>#</u>	#F	2 日本			1. 计原码 电子记录 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	岡山市東区竹原 4	倉敷市児島唐琴 5
メッシュ番号			- L			5 - 0 - 0	P-17	L-22

令和6年度ダイオキシン類環境測定結果について

1 内容

ダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定により、ダイオキシン類による環境 の汚染状況を把握するため、測定を実施した。

2 測定方法

大気については、半期に1回、連続7日間のサンプリングを行い、年2回の測定値から年平均値を算出した。

公共用水域水質、公共用水域底質、地下水質及び土壌については、年1回試料を 採取し、測定を実施した。

測定地点数

測定対象(媒体)	測定地点数
大気	8地点
公共用水域水質	26地点(河川20地点、海域6地点)
公共用水域底質	15地点(河川9地点、海域6地点)
地下水質	13地点
土壌	13地点

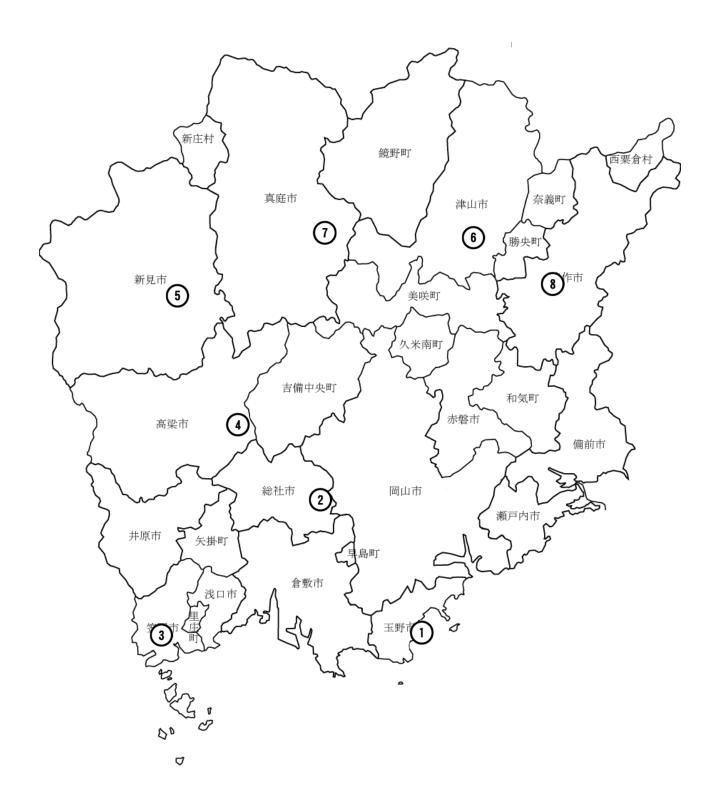
3 結果

全ての地点で環境基準を達成した。

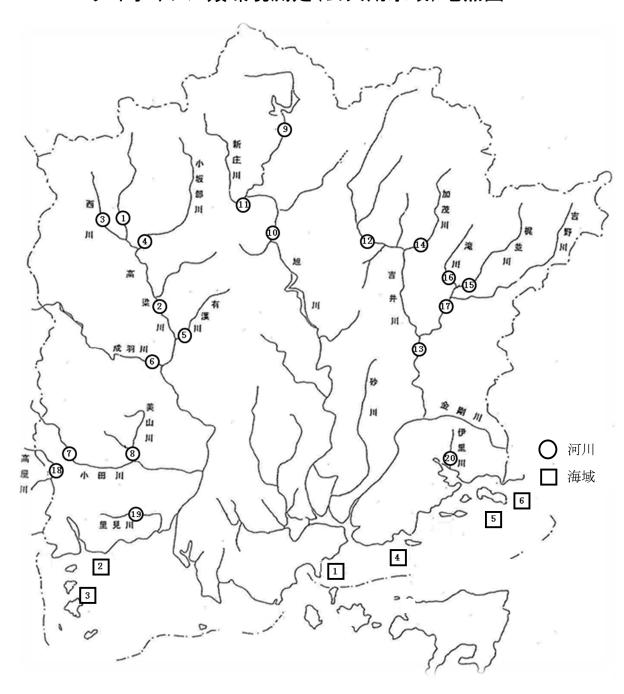
4 今後の対応

引き続き測定を実施し、ダイオキシン類による環境の汚染状況の把握に努める。

ダイオキシン類環境測定(大気)地点図



ダイオキシン類環境測定(公共用水域)地点図

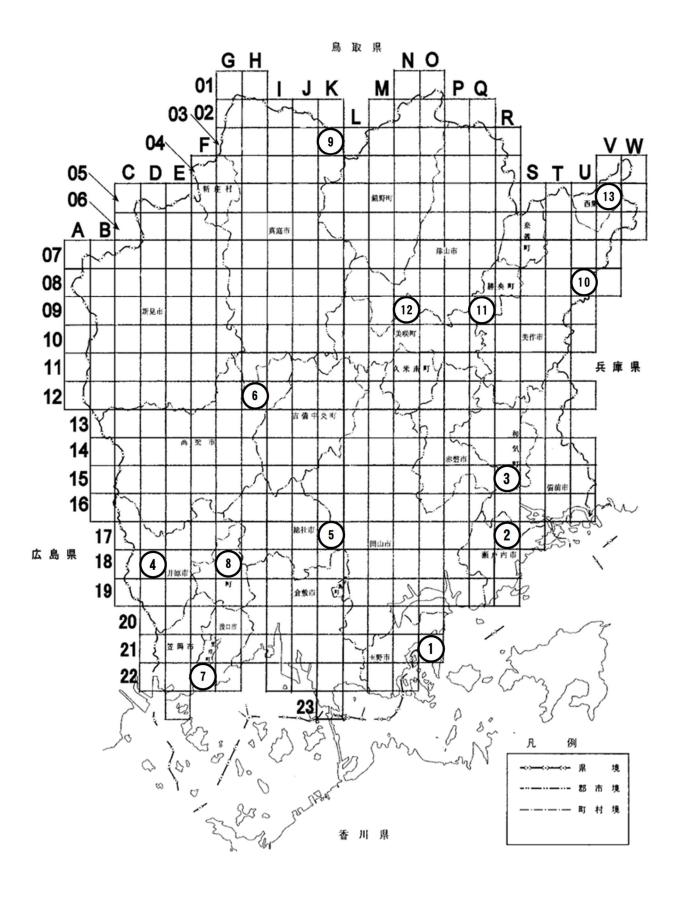


水質 : 全ての地点で実施

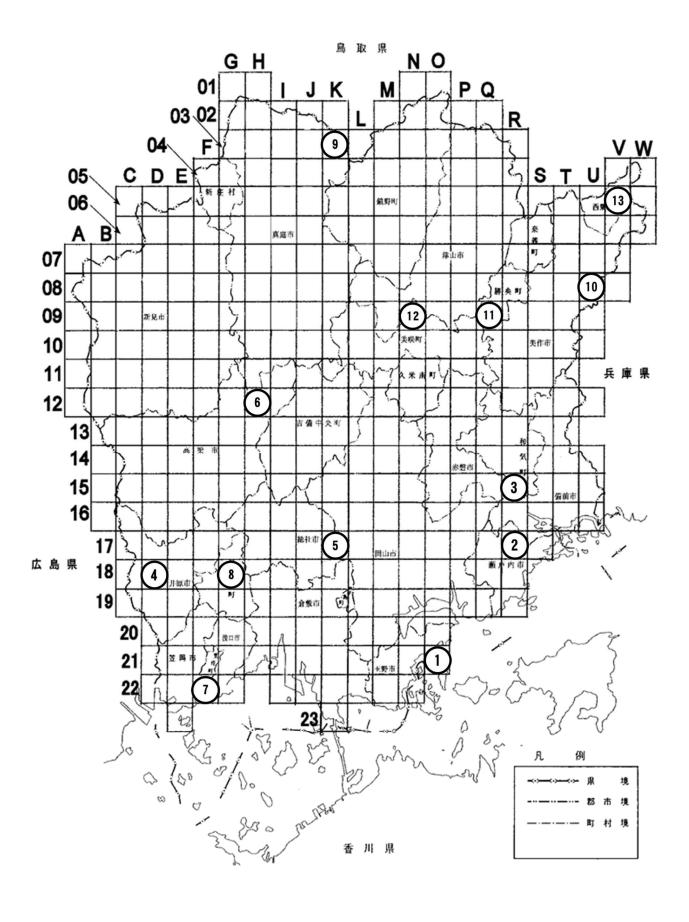
底質: 河川は269101316181920の地点で実施

海域は全ての地点で実施

ダイオキシン類環境測定(地下水)地点図



ダイオキシン類環境測定(土壌)地点図



ダイオキシン類環境測定結果の概要

環境媒体	測定地点数	平均值	濃 度 範 囲	環境基準	単位
大 気	8	0. 0066	0.0043 ~ 0.011	0.6以下	pg-TEQ/m ³
公共用水域水質	26	0. 033	0.017 ~ 0.064	1以下	pg-TEQ/L
公共用水域底質	15	2.6	0.076 ~ 8.5	150以下	pg-TEQ/g
地下水質	13	0. 054	0.050 ~ 0.080	1以下	pg-TEQ/L
土 壌	13	0. 19	0.0013 ~ 1.4	1,000以下	pg-TEQ/g

(備考)

- 1 濃度範囲の数値は、大気は各地点の年2回の測定結果の平均値、その他の媒体は 各地点の年1回の測定結果である。
- 2 「pg (ピコグラム)」は1兆分の1g、「TEQ (ティーイーキュー)」は毒性当量を示す。

ダイオキシン類環境測定結果の評価

1 大気

測定地点8地点全てで環境基準を達成しており、例年と比べ大きな変化は見られなかった。

2 公共用水域水質及び底質

測定地点水質26地点、底質15地点全てで環境基準を達成しており、例年と比べ大きな変化は見られなかった。

3 地下水質

測定地点13地点全てで環境基準を達成していた。

なお、地下水質の測定は、広域的にダイオキシン類による汚染の状況を把握するため、 毎年、測定地点を変えて実施しているが、これまでの測定において、環境基準を超過し た地点はなかった。

4 土壌

測定地点13地点全てで環境基準を達成していた。

なお、土壌の測定は、広域的にダイオキシン類による汚染の状況を把握するため、毎年、測定地点を変えて実施しているが、これまでの測定において、環境基準を超過した地点はなかった。

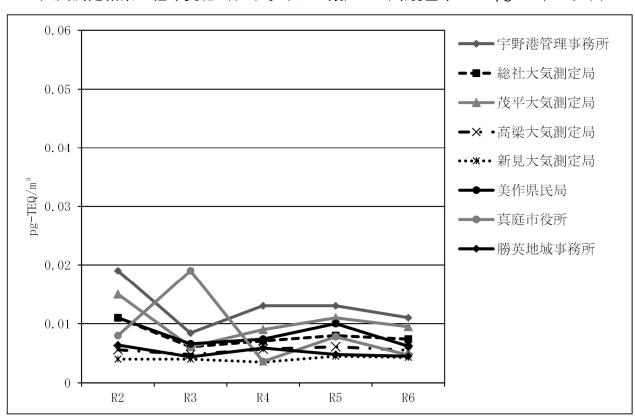
測定地点ごとのダイオキシン類測定結果

大気 (ダイオキシン類)

1 大	:気(ダイオキシン類	į)			(単位:pg-T	EQ/m³)
No	調査均	也点	百禾	冬季	平均值	環境
NO	名称	所在地	夏季	令字	十均恒	基準
1	宇野港管理事務所	玉野市宇野	0.010	0.011	0.011	
2	総社大気測定局	総社市中央	0.0068	0.0079	0.0074	
3	茂平大気測定局	笠岡市茂平	0.0070	0.012	0.0095	
4	高粱地域事務所	高粱市落合町	0.0055	0.0054	0.0055	
5	新見大気測定局	新見市金谷	0.0042	0.0043	0.0043	0.6以下
6	美作県民局	津山市山下	0.0061	0.0062	0.0062	
7	真庭市役所	真庭市久世	0.0048	0.0046	0.0047	
8	勝英地域事務所	美作市入田	0.0038	0.0051	0.0045	

⁽備考) 試料はいずれも1週間連続採取によるものである。

大気測定結果の経年変化(ダイオキシン類) (環境基準:0.6pg-TEQ/m³以下)



3 公共用水域水質及び底質(ダイオキシン類)

番			測定地点	į	水質(pg-	-TEQ/L)	底質(pg-	ΓEQ/g)
号			水域名	地点名	試料採取日	結果	試料採取日	結果
1			高梁川上流	一中橋	R6. 12. 11	0. 023	-	
2			高梁川中流	中井橋	R6. 12. 11	0.022	R6. 12. 11	0.098
3		高	西川	布原橋	R6. 12. 11	0.017	_	
4		梁川	小坂部川	巌橋	R6. 12. 11	0.034	ı	
5		川水域	有漢川	幡見橋	R6. 12. 11	0.026	_	
6		域	成羽川	神崎橋	R6. 12. 11	0.033	R6. 12. 11	0. 12
7			小田川上流	猪原橋	R6. 12. 11	0.031	_	
8			美山川	栄橋	R6. 12. 11	0.035	_	
9		旭	旭川上流	湯原ダム	R6. 10. 2	0.020	R6. 10. 2	3. 7
10	河	川水	旭川中流	落合大橋	R6. 10. 2	0.029	R6. 10. 2	0.076
11)	Ш	域	新庄川	大久奈橋	R6. 10. 2	0.018	_	
12			吉井川上流	嵯峨堰	R6. 11. 22	0.019	_	
13		吉	吉井川中・下流	周匝橋	R6. 11. 22	0.023	R6. 11. 22	0.088
14)		井川	加茂川	加茂川橋	R6. 11. 22	0.025	_	
15		水	梶並川	滝村堰	R6. 11. 22	0.024	ı	
16		域	滝川	三星橋	R6. 11. 22	0.036	R6. 11. 22	0. 27
17			吉野川	鷺湯橋	R6. 11. 22	0.022	I	
18		高屋	<u> 물</u> 川	滝山堰	R6. 12. 11	0.025	R6. 12. 11	0.096
19		里月	LJII	鴨方川合流点	R6. 12. 11	0.064	R6. 12. 11	0.097
20		伊里	<u> </u>	浜の川橋	R6. 11. 22	0.018	R6. 11. 22	0. 23
1		児島	計湾(丙)	出崎東沖	R6. 10. 21	0.050	R6. 10. 21	2.8
2		借誌	養瀬戸	青佐鼻沖	R6. 11. 12	0.059	R6. 11. 12	6. 0
3	海	畑岐	ミバ ロノ ·	北木島布越崎北	R6. 11. 12	0.050	R6. 11. 12	2. 1
4	域	牛窓	8地先海域	前島南西	R6. 10. 1	0.045	R6. 10. 1	8.5
5		播屋	香 灘北西部	大多府島東南沖	R6. 10. 1	0.050	R6. 10. 1	7. 5
6		1田 1/4	1 12E. IO EN HA	鹿久居島東沖	R6. 10. 1	0.047	R6. 10. 1	6.8

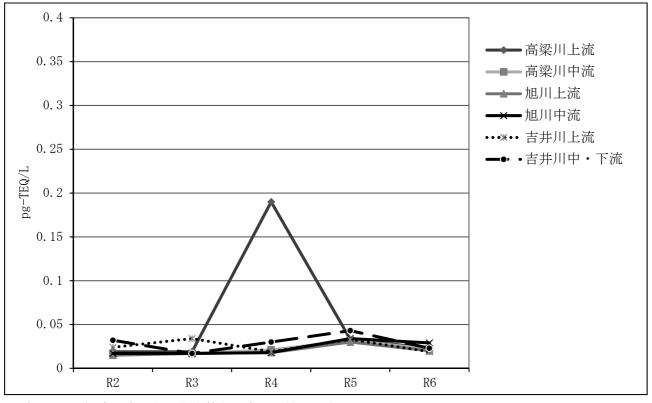
(備考) 1 水質の環境基準は1pg-TEQ/L以下(年平均値)

2 底質の環境基準は 150pg-TEQ/g 以下

4 公共用水域測定結果の経年変化 (ダイオキシン類)

(1) 水質(河川)

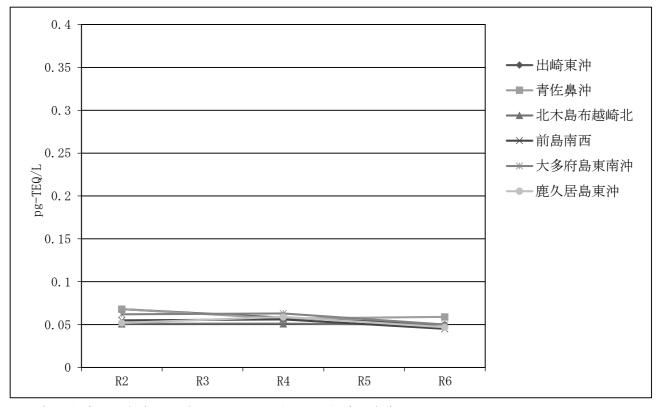
(環境基準1pg-TEQ/L以下)



※グラフは、測定地点のうち代表的な地点を抜粋して表示している。

(2) 水質(海域)

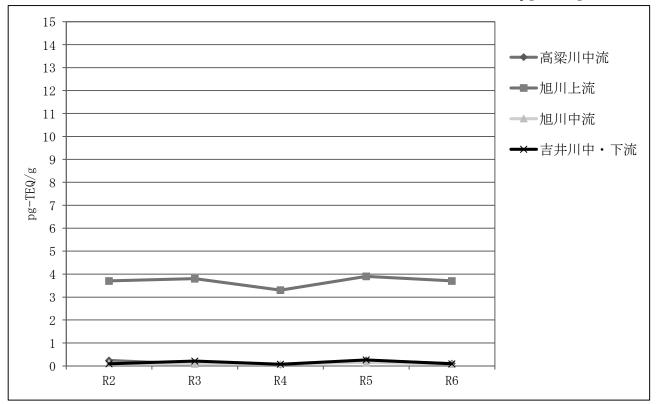
(環境基準1pg-TEQ/L以下)



※平成23年度から海域11地点を2年で一巡するよう測定を実施している。

(3) 底質(河川)

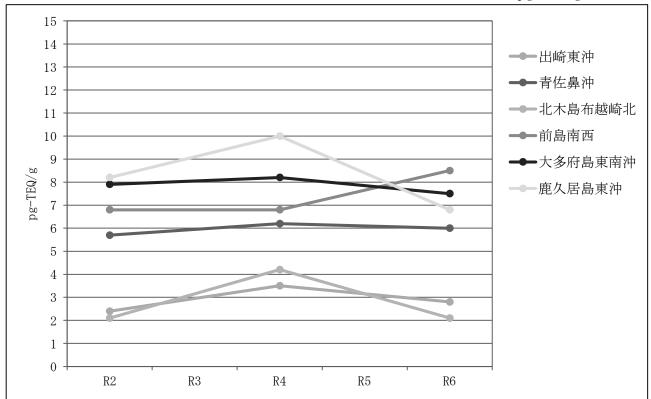
(環境基準:150pg-TEQ/g以下)



※グラフは、測定地点のうち代表的な地点を抜粋して表示している。

(4) 底質(海域)

(環境基準:150pg-TEQ/g以下)



※平成23年度から海域11地点を2年で一巡するよう測定を実施している。

5 地下水質 (ダイオキシン類)

県民局名	番号	メッシュ 番 号	測定地点所在地	試 料採取日	測定結果 (pg-TEQ/L)
	1	0-21	玉野市沼	R6. 10. 18	0.050
備前	2	R-17	瀬戸内市長船町磯上	R6. 10. 18	0.080
	3	R-15	和気町大中山	R6. 10. 18	0.050
	4	D-18	井原市芳井町吉井	R6. 11. 25	0. 057
	5	K-17	総社市赤浜	R6. 10. 11	0.063
備中	6	H-12	高梁市有漢町有漢	R6. 10. 11	0.050
	7	F-22	里庄町大字新庄	R6. 11. 14	0. 051
	8	G-18	矢掛町矢掛	R6. 11. 25	0.052
	9	K-03	真庭市蒜山下和	R6. 11. 11	0.052
	10	U-08	美作市宮原	R6. 11. 18	0. 051
美作	11	Q-09	勝央町為本	R6. 11. 18	0.051
	12	N-09	美咲町打穴下	R6. 11. 18	0.050
	13	V-05	西粟倉村大茅	R6. 11. 11	0.050

(備考) 環境基準は 1pg-TEQ/L 以下

6 土壌 (ダイオキシン類)

県民局名	番号	メッシュ 番 号	測定地点所在地	試 料 採取日	測定結果 (pg-TEQ/L)
	1	0-21	後閑中央公園	R6. 5. 30	0. 19
備前	2	R-17	磯上ふれあいプラザ	R6. 5. 30	0. 20
	3	R−15	大中山コミュニティハウス	R6. 5. 30	0. 12
	4	D-18	井原市立芳井小学校	R6. 6. 13	0.015
	5	K-17	総社市立阿曽小学校	R6. 5. 30	0.012
備中	6	H-12	高梁市有漢総合グラウンド	R6. 6. 6	0.0034
	7	F-22	干瓜公会堂	R6. 6. 13	0.30
	8	G-18	矢掛町B&G海洋センター	R6. 6. 13	0. 13
	9	K-03	中和多目的グラウンド	R6. 6. 6	0.0076
	10	U-08	旧美作市立吉野小学校	R6. 7. 29	0.029
美作	11	Q-09	勝央町立高取保育園	R6. 7. 29	0.0013
	12	N-10	みさキッズパーク	R6. 6. 6	1. 4
	13	V-06	西粟倉村立西粟倉小学校	R6. 7. 29	0.0059

(備考) 環境基準は 1,000pg-TEQ/g 以下

令和6年度事業者によるダイオキシン類測定結果について

1 内容

ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定により、事業者から報告のあった 測定結果を公表する。

2 結 果

測定結果の報告状況は次葉のとおりであり、排出ガス及び排出水のいずれも排出基準に適合していた。

3 今後の対応

引き続き事業者に対して、設置施設の適正な使用や適切な維持管理を指導する。

事業者によるダイオキシン類測定結果の概要(R7.3.31現在)

1 排出ガス

- A	届出	報告対象	報告		未報告	施設数		測定結果	排出基準
区分	施設数	施設数	施設数	休止中	分析中	指導中	その他	$(ng-TEQ/m^3N)$	(ng-TEQ/m ³ N)
廃棄物焼却炉	98	96	83	12	0	0	1	0~9.8	0.1~10
アルミニウム 合金製造施設	4	4	3	1	0	0	0	0.0035~0.045	1
計	102	100	86	13	0	0	1		_

2 排出水

_ 3/1									
	届出	報告対象	報告		未報告	施設数		測定結果	排出基準
区分	施設数	施設数	施設数	休止中	分析中	指導中	その他	(pg-TEQ/L)	(pg-TEQ/L)
アセチレン	1	0	0	0	0	0	0		1.0
洗浄施設	1	0	0	0	0	0	0	_	10
廃棄物焼却炉	0.1	0	0	0	0	0	0		1.0
に係る施設	21	0	0	0	0	0	0	_	10
下水道終末		0	0	0	0	0	0	0.00054 0.075	1.0
処理施設	2	2	2	0	0	0	0	$0.00054 \sim 0.075$	10
計	24	2	2	0	0	0	0	_	_

3 ばいじん

Б. Л	届出	報告対象	報告		未報告	施設数		測定結果	処理基準
区分	施設数	施設数	施設数	休止中	分析中	指導中	その他	(ng-TEQ/g)	(ng-TEQ/g)
廃棄物焼却炉	98	83	71	12	0	0	0	0~29	3

4 燃え殻

E ()	届出	報告対象	報告		未報告	施設数		測定結果	処理基準
区分	施設数	施設数	施設数	休止中	分析中	指導中	その他	(ng-TEQ/g)	(ng-TEQ/g)
廃棄物焼却炉	98	92	79	12	0	0	1	0 ∼ 0. 23	3

(備考)

- 1 「届出施設数」とは、届出のあった令和7年3月31日現在の特定施設の数であり、岡山市及び倉敷市の区域に設置される特定施設は含まない。
- 2 「報告対象施設数」とは、未設置である施設、稼働後1年に満たないため未測定の施設、汚水の循環使用により 排出水がない施設等を除いた施設数をいう。
- 3 「報告施設数」とは、報告対象施設のうち、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに測定結果の報告があった施設数(令和5年度分の遅延報告があった施設を除く。)をいう。
- 4 「休止中」とは、未報告施設のうち、令和7年3月31日現在稼働していないものをいう。
- 5 「分析中」とは、未報告施設のうち、試料の採取を行って分析中であるものをいう。
- 6 「指導中」とは、測定の実施について指導を行っているものをいう。
- 7 「その他」とは、指導対象ではなく、令和7年3月31日時点での測定結果がないものをいう。
- 8 ダイオキシン類対策特別措置法の施行日 (平成12年1月15日) 前に設置された特定施設から排出されるばいじん及び燃え殻であって、セメント固化、薬剤処理又は酸抽出を行っているものは、処理基準が適用されない。

事業者による測定結果一覧表

	工事又は事業場の所存地	湯の所存却		Ħ	部			排出ガス			華田米		10	タコハギ	*	燃え殻	
番号 工場又は事業場の名称	中町村名	大中、中、 華地	施設番号·名称	弘設 新設	理年月日置等届出受	特定施設の種類	試料採取年月日	9	排出基準 (ng- TEQ/m³N)	試料採取 年月日	測定結果 (pg-TEQ/L)	排出基準 (pg-TEQ/L)	試料採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	試料採取年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	継
			1号炉	斑	H12.2.14 廃棄物焼却炉		R6.4.15	0.098	2	1	I	ı	R6.4.15	2.2	R6.4.15	0.0051	
			2号炉	既	H12.2.14 廃棄物焼却炉		R6.7.23	0.33	2	ı	1	_	R6.7.23	2.7	R6.7.23	0.033	
1 玉野市東清掃センター	上韓王	槍ケ原3072-5	1号炉ガス冷却室	既	H12.2.14 糠	H12.2.14 燒却炉應ガス洗浄施設	ı	ı	I	(汚水の循:	(汚水の循環使用等により排出水なし)	排出水なし)	ı	ı	I	1	
			2号炉ガス冷却室	斑	H12.2.14 機	H12.2.14 捷劫炉廃ガス洗浄施設	ı	ı	ı	(汚水の循)	(汚水の循環使用等により排出水なし)	排出水なし)	I	I	I	1	
			灰ピット	斑	H12.2.14 灰の貯留施設	の貯留施設	ı	ı	ı	(汚水の循	(汚水の循環使用等により排出水なし)	排出水なし)	ı	ı	I	ı	
2 北興化学工業㈱岡山工場	五野市	胸上402	S-1廃棄物焼却炉	推	H16.11.2 廃	H16.11.2 廃棄物焼却炉	R6.3.27	0.046	rc.	1	1	ı	R6.3.27	0.75	R6.3.27	0.080	
3 東児が丘マリンヒルズゴルフクラブ	五野市	下山坂1345	A焼却炉	斑	H12.2.14 廃棄物焼却炉		R6.11.15	0.24	10	1	ı	ı	R6.11.19	0.0054	R6.11.15	0	
4 クリーン番(何)	工野市	98-97日	1焼却炉	斑	H12.2.4 廃	廃棄物焼却炉	*	(中市場)	10	1	1	ı	4)	(中平4)	*	(休止中)	休止中
5 児島滋流域下水道浄化センター	工野市	東七区453	下水道終末処理施設	斑	H12.10.2 F7	下水道終末処理施設	ı	1	ı	R6.7.3	0.00054	10	ı	ı	ı	1	
6 高圧ガス工業㈱岡山工場	王野市	田井4-38-6	1アセチレン洗浄施設	斑	H14.9.11	H14.9.11 アセチレン洗浄施設	ı	ı	ı	(汚水の循	(汚水の循環使用等により排出水なし)	排出水なし)	ı	I	I	ı	
7 侑藤髙土木	王野市	渋川3-16	1号廃棄物焼却炉	推	H15.10.20 廃棄物焼却炉	棄物焼却炉	<u>\$</u>	(本正中)	2	ı	ı	I	2	(4年中)	*	(休止中)	休止中
			1焼却炉	监	H12.2.14 廃棄物焼却炉		R6.11.26	0.0063	10	1	ı	ı	R6.11.23	1.4	R6.11.27	0.0054	
	† † 	the state of the s	2焼却炉	斑	H12.2.14 廃棄物焼却炉		R6.11.27	0.013	10	1	1	ı	[2炉;	[2炉混合調査]	[2炉]	[2炉混合調査]	
8 美元さモンニーノおフターさもの3	E 工 英	午窓町午窓228	戻バンカ	斑	H12.2.14 灰の貯留施設	の貯留施設	1	1	ı	(汚水の循	(汚水の循環使用等により排出水なし)	排出水なし)	ı	I	ı	1	
			灰保管場所	斑	H12.2.14 灰の貯留施設	の貯留施設	1	1	ı	(汚水の循)	(汚水の循環使用等により排出水なし)	排出水なし)	ı	I	ı	I	
			1焼却炉	斑	H12.2.7 廃	H12.2.7 廃棄物焼却炉	(休井	(休止→廃止)	10	1	1	1	(休止	(休止→廃止)	(休止	(休止→廃止)	R6廃止
			2焼却炉	监	H12.2.7 廊	H12.2.7 廃棄物焼却炉	北 (朱正	(休止→廃止)	10	1	I	I	(/ #	(休止→廃止)	(休止	(休止→廃止)	R6廃止
	† { 	のの世代日本田の東田	廃プラスチック焼却炉	斑	H12.2.7 廊	廃棄物焼却炉	非 (休止	(本上→廃止)	10	1	I	I	(休止→廃止	(休止→廃止)(集じん機なし)		(休止→廃止)	R6廃止
一人・アプレー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー	E Z L	A Mari 四須思 180	1ガス冷却室	監	H12.2.7 株	焼却炉廃ガス洗浄施設	1	ı	1	(休止→廃止)(汚	:水の循環使用等.	(休止→廃止)(汚水の循環使用等により排出水なし)	I	I	ı	1	R6 廃止
			2ガス冷却室	斑	H12.2.7 株	焼却炉廃ガス洗浄施設	1	-	-	(休止→廃止)(汚	:水の循環使用等	(休止→廃止)(汚水の循環使用等により排出水なし)	-	-	1	-	R6 廃止
			灰バンカ	既	H12.2.7 灰	灰の貯留施設	1	1	-	(休止→廃止)(汚	:水の循環使用等.	(休止→廃止)(汚水の循環使用等により排出水なし)	1	-	1	1	R6 廃止
10 長船衛生センター	瀬戸内市	長船町福里589-1	A-1 焼却炉	岀	H12.2.14 廃棄物焼却炉	棄物焼却炉	<u>\$</u>	(朱正中)	10	ı	1	ı	\$	(休止中)	*	(休止中)	休止中
	4 1	#B1	No.1廃棄物焼却炉	樂	H24.10.17 廃棄物焼却炉	棄物焼却炉	*	(中平場)	2	I	-	_)(中平料)	(休止中)(集じん機なし)	(休	(中平米)	休止中
をグレーノニーで一人に対して、「「なん」とは、多くなって、「こう」とは、「なん」とは、「なん」とは、「なん」とは、「なん」とは、「なん」とは、「なん」という。	E K H H H	T III M 1 2 2 3 4 - 2 2	No.2廃棄物焼却炉	樂	H24.10.17 廃棄物焼却炉	棄物焼却炉	*	(中平場)	2	I	-	_)(中平料)	(休止中)(集じん機なし)	(休	(本工本)	休止中
			1号回転炉	推	R3.8.6 711	アルミニウム合金の溶解炉	R6.5.21	0.0063	-	1	ı	ı	I	ı	ı	1	
	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	,	2号回転炉	兼	R3.8.6 711	アルミニウム合金の溶解炉	R6.5.21	0.0035	-	1	1	ı	1	I	ı	1	
12 ダイーナ衆を仕上添	11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年	M 1 52-30	1号反射炉	推	R3.8.6 711	アルミニウム合金の溶解炉	R6.5.20	0.045	-	1	1	ı	ı	ı	ı	1	
			1号ロータリールキン	新	R3.12.3 71	R3.12.3 アルミニウム合金の乾燥炉	*	(中平米)	1	1	_	_	ı	I	I	1	休止中
サージ・オン・ロー・フー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー	半块料	1 + 11 OZO 1 + 11	1廃棄物焼却炉	既	H12.2.14 廃棄物焼却炉		R7.2.21	0.14	10	1	1	1	R7.2.21	5.4	R7.2.21	0.025	ばいじんは薬剤処理しているため処理基 準の適用外
		t-000H	2廃棄物焼却炉	既	H12.2.14 廃	H12.2.14 廃棄物焼却炉	R7.2.21	0.53	10	I	I	I	[2炉]	【2炉混合調査】	【2炉洼	[2炉混合調査]	
14 ㈱岡建設	赤蟾中	酌田979	(焼)第1号	兼	H25.6.7 廃	廃棄物焼却炉	R6.6.10	1.7	2	I	I	ı	R6.6.10	0.34	R6.10.20	0.073	
15 ㈱福田種鶏場	赤磐市	坂辺561	廃棄物焼却炉(No.2)	兼	H26.11.28 廃棄物焼却炉		R6.10.31	3.1	ıc	ı	1	1	(無に	(集じん機なし)	R6.10.31	0	

		工事又は事業場の所在地	の所在地		出	設置			排出ガス			排出水		10	ばいじん	藝	燃え設	
奉	号 工場又は事業場の名称	市町村名	大字、字、番地	施設番号·名称		等 屈 出 受	特定施設の種類	試料採取 年月日 (r	測定結果 引 (ng-TEQ/m³N)	排出基準 (ng_ TEQ/m³N)	試料探取 年月日	測定結果 (pg-TEQ/L)	排出基準 (pg-TEQ/L)	試料採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	試料採取年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	華
				1号炉	雅 HZ	H24.8.30 廃棄	廃棄物焼却炉	R6.11.28	0.044	22	1	ı		R6.11.29	0.81	R6.8.21	0	
				2号炉	雅 HZ	74.8.30 廃勇	H24.8.30 廃棄物焼却炉	R6.11.29	0.087	ro.	ı	ı	ı	[2炉	【2炉混合調査】	[2炉]	[2炉混合調査]	
16	赤磐市環境センター	赤磐市	1-261衛州	灰バンカ	集	H27.2.4 灰の	灰の貯留施設	ı	ı	ı	(汚水の循3	(汚水の循環使用等により排出水なし)	排出水なし)	ı	ı	ı	ı	
				鉄分・セメント不適物パンカ	奉	H27.2.4 灰の	灰の貯留施設	1	1	ı	(汚水の循3	(汚水の循環使用等により排出水なし)	排出水なし)	1	1	ı	ı	
				処理物バンカ	集	H27.2.4 灰の	灰の貯留施設	1	1	ı	(汚水の循3	(汚水の循環使用等により排出水なし)	排出水なし)	ı	ı	ı	1	
17	が かっぱん カンカンター	和气即	太盾1519-3	廃棄物焼却炉	新田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	29.5.1 廃乳	H29.5.1 廃棄物焼却炉	R6.9.5	0.15	5	-	I	-	R6.9.4	1.9	R6.9.4	0.0011	
-		111 X 111	6 71 C 1 MI	灰貯留施設	兼	H29.5.1 灰の	灰の貯留施設	1	1	-	(汚水の循5	(汚水の循環使用等により排出水なし)	排出水なし)	ı	1	ı	_	
18	和気赤磐し尿処理施設一部事務組合和気赤磐衛生センター	和気町	₩2	13廃棄物焼却炉	推	3.6.25 廃勇	H13.6.25 廃棄物焼却炉	R6.10.16	0.056	2	ı	ı	ı	(燃え殻と	(燃え殻と混合して測定)	R6.10.16	0.034	
19	(有新田興業	和気町	益原1350-44	廃棄物焼却炉	新 R2	.12.17 廃勇	R2.12.17 廃棄物焼却炉	R6.11.5	0.50	2	ı	ı	ı	R6.11.5	0.12	R6.11.5	0.012	
20	(株森 <u>孵</u> 卵場	和気町	父井原1769	第5号廃棄物焼却炉	新 H2	5.5.30 廃勇	H25.5.30 廃棄物焼却炉	R6.7.5	0.31	2	ı	ı	I	R6.7.5	0.0047	R6.7.5	0	
21	(有吉田実業	総社市	下林1042-3	No.1廃棄物焼却炉	兼	9.4.23 廃勇	H19.4.23 廃棄物焼却炉	R6.12.12	0.47	-	1	ı	ı	R6.12.13	0.0026	R6.12.13	0.0000000	
22	(有石崎建材	総社市	下林1338-1	廃棄物焼却炉	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	3.12.17 廃勇	H13.12.17 廃棄物焼却炉	R6.10.26	0.31	10	1	1	ı	(排出量少量	(排出量少量のため採取不可)	R6.10.29	0.020	
23	花建工業侑	井原市	高屋町5丁目1-3,1-4	A-1廃棄物焼却炉	既 H1	2.2.14 廃勇	H12.2.14 廃棄物焼却炉	(休」	(体下中)	10	ı	ı	-	ι)	(休止中)	#)	(朱正中)	休止中
5	岡山県井原地区清掃施設組合	 [十十八百2102-1	1号炉	既	2.2.14 廃勇	H12.2.14 廃棄物焼却炉	R6.6.27	0.12	2	ı	ı	ı	R6.8.16	3.1	(排出がない)	(排出がないため測定不可能)	ばいじんは薬剤処理しているため処理基準の適用外
t ₇		21.08.113	70 T M T 1 0 T 1	2号炉	既 H1	2.2.14 廃勇	H12.2.14 廃棄物焼却炉	R6.5.17	0.20	5	ı	1	_	R6.9.18	1.2	(排出がない)	(排出がないため測定不可能)	
25	岡山県井笠家畜保健衛生所	矢掛町	浅海345	焼却炉	兼日	4.2.20 廃乳	H14.2.20 廃棄物焼却炉	R6.10.7	1.4	5	1	ı	I	(排出量少量	(排出量少量のため採取不可)	R6.10.7	0	
26	浅口市植木の里エコセンター	浅口市	金光町大谷1431-7	金光町農業用炭化施設	推	4.7.29 廃勇	H14.7.29 廃棄物焼却炉	(休1	(休止中)	2	ı	ı	ı	(休止中)	(休止中)(集じん機なし)	**)	(体正中)	休止中
27	鳴本石材㈱笠岡工場	笠岡市	茂平2918-23	1号焼却炉	兼	2.10.12 廃勇	H12.10.12 廃棄物焼却炉	R6.11.22	0.14	5	ı	I	I	R6.11.25	0.48	R6.11.25	0.23	
				ĮĮ.	量	- 14 日本	H12 2 14 蘇華物硅却佔	R6.7.23	0.15	1	-	I	I		_	(排出がない)	(排出がないため測定不可能)	
č	四二 同开 的复数 保存 经基本 化二苯基丁酯 电下界	量	排 中 中 5			7.7.7		R6.12.24	0.15	1	_	I	-	R6.12.23	0.24	(排出がない)	とめ測定不可能)	(排出がないため測定不可能) ばいじんは2炉混合調査
07		I H	COO HIE	ĪĒ	1	14 6 0		R6.6.18	0.12	-	ı	ı	I	R6.6.17	0.32	(排出がない)	ため測定不可能)	(排出がないため測定不可能) ばいじんは2炉混合調査
				-KG		2.2.14) 選		R7.1.28	0.12	1	ı	ı	I		_	(排出がない)	(排出がないため測定不可能)	
				1号焼却炉	兼 RI	R5.5.24 座車	核華物牌却 品	ı	ı	ı	I	ı	_	ı	_	ı	I	未稼働
29	(仮称)岡山県西部衛生施設組合新ごみ焼却施設	里庄町	新庄3656-4	2号焼却炉	卷	R5.5.24	Water Policy See	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	-	ı	1	未稼働
				焼却灰ピット	新R	5.5.24 灰0	R5.5.24 灰の貯留施設	ı	_	- (3	未稼働)(汚水6	の循環使用等に	(未稼働)(汚水の循環使用等により排出水なし)	_	_	ı	_	未稼働
30	岡山県高梁家畜保健衛生所	高粱市	高倉町田井860	1廃棄物焼却炉	既 H1	2.1.28 廃乳	H12.1.28 廃棄物焼却炉	R6.9.3	9800.0	10	_	I	ı	(集)	(集じん機なし)	R6.9.6	0.00014	
				A-1廃棄物焼却炉	出	12.2.2 廃勇	H12.2.2 廃棄物焼却炉	R6.8.8	0.27	10	ı	I	I	R6.8.13	0.80	R6.8.13	0.0049	
31	高梁地域事務組合クリーンセンター	影響	段町748	A-2廃棄物焼却炉	既	12.2.2 廃∋	H12.2.2 廃棄物焼却炉	R6.8.20	0.14	10	ı	ı	I	R6.8.20	0.82	R6.8.20	0.0051	
				灰バンカ	既 H2	6.12.25 灰0	H26.12.25 灰の貯留施設	ı	ı	ı	(汚水の循)	(汚水の循環使用等により排出水なし)	排出水なし)	ı	-	ı	1	
32	(株ウェルファムフーズ吉家A農場	地彩	備中町西山2545-2	No.1廃棄物焼却炉	推	18.6.9 廃乳	H18.6.9 廃棄物焼却炉	R7.1.29	0.34	2	ı	ı	ı	R7.1.29	0.035	R7.1.29	0	
33	(株ウェルファムフーズ吉家B農場	地海	備中町西山2540-2	No.1廃棄物焼却炉	巻王	9.5.11 廃勇	H19.5.11 廃棄物焼却炉	R6.12.26	0.057	5	ı	ı	ı	R6.12.26	0.0020	R6.12.26	0	
34	株ウェルファムフーズ吉家B第二農場	地	備中町西山2530-2	No.1廃棄物焼却炉	新 H2	8.11.9 廃連	H28.11.9 廃棄物焼却炉	R7.1.30	0.62	2	ı	1	ı	R7.1.30	0.55	R7.1.30	0	
35	(株ウェルファムフーズ吉家C農場	高溪市	備中町西山2530-1	No.1廃棄物焼却炉	新 H1	9.5.11 廃乳	H19.5.11 廃棄物焼却炉	R7.1.31	0.18	5	Ι	I	-	R7.1.31	0.017	R7.1.31	0	
36	株ウェルファムフーズ吉家D農場	高梁市	備中町西山2416	No.1 廃棄物焼却炉	兼	8.10.11 魔勇	H18.10.11 廃棄物焼却炉	R6.12.24	0.29	2	I	I	ı	R6.12.24	0.017	R6.12.24	0	

	工事又は事業場の所在地	の所在地		既記	電影			排出ガス			排出水		j	ばいじん	凝	燃え殼	
番号 工場又は事業場の名称	市町村名	大字、字、番地	施設番号·名称		年等 月届 日出 受出	特定施設の種類 3	試料採取 年月日 (ng	测定結果 (ng-TEQ/m³N)	排出基準 (ng ⁻ TEQ/m³N)	試料採取年月日	測定結果 (pg-TEQ/L)	排出基準 (pg_TEQ/L)	試料採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	試料採取年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	維
一番日本ゲーロックによりました。	in Se	第七里用110415	No.1廃棄物焼却炉	既	H12.3.1 廃棄物焼却炉		R6.6.19	0.36	10	1	1	1	R6.6.19	0.0030	R6.6.19	0	
	E		No.2廃棄物焼却炉	既 H1:	H12.12.28 廃棄物焼却炉		R6.6.20	1.4	10	1	_	_	R6.6.20	0.00039	R6.6.20	0	
38 (㈱ウェルファムフーズ大蔵A農場	一条	備中町西山3053-1	No.1廃棄物焼却炉	推	H18.6.9 廃棄物焼却炉		R6.9.24	0.19	5	ı	ı	1	R6.9.24	0:020	R6.9.24	0.0025	
39 (株ウェルファムフーズ大蔵B農場	地域	備中町西山3304-1	No.1廃棄物焼却炉	推	H19.3.23 廃棄物焼却炉		R6.7.30	0.14	2	ı	1	ı	R6.7.30	0.052	R6.7.30	0.0000012	
40 (株ウェルファムフーズ大蔵C農場	影響	備中町西山3321-1	No.1廃棄物焼却炉	推	H18.1.18 廃棄物焼却炉		R6.6.21	0.13	2	1	1		R6.6.21	0.020	R6.6.21	0	
41 (株ウェルファムフーズ高丸A農場	画 完	備中町西山1900	No.1廃棄物焼却炉	推	H18.8.7 廃棄	廃棄物焼却炉	R6.9.25	0.48	2	1	1	ı	R6.9.25	0.032	R6.9.25	0.000073	
42 (株ウェルファムフーズ高丸B農場	画	備中町西山1900-32	No.1廃棄物焼却炉	推	H18.12.14 廃棄物焼却炉		R6.9.26	0.35	2	ı	ı	I	R6.9.26	0.17	R6.9.26	0.00004	
43 (株)ウェルファムフーズ高丸C農場	阿米	備中町西山2707-1	No.1廃棄物焼却炉	推	H19.4.5 廃棄	廃棄物焼却炉	R6.9.27	0.039	2	ı	I	I	R6.9.27	0.0039	R6.9.27	0	
44 ピクアジェネティクス㈱岡山農場(肥育場)	画 张	備中町西油野3076-2	203-4023廃棄物焼却炉	兼 H	H15.2.26 廃棄物焼却炉		R7.2.7	0.21	5	ı	1	ı	(集)	(集じん機なし)	R7.2.7	0	
早年ニ ダーニューギィーニグ乗り 37	in Si	上野山 1001-0	No.1廃棄物焼却炉	新 H2	H24.9.13 廃棄物焼却炉		R6.12.23	0.072	5	I	ı	ı	(集	(集じん機なし)	R6.12.23	0	
	E	7-176円回14-11/	No.2廃棄物焼却炉	新 H2	H24.9.13 廃棄物焼却炉		R6.12.23	0.071	5	ı	1	ı	(集)	(集じん機なし)	R6.12.23	0.0025	
46 高梁川ダム統合管理事務所(千屋ダム)	新見市	普生7943-8	1廃棄物焼却炉	既 H1	H12.2.14 廃棄物焼却炉	物焼却炉	(体平中)	(10	1	_	-	(休止中	(休止中)(集じん機なし)	#)	(休止中)	休止中
47 ㈱ウェルファムフーズ東山農場	新見市	大佐田治部4769-8	No.1廃棄物焼却炉	新 H1	H19.8.14 廃棄物焼却炉		R7.1.27	0.022	5	I	_	_	R7.1.27	0	R7.1.27	0	
			No.1廃棄物焼却炉	新 H20	H20.12.26 廃棄物焼却炉		R6.7.31	0.40	5	-	_	_	R6.7.31	0.00053	R6.7.31	0	
48 ㈱ウェルファムフーズ足見A農場	新見市	土橋37	No.2廃棄物焼却炉	新 H20	H20.12.26 廃棄物焼却炉		R6.8.1	0.20	5	1	_	_	R6.8.1	0.00077	R6.8.1	0.00000077	
			No.3廃棄物焼却炉	新 HZ(H20.12.26 廃棄物焼却炉		R6.8.2	99:0	5	ı	ı	-	R6.8.2	0.046	R6.8.2	0.0000022	
49 ㈱ウェルファムフーズ足見B農場	新見市	足晃2176-1	No.1廃棄物焼却炉	新 H2	H25.10.2 廃棄物焼却炉		R6.11.19	0.14	5	ı	-	-	R6.11.19	0.0000005	R6.11.19	0	
50 ㈱ウェルファムフーズ足見D農場	新見市	足見2176-1	No.1廃棄物焼却炉	新 H2	H25.10.2 廃棄物焼却炉		R6.11.20	0.038	5	I	-	ı	R6.11.20	0.0000004	R6.11.20	0	
早年7か年メークンペプニュウ珠 13	出	- 1 - 4 日 3 2 4 0 - 1	No.1廃棄物焼却炉	新 H2	H21.9.25 廃棄物焼却炉		R6.11.22	0.27	5	I	_	ı	R6.11.22	0.0021	R6.11.22	0	
			No.2廃棄物焼却炉	新 H2	H21.9.25 廃棄物焼却炉		R6.11.21	0.056	2	ı	ı	I	R6.11.21	0	R6.11.21	0.0000005	
52 ㈱ウェルファムフーズ哲西農場	新見市	哲西町大野部1293	No.1廃棄物焼却炉	新 H2	H28.11.9 廃棄物焼却炉		R7.1.28	97.0	5	I	-	I	R7.1.28	0.017	R7.1.28	0	
53 ㈱ウェルファムフーズ足立第-農場	新見市	足立字田曽2157	No.1廃棄物焼却炉	新 R	R1.7.24 廃棄	廃棄物焼却炉	R6.8.20	0.54	5	1	_	ı	R6.8.20	0.17	R6.8.20	0	
計量 一張ウ出 メークソックル・ウ料 1/5	岩田	足立字田等2187	No.1廃棄物焼却炉	推	R1.10.8 廃棄	廃棄物焼却炉	R6.8.21	0.55	5	I	ı	I	R6.8.21	0.065	R6.8.21	0.0000039	
			No.2廃棄物焼却炉	幣	R2.4.13 廃棄物焼却炉		R6.8.22	08.0	2	ı	ı	ı	R6.8.22	0.010	R6.8.22	0.0000026	
55 ㈱ウェルファムフーズ 足立第三農場	新見市	足立字小木戸2368	No.1廃棄物焼却炉	新 R2	R2.12.28 廃棄物焼却炉		R6.8.23	69.0	5	ı	ı	ı	R6.8.23	9/0.0	R6.8.23	0.0000017	
			1-1廃棄物焼却炉	既 H1	H12.2.17 廃棄物焼却炉		R6.8.14	1.2	5	I	_	_	R6.8.14	29	R6.8.14	0.037	ばいじんは薬剤処理しているため処理基 準の適用外
56 新見市クリーンセンター	新見市	金谷253	1-2廃棄物焼却炉	既 111	H12.2.17 廃棄物焼却炉		R6.8.15	3.9	5	I	I	I	[2/¢	【2炉混合調查】	R6.8.15	0.00044	
			灰バンカ	既	H26.7.7 灰の貯留施設	,貯留施設	1	ı	-	(汚水の循!	(汚水の循環使用等により排出水なし)	排出水なし)	ı	-	-	-	
57 山陽環境開発(株)土橋クリーンセンター	新見市	土橋55-1	No.1廃棄物焼却炉	田 H	H12.3.8 廃棄物焼却炉	:物焼却炉	(休止中)	Ê	10	ı	I	I		(休止中)	**	(休止中)	休止中
58 株グリーンポートリー哲多第四農場	新見市	哲多町大野294	No.1廃棄物焼却炉	新 H2	H24.9.13 廃棄物焼却炉		R6.12.13	0.036	2	I	ı	I	<u>**</u>	(集じん機なし)	R6.10.27	0	
59 株グリーンポートリー哲多第五農場	新見市	哲多町田渕1623-6	No.1廃棄物焼却炉	新 H2	H24.9.13 廃棄物焼却炉	物焦却炉	(休止中)	Î.	2	ı	I	ı	_	(休止中)	\$	(休止中)	休止中
出来 宣 中央 经 中央 计 电 计 经 中央 计 电 计 经 中 中 计 经 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中	七二	49年1207	A-1廃棄物焼却炉	既 H1	H12.2.14 廃棄物焼却炉		R6.4.4	0.041	10	I	_	ı	R6.6.5	0.18	R6.4.5	0.00065	
	i t	07-11-85	A-1廃ガススクラバー	出	H12.2.14 燒却炉廃ガス洗浄施設	1廃ガス洗浄施設	ı	ı	ı	(汚水の循)	(汚水の循環使用等により排出水なし)	排出水なし)	ı	ı	I	I	
61 岡山県津山家畜保健衛生所	無山井	草加部547-8	1廃棄物焼却炉	既 H	H12.2.8 廃棄物焼却炉		R6.11.20	8.6	10	ı	_	ı	*	(集じん機なし)	R6.11.21	0	
62 エバラ食品工業㈱津山工場	中口書	金井468-1工業団地内 A-2廃棄物焼却炉	A-2廃棄物焼却炉	新 H2	H22.6.10 廃棄物焼却炉		R6.10.30	0.0037	2	1	1	-	(集)	(集じん機なし)	R6.10.31	0.0000000	
_				_	-	+	-									→	

		工事又は事業場の所在地	の所存地		_	益			排出ガス			特田米			ばいじん	-64	燃え殻	
梅	工場又は事業場の名称			施設番号·名称			特定施設の種類	-	中	非田春津	Et (2)	######################################	# # #	E 34	######################################		######################################	華
		市町村名	大字、字、番地		推認	田田郎		試料採取 年月日	巡戒結果 (ng-TEQ/m³N)	(ng- TEQ/m³N)	試料採取 年月日	測定結果 (pg-TEQ/L)	排出基準 (pg-TEQ/L)	試料深取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	武料採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	
63	(株久米カントリークラブ	乗口手	桑下1680	1号炉廃棄物焼却炉	出	12.2.14 B	H12.2.14 廃棄物焼却炉	R6.8.23	1.1	10	_	_	I	R6.8.23	0.010	R6.8.23	0.0047	
64	津山市食肉処理センター	神口神	国分寺9-1	No.1廃棄物焼却炉	推	17.7.20	H17.7.20 廃棄物焼却炉		*	2	ı	-	I	*	(集じん機なし)		*	※火災により施設を休止していたため、 R7.3.31時点での測定結果無し
65	株関西ポートリー第三成鶏農場	一一一一一	宮部下256-1	廃棄物焼却炉	権	20.8.21 B	H20.8.21 廃棄物焼却炉	R6.11.21	0.0062	D.	ı	ı	I	R6.11.21	0.000053	R6.11.21	0	
ű	一切、インター	# -	111145347	N-1-1-4-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	i i	10001	12/4 10 22 下火溢終 中原阻格局	1	1	ı	R6.7.17	0.046	10	1	1	1	1	
3		i	, to far I c			77.0	A ALLES AN ALVES HERE.	ı	I	ı	R7.1.22	0.075	10	1	I	1	I	
7.9	中里日9十二十二十二万里	#	25 H 217-6	No.1廃棄物焼却炉	推	4.11.12 B	H24.11.12 廃棄物焼却炉	R6.12.18	0.051	2	1	ı	1	#	(集じん機なし)	R6.12.18	0	
ò		i i	0 / 1 7 1 1	No.2廃棄物焼却炉	兼	4.11.12 B	H24.11.12 廃棄物焼却炉	R6.12.18	0.0097	5	_	_	1	*)	(集じん機なし)	R6.12.18	0.0078	
								R6.5.23	0.00061		_	_	1	R6.8.28	0.14	R6.8.28	0.00074	1回目測定
				4 6 7 7 7 7	¥	10	日本中華 雑物 10 100日	R6.8.28	0.00033		-	ı	ı	ı	ı	ļ	I	2回目測定
				- 7- XXC 501-XX-		20.1.2	l	R6.11.19	0.00000058	-	ı	ı	ı	ı	1	ı	1	3回目測定
							l	R7.1.21	0.000000097	<u> </u>	1	1	ı	ı	1	ı	ı	4回目測定
89	68 津山圏域クリーンセンター	世二世	領家1446					R6.5.24	0.00023		1	ı	1	R6.8.27	0.25	R6.8.27	0.00086	1回目測定
				中では	<u> </u>	1 21	日の日本学典を10日日	R6.8.27	0.0034		1	ı	1	1	1	1	1	2回目測定
				2 7 Xt 50 Xt		20.1.21	E * 1200 E E I	R6.11.20	0.00028	-	1	1	ı	ı	1	ı	ı	3回目測定
								R7.1.22	0.00063		I	ı	I	I	I	I	ı	4回目測定
				灰ピット	推	H26.1.21	灰の貯留施設	ı	ı	ı	(汚水の循)	(汚水の循環使用等により排出水なし)	排出水なし)	ı	ı	ļ	ı	
				1年后 秦 秦 春 七十二	出	110 0 10	核華物体打 佔	R6.5.31	0.12	ç	1	1	1	R6.5.31	2.6	R6.5.31	0034	1回目測定
69	岡山市久米南町衛生施設組合立クリーンセンター	久米南町	上神目313-6	T W DE SKIZINE ANN			DE SK TO DE SK N	R6.11.22	0.041	2	-	_	I	R6.11.22	2.1	R6.11.22	0.077	2回目測定
				1号炉灰パンカー	既	27.3.20	H27.3.20 灰の貯留施設	1	1	ı	(汚水の循)	(汚水の循環使用等により排出水なし)	排出水なし)	1	1	1	I	
5	甘雨とニーンナンかー	左 神	迪77.856-1	A-1廃棄物焼却炉	既旧	12.2.10	H12.2.10 廃棄物焼却炉	(4)	(休止中)	10	_	_	I		(休止中)	\$)	(休止中)	休止中
2		ī K	-	1廃ガス洗浄施設	出	12.2.10	H12.2.10 燒却炉廃ガス洗浄施設	ı	ı	ı	(休止中) (汚水	の循環使用等に	(休止中)(汚水の循環使用等により排出水なし)	ı	ı	ļ	ı	休止中
				2号炉廃棄物焼却炉 (ロータリーキルン炉)	兼	130.7.3 B	H30.7.3 廃棄物焼却炉	R6.6.5	0.0082	0.1	-	I	I	R6.6.5	0.00069	R6.6.5	0.0000010	
				2号炉廃棄物焼却炉 (固定床炉)	新	130.7.3 B	H30.7.3 廃棄物焼却炉	[2炉]	[2炉混合調查]	1	_	_	Ι	[2]	【2炉混合調査】	【2炉	【2炉混合調査】	
ř		i 1	1 7 2	3号炉廃棄物焼却炉	出	12.2.14 B	H12.2.14 廃棄物焼却炉	R6.6.13	0.0070	-	I	I	I	R6.6.13	0.13	R6.6.13	0.0063	
=	オープイナム日参表	K K	日7月1173	4号炉廃棄物焼却炉	推	22.8.23 B	H22.8.23 廃棄物焼却炉	R6.6.19	0	-	ı	ı	ı	R6.6.19	0.012	R6.6.19	0.032	
				2号急冷塔・洗浄塔・ 湿式電気集じん機	照	12.2.14 🕸	H12.2.14 续却炉廃ガス洗浄施設	ı	1	ı	(汚水の循)	(汚水の循環使用等により排出水なし)	排出水なし)	1	1	1	1	
				新灰ヤード	既	12.2.14 E	H12.2.14 灰の貯留施設	ı	1	I	(汚水の循)	(汚水の循環使用等により排出水なし)	排出水なし)	1	1	1	1	
72	(有)エヴァ環境開発	美咲町	大垪和西1095-4	1廃棄物焼却炉	照	112.2.2	H12.2.2 廃棄物焼却炉	(4)	(休止中)	10	ı	ı	I		(休止中)	*	(体下中)	休止中
				1号廃棄物焼却炉	既	12.2.14 B	H12.2.14 廃棄物焼却炉	R6.7.18	0.000063	2	ı	-	I	R6.7.18	0.0011	R6.7.18	0	
73	クリーンセンターまにわ	真庭市	樫西290	2号廃棄物焼却炉	既	12.2.14 B	H12.2.14 廃棄物焼却炉	R6.7.19	0.0033	5	_	_	-	[2]	【2炉混合調査】	[2炉	[2炉混合調査]	
				主灰パンカ	盟	27.3.6 E	H27.3.6 灰の貯留施設	ı	ı	ı	(汚水の循)	(汚水の循環使用等により排出水なし)	排出水なし)	ı	1	ı	1	

		工事又は事業場の所在地	易の所在地	ari 1	開記	裕 智		排出ガス			排出水			ばいじん	製	燃え殻	
番号 工	工場又は事業場の名称	市町村名	大字、字、番地	施設番号·名称		年等 特定施設の種類 日出 受	の種類 試料採取 年月日	采取 測定結果 日 (ng-TEQ/m³N)	排出基準 (ng- TEQ/m³N)	試料採取年月日	測定結果 (pg-TEQ/L)	排出基準 (pg-TEQ/L)	試料採取年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	試料採取年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	華
				1号炉廃棄物焼却炉	既 H12	H12.3.16 廃棄物焼却炉	劫炉 R6.5.23	23 0.0052	10	ı	1	ı	R6.5.23	1.4	R6.5.23	0.0	R6廃止
74 真順	真庭北部クリーンセンター	真庭市	蒜山初和592-1	2号炉廃棄物焼却炉	既 H12	H12.3.16 廃棄物焼却炉	劫炉 R6.5.24	24 0.0026	10	1	1	1	[2]	【2炉混合調査】	[2炉]	[2炉混合調査]	R6廃止
				主灰バンカ	既 H27	H27.6.8 灰の貯留施設	施設	ı	ı	(廃止)(汚水	廃止)(汚水の循環使用等により排出水なし	こより排出水なし)	1	1	ı	1	R6廃止
				1号炉廃棄物焼却炉	既 H12	H12.2.9 廃棄物焼却炉	却炉 R6.7.11	11 0.036	10	ı	ı	ı	R6.9.12	4.3	R6.7.11	0.21	ばいじんはセメント固化しているため処理 基準の適用外
75 岡巾	岡山県中部環境施設組合コスモスクリーンセンター 真庭市	真庭市	宮地631-3	2号炉廃棄物焼却炉	既 H12	H12.2.9 廃棄物焼却炉	劫炉 R6.9.12	12 0.14	10	ı	1	ı	[2歩	【2炉混合調査】	[2炉]	[2炉混合調査]	
				主灰バンカ	既 H27	H27.5.21 灰の貯留施設	施設	I	I	(汚水の乳	(汚水の循環使用等により排出水なし)	/排出水なし)	ı	I	ı	I	
76 御	何春名材木店	美作市	江ノ原625-1	No.1廃棄物焼却炉	料 H13	H13.3.30 廃棄物焼却炉	劫炉 R6.11.11	11.0	S	ı	ı	ı	R6.11.12	0.057	R6.11.12	0	
77 (株)	㈱白滝有機産業	美作市	自水1303	1歲化施設 著	新 H21	H21.10.8 廃棄物焼却炉	却炉	(事業)	ro.	ı	ı	I		(廃止)	3	(廃止)	R6廃止
				1号炉廃棄物焼却炉	新 H25	H25.6.12 廃棄物焼却炉	却炉 R6.5.30	30 0.0012	S	ı	ı	ı	R6.5.31	0.39	R6.5.31	0	
78 美	美作クリーンセンター	美作市	杉原340	2号炉廃棄物焼却炉	新 H25	H25.6.12 廃棄物焼却炉	劫炉 R6.5.31	31 0.026	S	ı	ı	ı	[2]	【2炉混合調査】	[2炉]	【2炉混合調査】	
				灰バンカ	新 H25	H25.6.12 灰の貯留施設	施設	ı	I	(汚水の犯	汚水の循環使用等により排出水なし))排出水なし)	ı	ı	ı	ı	
4) 6/	(株)関西ポートリー育雛育成農場	美作市	横尾482	1号廃棄物焼却炉	新 H28.	H28.11.11 廃棄物焼却炉	却炉 R6.5.29	29 0.00058	2	ı	ı	ı	R6.5.29	0.000018	R6.5.29	0	
80	小川香料㈱岡山工場	勝央町	太平台1-2	焼却炉	既 H12	H12.2.14 廃棄物焼却炉	R6.11.	.15 0.15	10	ı	ı	ı	R6.11.18	0	R6.11.18	0	
81 (有)	(制丸 永エッグランド	奈義 町	皆木351-10	No.1廃棄物焼却炉	押 H19	H19.9.27 廃棄物焼却炉	R6.12	2.5 0.0033	S	ı	ı	I	R6.12.5	0.000012	R6.12.5	0.00019	
編札) 令和7年 一: 由土: 既: 法のだ 新: 法のだ	編巻) 令和7年3月3日現在における特定施設の設置状況(今和6年度に廃止された施設を含む) 日主発揮 意勢のだけで成 12年1月15日)前に設置された施設 野: 法の施行日以後に設置された施設 新: 法の施行日以後に設置された施設	和6年度に廃止さ	れた施設を含む)														

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準等 (抜粋)

1 排出ガスの基準

(単位:ng-TEQ/m³N)

	区 分		既設施設	新設施設
アルミニウム合金	2製造施設		5	1
		4t/時 以上	1	0. 1
廃棄物焼却炉	 焼却能力	2t/時 ~ 4t/時	5	1
		2t/時 未満	10	5

- (備考) 1 既設施設とは、法の施行日(平成12年1月15日)前に設置された施設をいう。
 - 2 新設施設とは、法の施行日以降に設置された施設をいう。

2 排出水の基準

(単位:pg-TEQ/L)

区 分	排出基準
廃棄物焼却炉に係る施設	10
アセチレン洗浄施設	10
下水道終末処理施設	10

3 ばいじん及び燃え殻の処理基準

(単位:ng-TEQ/g)

区分	既設施設の処理基準	新設施設の処理基準
ばいじん・燃え殻	3 (*)	3

- (備考) 1 埋立処分等の処分を行う際に、この表に定める濃度以下にしなければならない という基準
 - 2 (*) セメント固化、薬剤処理又は酸抽出を行っているものについては、基準が適用されない。

令和6年度化学物質環境モニタリング調査結果について

1 内容

残留性有機汚染物質や内分泌かく乱化学物質の疑いがある物質について、環境中の存在状況を把握するため、測定を実施した。

(1) 対象物質

残留性の高いDDT等20物質群

(2) 調査方法

公共用水域水質12地点(河川10地点、湖沼1地点、海域1地点)及び公共用水域底質7地点(河川5地点、湖沼1地点、海域1地点)において年1回試料を採取し、測定を実施した。

2 結 果

測定を実施した20物質群のうち、水質からビスフェノールA等計10物質群、底質から DDT等計11物質群が検出された。

測定を実施した化学物質による人体への影響については、未解明な部分が多く、評価を行える状況にはないが、今回の測定値は、環境省等の全国調査結果の範囲内であった。

3 今後の対応

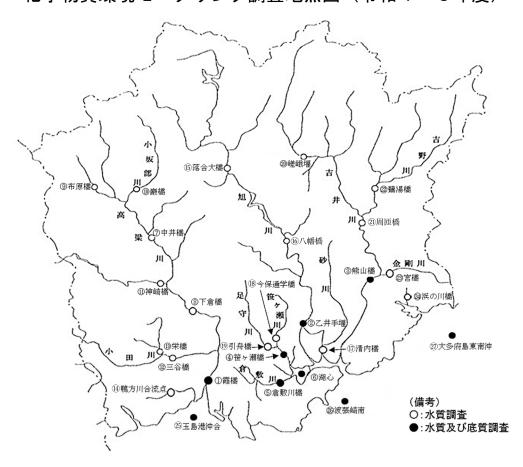
引き続き調査を実施し、実態の把握に努める。

令和6年度化学物質環境モニタリング調査対象物質

ペキサクロロシクロペキサン 殺虫剤 2	No.	物質名	用 途
2 α - ヘキサクロロシクロヘキサン	1	PCB (ポリ塩化ビフェニル) *1*2	熱媒体、ノンカーボン紙、電気製品
2 β-ヘキサクロロシクロヘキサン		ヘキサクロロシクロヘキサン *1*2	殺虫剤
マーヘキサクロロシクロヘキサン あーヘキサクロロシクロヘキサン クロルデン *1*2 殺虫剤 シスークロルデン トランスークロルデン 4 DDT (ジクロロジフェニルトリクロロエタン) *1*2 殺虫剤 農薬、殺虫剤、シロアリ駆除剤 6 HCB (ヘキサクロロベンゼン) *1*2 救菌剤、有機合成原料 機薬 7 ベンタクロロベンゼン *1 農薬 農薬 8 ベンゾ[a] ピレン *2		α-ヘキサクロロシクロヘキサン	
るーへキサクロロシクロへキサン カロルデン *1*2 殺虫剤 3 シス-クロルデン トランス-クロルデン 殺虫剤 4 DDT (ジクロロジフェニルトリクロロエタン) *1*2 農薬、殺虫剤、シロアリ駆除剤 農薬、殺虫剤、シロアリ駆除剤 6 HCB (ヘキサクロロベンゼン) *1*2 農薬 救菌剤、有機合成原料 7 ベンタクロロベンゼン *1 農薬 8 ベンゾ[a] ピレン *2 非意図的生成物 9 シアナジン *2 農薬 アルキルフェノール類(C5~C9) *2 界面活性剤の原料、分解生成物 4-nーペンチルフェノール 4-nーペンチルフェノール 4-nーペンチルフェノール 4-nーペプチルフェノール 4-nーオクチルフェノール 4-nーオクチルフェノール 4-nーオクチルフェノール 指胎の原料 10 ビスフェノールA *2 樹脂の原料 12 PFOS (ペルフルオロオクタンスルホン酸) *1 撥水撥油剤 13 PFOA (ペルフルオロオクタン酸) *1*2 機水撥油剤 14 ダイアジノン *2 農薬、殺虫剤 15 フェンバレレート *2	2	β-ヘキサクロロシクロヘキサン	
3 クロルデン *1*2 殺虫剤 5 ディルドリン *1*2 殺虫剤 6 HCB (ヘキサクロロベンゼン) *1*2 殺菌剤、有機合成原料 7 ペンタクロロベンゼン *1 農薬 8 ベンゾ[a] ピレン *2 非意図的生成物 9 シアナジン *2 農薬 アルキルフェノール類(C5~C9) *2 界面活性剤の原料、分解生成物 4-nーペンチルフェノール 4-nーペンチルフェノール 4-nーペンチルフェノール 4-nーペナシルフェノール 4-nーオクチルフェノール 4-nーオクチルフェノール 11 ビスフェノールA *2 樹脂の原料 12 PFOS (ペルフルオロオクタンスルホン酸) *1 撥水撥油剤 13 PFOA (ペルフルオロオクタン酸) *1*2 撥水撥油剤 14 ダイアジノン *2 15 フェンバレレート *2 殺虫剤		γ-ヘキサクロロシクロヘキサン	
3 シス-クロルデントランス-クロルデン おま2 殺虫剤 5 ディルドリン*1*2 農薬、殺虫剤、シロアリ駆除剤 6 HCB (ヘキサクロロベンゼン)*1*2 殺菌剤、有機合成原料 7 ペンタクロロベンゼン*1 農薬 8 ベンゾ[a] ピレン*2 非意図的生成物 9 シアナジン*2 農薬 アルキルフェノール類(C5~C9)*2 界面活性剤の原料、分解生成物 4-nーペンチルフェノール4-nーペンチルフェノール4-nーペンチルフェノール4-nーペナシルフェノール4-nーネクチルフェノール4-nーネクチルフェノール4-nーネクチルフェノールインエノールインエノールインフェノール		δ-ヘキサクロロシクロヘキサン	
トランス-クロルデン 4 DDT (ジクロロジフェニルトリクロロエタン) *1*2 殺虫剤 5 ディルドリン *1*2 農薬、殺虫剤、シロアリ駆除剤 6 HCB (ヘキサクロロベンゼン) *1*2 殺菌剤、有機合成原料 7 ペンタクロロベンゼン *1 農薬 8 ベンゾ[a] ピレン *2 非意図的生成物 9 シアナジン *2 農薬 アルキルフェノール類(C5~C9) *2 界面活性剤の原料、分解生成物 4-nーペンチルフェノール 4-nーペシチルフェノール 4-nーペキシルフェノール 4-nーペクチルフェノール 4-tーオクチルフェノール 11 ビスフェノールA *2 樹脂の原料 11 ビスフェノールA *2 樹脂の原料 12 PFOS (ペルフルオロオクタンスルホン酸) *1 撥水撥油剤 13 PFOA (ペルフルオロオクタン酸) *1*2 農薬、殺虫剤 14 ダイアジノン *2 農薬、殺虫剤 15 フェンパレレート *2 殺虫剤		クロルデン *1*2	殺虫剤
4 DDT (ジクロロジフェニルトリクロロエタン) *1*2 殺虫剤 5 ディルドリン *1*2 農薬、殺虫剤、シロアリ駆除剤 6 HCB (ヘキサクロロベンゼン) *1*2 殺菌剤、有機合成原料 7 ペンタクロロベンゼン *1 農薬 8 ベング[a] ピレン *2 非意図的生成物 9 シアナジン *2 農薬 アルキルフェノール類(C5~C9) *2 界面活性剤の原料、分解生成物 4-nーペンチルフェノール 4-nーペンチルフェノール 4-nーペナルフェノール 4-nーオクチルフェノール 4-nーオクチルフェノール 4-nーオクチルフェノール 11 ビスフェノールA *2 樹脂の原料 12 PFOS (ペルフルオロオクタンスルホン酸) *1 撥水撥油剤 13 PFOA (ペルフルオロオクタン酸) *1*2 農薬、殺虫剤 14 ダイアジノン *2 農薬、殺虫剤 15 フェンバレレート *2 殺虫剤	3	シス-クロルデン	
5 ディルドリン*1*2 農薬、殺虫剤、シロアリ駆除剤 6 HCB (ヘキサクロロベンゼン)*1*2 殺菌剤、有機合成原料 7 ペンタクロロベンゼン*1 農薬 8 ベンゾ[a] ピレン*2 非意図的生成物 9 シアナジン*2 農薬 アルキルフェノール類(C5~C9)*2 界面活性剤の原料、分解生成物 4-nーペンチルフェノール 4-nーペンチルフェノール 4-nーペナルフェノール 4-nーペナクチルフェノール 4-nーオクチルフェノール 4-nーオクチルフェノール 10 ビスフェノール *2 樹脂の原料 11 ビスフェノールA *2 樹脂の原料 12 PFOS (ペルフルオロオクタンスルホン酸)*1 撥水撥油剤 13 PFOA (ペルフルオロオクタン酸)*1*2 農薬、殺虫剤 14 ダイアジノン*2 農薬、殺虫剤 15 フェンバレレート*2 殺虫剤		トランス-クロルデン	
6 HCB (ヘキサクロロベンゼン) *1*2 殺菌剤、有機合成原料 7 ペンタクロロベンゼン *1 農薬 8 ベンゾ[a] ピレン *2 非意図的生成物 9 シアナジン *2 農薬 アルキルフェノール類(C5~C9) *2 界面活性剤の原料、分解生成物 4-nーペンチルフェノール 4-nーペンチルフェノール 4-nーペナシルフェノール 4-nーオクチルフェノール 4-nーオクチルフェノール 11 ビスフェノールA *2 樹脂の原料 11 ビスフェノールA *2 樹脂の原料 12 PFOS (ペルフルオロオクタンスルホン酸) *1 撥水撥油剤 13 PFOA (ペルフルオロオクタン酸) *1*2 農薬、殺虫剤 14 ダイアジノン *2 農薬、殺虫剤 15 フェンバレレート *2	4	DDT (ジクロロジフェニルトリクロロエタン) *1*2	殺虫剤
7 ペンタクロロベンゼン*1 農薬 8 ベンゾ[a] ピレン*2 非意図的生成物 9 シアナジン*2 農薬 アルキルフェノール類(C5~C9)*2 界面活性剤の原料、分解生成物 4-nーペンチルフェノール 4-nーペンチルフェノール 4-nーペナシルフェノール 4-nーオクチルフェノール 4-tーオクチルフェノール 11 ビスフェノールA*2 樹脂の原料 12 PFOS (ペルフルオロオクタンスルホン酸)*1 撥水撥油剤 13 PFOA (ペルフルオロオクタン酸)*1*2 搬水撥油剤 14 ダイアジノン*2 農薬、殺虫剤 15 フェンバレレート*2 殺虫剤	5	ディルドリン *1*2	農薬、殺虫剤、シロアリ駆除剤
8 ベンゾ[a]ピレン *2 非意図的生成物 9 シアナジン *2 農薬 アルキルフェノール類(C5~C9) *2 界面活性剤の原料、分解生成物 4-n-ペンチルフェノール 4-t-ペンチルフェノール 4-n-ペキシルフェノール 4-n-ペナルフェノール 4-n-オクチルフェノール 4-t-オクチルフェノール 11 ビスフェノール 11 ビスフェノールA *2 樹脂の原料 12 PFOS (ペルフルオロオクタンスルホン酸) *1 撥水撥油剤 13 PFOA (ペルフルオロオクタン酸) *1*2 機水撥油剤 14 ダイアジノン *2 農薬、殺虫剤 15 フェンバレレート *2	6	HCB (ヘキサクロロベンゼン) *1*2	殺菌剤、有機合成原料
9 シアナジン*2 農薬 10 アルキルフェノール類(C5~C9)*2 界面活性剤の原料、分解生成物 4-n-ペンチルフェノール 4-n-ペンチルフェノール 4-n-ペナルフェノール 4-n-ペナクチルフェノール 4-n-オクチルフェノール 4-t-オクチルフェノール 11 ビスフェノールA *2 樹脂の原料 12 PFOS (ペルフルオロオクタンスルホン酸)*1 撥水撥油剤 13 PFOA (ペルフルオロオクタン酸)*1*2 撥水撥油剤 14 ダイアジノン*2 農薬、殺虫剤 15 フェンバレレート*2 殺虫剤	7	ペンタクロロベンゼン *1	農薬
アルキルフェノール類(C5~C9) *2 界面活性剤の原料、分解生成物 4-n-ペンチルフェノール 4-t-ペンチルフェノール 4-n-ヘキシルフェノール 4-n-オクチルフェノール 4-n-オクチルフェノール 11 ビスフェノールA *2 樹脂の原料 12 PFOS (ペルフルオロオクタンスルホン酸) *1 撥水撥油剤 13 PFOA (ペルフルオロオクタン酸) *1*2 機水撥油剤 14 ダイアジノン *2 農薬、殺虫剤 15 フェンバレレート *2	8	ベンゾ[a]ピレン *2	非意図的生成物
4-n-ペンチルフェノール 4-t-ペンチルフェノール 4-n-ヘキシルフェノール 4-n-ペナルフェノール 4-n-オクチルフェノール 4-t-オクチルフェノール 11 ビスフェノールA *2 樹脂の原料 12 PFOS (ペルフルオロオクタンスルホン酸) *1 撥水撥油剤 13 PFOA (ペルフルオロオクタン酸) *1*2 撥水撥油剤 14 ダイアジノン *2 農薬、殺虫剤 15 フェンバレレート *2 殺虫剤	9	シアナジン *2	農薬
10 4-t-ペンチルフェノール 4-n-ペキシルフェノール 4-n-ペナクチルフェノール 4-n-オクチルフェノール 4-t-オクチルフェノール 11 ビスフェノールA *2 樹脂の原料 12 PFOS (ペルフルオロオクタンスルホン酸) *1 撥水撥油剤 13 PFOA (ペルフルオロオクタン酸) *1*2 撥水撥油剤 14 ダイアジノン *2 農薬、殺虫剤 15 フェンバレレート *2		アルキルフェノール類(C5~C9) *2	界面活性剤の原料、分解生成物
10 4-n-ヘキシルフェノール 4-n-ペプチルフェノール 4-n-オクチルフェノール 11 ゼニオクチルフェノール 12 樹脂の原料 12 PFOS (ペルフルオロオクタンスルホン酸) *1 撥水撥油剤 13 PFOA (ペルフルオロオクタン酸) *1*2 撥水撥油剤 14 ダイアジノン *2 農薬、殺虫剤 15 フェンバレレート *2 殺虫剤		4-n-ペンチルフェノール	
10 4-n-ペプチルフェノール 4-n-オクチルフェノール 4-t-オクチルフェノール ノニルフェノール 11 ビスフェノールA *2 樹脂の原料 12 PFOS (ペルフルオロオクタンスルホン酸) *1 撥水撥油剤 13 PFOA (ペルフルオロオクタン酸) *1*2 撥水撥油剤 14 ダイアジノン *2 農薬、殺虫剤 15 フェンバレレート *2 殺虫剤		4- t -ペンチルフェノール	
4-n-ペプチルフェノール 4-n-オクチルフェノール 4-t-オクチルフェノール 11 ビスフェノールA *2 12 PFOS (ペルフルオロオクタンスルホン酸) *1 撥水撥油剤 13 PFOA (ペルフルオロオクタン酸) *1*2 14 ダイアジノン *2 15 フェンバレレート *2	10	4-n-ヘキシルフェノール	
4-t-オクチルフェノールガニルフェノール11 ビスフェノールA *2樹脂の原料12 PFOS (ペルフルオロオクタンスルホン酸) *1撥水撥油剤13 PFOA (ペルフルオロオクタン酸) *1*2撥水撥油剤14 ダイアジノン *2農薬、殺虫剤15 フェンバレレート *2殺虫剤	10	4-n-ヘプチルフェノール	
ノニルフェノール樹脂の原料11 ビスフェノールA *2樹脂の原料12 PFOS (ペルフルオロオクタンスルホン酸) *1撥水撥油剤13 PFOA (ペルフルオロオクタン酸) *1*2撥水撥油剤14 ダイアジノン *2農薬、殺虫剤15 フェンバレレート *2殺虫剤		4-n-オクチルフェノール	
11ビスフェノールA *2樹脂の原料12PFOS (ペルフルオロオクタンスルホン酸) *1撥水撥油剤13PFOA (ペルフルオロオクタン酸) *1*2撥水撥油剤14ダイアジノン *2農薬、殺虫剤15フェンバレレート *2殺虫剤		4- t -オクチルフェノール	
12 PFOS (ペルフルオロオクタンスルホン酸) *1 搬水撥油剤 13 PFOA (ペルフルオロオクタン酸) *1*2 搬水撥油剤 14 ダイアジノン *2 農薬、殺虫剤 15 フェンバレレート *2 殺虫剤		ノニルフェノール	
13 PFOA (ペルフルオロオクタン酸) *1*2 撥水撥油剤 14 ダイアジノン *2 農薬、殺虫剤 15 フェンバレレート *2 殺虫剤	11	ビスフェノールA *2	樹脂の原料
14ダイアジノン *2農薬、殺虫剤15フェンバレレート *2殺虫剤	12	PFOS (ペルフルオロオクタンスルホン酸) *1	撥水撥油剤
15 フェンバレレート *2 殺虫剤	13	PFOA (ペルフルオロオクタン酸) *1*2	撥水撥油剤
	14	ダイアジノン *2	農薬、殺虫剤
16 りん酸トリフェニル *2 合成樹脂、合成ゴム可塑剤、難	15	フェンバレレート *2	殺虫剤
	16	りん酸トリフェニル *2	合成樹脂、合成ゴム可塑剤、難燃剤
17 1-ナフトール *2 ナフタレンの代謝物質	17	1-ナフトール *2	ナフタレンの代謝物質
18 ペンタクロロフェノール *1*2 農薬、除草剤	18	ペンタクロロフェノール *1*2	農薬、除草剤
19 PFHxS (ペルフルオロヘキサンスルホン酸) *1 泡消火薬剤、界面活性剤	19	PFHxS (ペルフルオロヘキサンスルホン酸) *1	泡消火薬剤、界面活性剤
20 メトキシクロル*1 農薬、殺虫剤	20	メトキシクロル*1	農薬、殺虫剤

- 注) *1 残留性有機汚染物質 (ストックホルム条約の対象物質)
 - *2 内分泌かく乱作用を有すると疑われる化学物質

化学物質環境モニタリング調査地点図(令和4~6年度)



固定点(6地点、水質・底質調査を毎年実施)

<河川>①高梁川:霞橋、②旭 川:乙井手堰、③吉井川:熊山橋、④笹ヶ瀬川:笹ヶ瀬橋、

⑤倉敷川: 倉敷川橋

<湖沼>	→⑥児島湖:湖心		
	準固定点(21 地点、1回/3	年水質調査のみ実施。海域に	は底質調査も実施。)
	グループ1 (R4)	グループ2 (R5)	グループ3 (R6)
	⑦高梁川:中井橋	⑮旭 川:落合大橋	②②吉井川:嵯峨堰
	⑧高梁川:下倉橋	⑯旭 川:八幡橋	②吉井川:周匝橋
	⑨西 川:布原橋	⑪百間川:清内橋	②吉野川:鷺湯橋
河川	⑩小坂部川:巖橋	⑱笹ヶ瀬川:今保通学橋	②金剛川:宮橋
{PJ/II	⑪成羽川:神崎橋	⑲足守川:引舟橋	24伊里川:浜の川橋
	⑫小田川:三谷橋		
	⑬美山川:栄橋		
	⑭里見川:鴨方川合流点		
海域	⑤水島地先海域:玉島港沖	36児島湾:波張崎南	②播磨灘北西部:大多府島
世	合		東南沖

化学物質環境モニタリング調査結果

			水質(単位・	. nø/l)			底督 (単仇・	· 119/kg)		
			1				ζ j			
≥	測定対象物質	令和6年度岡山	岡山県	(参考) 全	HI.	令和6年度岡山県	岡山県	(参考)	等)全国	
		検出頻度	最大値	検出頻度	最大値	検出頻度	最大值	検出頻度		最大値
_	1 PCB(ポリ塩化ビフェニル)	3 / 12	0.4	1, 889 / 2, 213	220	5 / 7	12	2, 118 / 2	2, 219	5, 600
3	2 ヘキサクロロシクロヘキサン	3 / 12	6.0	909 / 1, 183	9.0	4 / 7	1.1	1, 631 / 1	1, 745	09
ص	3 クロルデン	1 / 12	0.1	665 / 941	3.1	5 / 7	0.86	1, 319 / 1	1, 433	9/
4	4 DDT (ジクロロジフェニルトリクロロエタン)	0 / 12	N. D.	675 / 992	8.2	4 / 7	0.11	1, 132 / 1	1, 246	2, 200
(7)	5 ディルドリン	0 / 12	N. D.	477 / 751	0.94	2 / 7	0.40	1, 067 / 1	1, 184	9. 1
9	6 HCB (ヘキサクロロベンボン)	0 / 12	N. D.	1, 035 / 1, 323	1.4	7 / 0	N. D.	1, 810 / 1	, 924	65
	7 ペンタクロロベンボン	0 / 12	N. D.	573 / 621	0.5	1 / 0	N. D.	/ 668	929	24
ω	8 ベンゾ [a] ポワソ	3 / 12	1.9	23 / 1, 235	0/	7 / 7	49	654 /	921	7, 400
ာ	9 シアナジン	3 / 12	14	7 9	2.5	7 / 0	N. D.	/ 0	0	ı
2	10 アルキルフェノール類(C5~C9)									
	4-t-オクチルフェノール	0 / 12	N. D.	540 / 2, 694	13, 000	1 / 7	4	176 /	485	350
	ノニルフェノール	0 / 12	N. D.	897 / 2,840	21, 000	2 / 7	100	7 538	488	12, 000
1	1 ビスフェノールA	5 / 12	40	1, 411 / 2, 879	19, 000	2 / 7	13	282 /	488	360
12	12 PFOS (ペルフルオロオクタンスルホン酸)	12 / 12	2.8	640 / 650	230	2 / 7	0.2	812 /	831	2.2
-	13 PFOA (ペルフルオロオクタン酸)	12 / 12	22	020 / 029	100	2 / 7	0.1	812 /	830	1.3
14	14 ダイアジノン	2 / 12	3.5	7 / 10	19	L / 0	N. D.	/ 0	0	ı
15	15 フェンバレレート	0 / 12	N. D.	0 / 12	1	<i>L /</i> 0	N. D.	/ 0	27	1
16	16 りん酸トリフェニル	0 / 12	N. D.	3 / 18	24	1 / 7	1.5	/ 0	0	ı
17	17 1-ナフトール	0 / 12	N. D.	28 / 50	49	<i>L /</i> 0	N. D.	1 /	12	110
18	18 ペンタクロロフェノール	0 / 12	N. D.	144 / 190	76	<i>L /</i> 0	N. D.	182 /	184	7. 4
16	19 PFHxS(ペルフルオロヘキサンスルホン酸)	11 / 12	1.6	219 / 236	2.6	2 / 0	N. D.	/ 38	301	0.027
20	20 メトキシクロル	0 / 12	N. D.	0 / 135	ı	2 / 0	N. D.	1 /	132	7.3
Í	7.4.7 株子 是少高、株子是三条、比一、建建三条、									

無

1 「検出頻度」とは、検出地点数/測定地点数である。
 2 「N.D.」とは、検出下限値未満のことである。
 3 「全国」とは、平成10年度から令和5年度までに行われた環境省及び国土交通省の測定結果である。
 3 順定結果が異性体ごとに区分されている場合は、各異性体の濃度の合計を表示している。
 7 ルキルフェノール類については、検出下限値以上の検出が確認された物質のみ表示している。
 4 シアナジンについては比較データが少なく、全国測定結果を超えているが、他都道府県が独自に測定した結果と比較すると低い値である。

地点ごとの化学物質環境モニタリング調査結果

(単位 : ng/L)

\Box			1													í _
20	メトキシクロボ	-		N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	µg/kg)					
19	σππ×ο	0.1		0.1	0.1	0.2	6.0	1.0	1.6	N. D.	0.1	0.1	0.1	0.4	0.1	単位:
18	ペンタクロロフェノール	10		N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	٠					
11	+レャー ヺ	10		N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.						
16	りん酸トリフェニル	10		N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.						
15	レゖ ソズファー ヤ	0.5		N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.						
14	ダイアジノン	0.5		N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	6.0	3.5	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	
13	□ Ⅲ ○ ▼	0.1		1.4	5.8	2.1	0.9	6.1	7.4	0.7	1.5	1.4	8.9	22	0.5	
12	σ π Ο 	0.1		0.3	0. 4	0.7	2. 4	1.9	2.8	0.4	0.5	0.5	9 '0	1. 2	0.2	
1	ビスフェノー ルA	10		N. D.	N. D.	40	30	N. D.	20	N. D.	10	N. D.	N. D.	10	N. D.	
10 (*)	ノニルフェノー ル	30		N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.						
10	4 - +- オクチルフェノール	10		N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.						
6	ツレナジソ	-		N. D.	N. D.	N. D.	2	6	14	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	
80	ערת[מ]עעג	0.4		N. D.	N. D.	N. D.	1.9	0.8	1.1	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	
7	ペン タ ク ロ ロ ベ ン ガ ン	0.2		N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.						
9	± υ ω	0.2		N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.						
2	ル ト	0.1		N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.						
4	0 0 1-	0.1		N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.						
8	クロラドン	0.1		N. D.	N. D.	N. D.	0.1	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	
2	<++かのロシクロくキサン	0.1		N. D.	N. D.	N. D.	0.3	6 .0	0. 7	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	
-	⊡ ⊖ ⊞	0.1		N. D.	N. D.	N. D.	0.2	0.4	0.3	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	
番号	Ш.	下限値	黒ら	19.3	23. 9	22. 2	24. 1	24. 4	19. 7	21.5	23. 8	24. 5	23. 0	25. 0	22. 6	
牌	哲	横田」	減。	21.9	23. 3	27.5	26.0	30. 2	23. 2	30. 6	27. 3	29.8	25. 5	28. 2	28. 3	
			米	響	DÉŘ	掘	DÉŘ	鸲	響	吨	峡	DÉÁ	掘	哲	誓	
			採水年月日	6.5.21	6.6.21	6.6.11	6.6.21	6.5.21	6.5.14	6. 6. 20	6. 6. 20	6. 6. 20	6.6.11	6.6.11	6.6.13	
	<u>概</u>	質	名探	JII R6.	· Superior Re	JII R6.	JII R6.	JII R6.	JII R6.	JII R6.	西部 R6					
	令和 6 年度		英	無		#	E ケ 瀬	一	X	#	#	#	黿	▦	磨灘北	
	∜ F	¥	点	権	中	権	権	権	心	叫 牌	権	極	桶	看	井	
		``	뒾		₩	∃	雘	≡		耋	怛	赈		≡	島東南	
			₩		#	-	4	凝		-	_	"•		6	各	
			電響	輕	2	龗	抻	御	羰	響	皿	離	[H]		К	
			対 権	-	2	က	4	2	9	20	21	22	23	24	27	

		_	世		魺		極工	検出下限値	0.02	0.01	0.01	0.01	0.02	0.05	0.05	0.2	0. 2	2	70	2	0.1	0.1	0.05	0.05	0.7	2	2	0.1	2
地番	号調 3	香地	点水	対	名 採取年月日	日天候	変温 C C	思温																					
-	極		擊	銤	JII R6. 5. 21	誓	21. 9	20.0	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.2	N. D.												
2	2	# #	堰旭		JII R6. 6. 21	OĢŘ	23. 3	25. 0	0.44	N. D.	0.03	0.02	N. D.	N. D.	N. D.	4.1	N. D.												
က	貀	∃	権	#	JII R6. 6. 11	響	27. 5	25. 0	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.3	N. D.												
4	典	7 瀬	桶	ケ 瀬	JII R6. 6. 21	峡	26.0	24. 0	2.0	90 .0	0.47	0.04	0.02	N. D.	N. D.	10	N. D.	N. D.	30	7	N. D.								
2	徊	敷川	権	鞍	JII R6. 5. 21	DEN	30. 2	23. 3	12	1.1	0.86	0.11	0.40	N. D.	N. D.	49	N. D.	4	100	13	0. 2	0.1	N. D.	N. D.	1.5	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
9	顆		小児	岨	湖 R6.5.14	誓	23. 2	19. 5	0.44	0.04	0.05	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	2.0	N. D.												
27	大多	府島東	世世	磨灘北西	部 R6.6.13	響	28. 3	20. 6	4.9	0.05	0.01	0.08	N. D.	N. D.	N. D.	4	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.2	0.1	N. D.						
(*	アルキル	(*) アルキルフェノール類については、	い着にり	は、ゴンコ	格出下限値以上の	トの格出が確認された物質のみ表示している。	製されたか	「管のみ表示	FL7118.																				

令和6年度アスベスト測定結果について

1 内容

一般環境大気中におけるアスベストの状況を把握するため、道路沿線、市街地及び大規模工場等の周辺(7地域14地点)において、年2回、アスベスト濃度調査を実施した。(岡山市及び倉敷市の調査結果は参考資料に掲載)

2 結果

全地点で総繊維数濃度が1本/L未満であった。

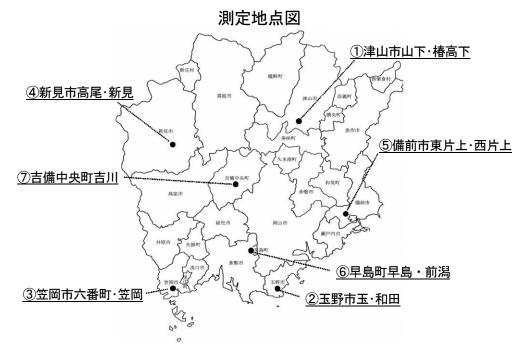
3 今後の対応

引き続き調査を実施し、実態の把握に努める。

一般環境における大気中アスベスト濃度測定結果(総繊維数濃度)

		濃度(2	k/L)
	令和6年度 調査地点	夏期	冬期
(1)	美作県民局別館(津山市山下)	0. 10	0.11
1)	美作県民局第二庁舎(津山市椿高下)	0. 12	0. 14
2	玉野レクレセンター (玉野市玉)	0. 10	0. 16
	和田公園(玉野市和田)	0. 12	0. 12
3	備中県民局井笠地域事務所(笠岡市六番町)	0. 12	0. 12
	大磯自動車排出ガス測定局(笠岡市笠岡)	0. 14	0. 10
	備中県民局新見地域事務所(新見市高尾)	0. 17	0. 12
4	新見市役所(新見市新見)	0. 10	0. 13
(5)	備前市役所(備前市東片上)	0. 14	0. 10
(3)	備前市立市民センター(備前市西片上)	0. 11	0. 11
6	長津自動車排出ガス測定局(早島町早島)	0. 14	0. 17
(6)	早島町役場(早島町前潟)	0. 14	0. 11
(7)	生物科学研究所(吉備中央町吉川)	0. 17	0. 14
	吉備高原浄化センター(吉備中央町吉川)	0.095	0. 12

※ 総繊維数とは、アスベスト繊維そのものではなく、全ての繊維状物質を測定した結果である。



(参考) 岡山市関係資料

令和6年度有害大気汚染物質等環境調査結果について

1 調査内容

(1)調査地点

ア 南輝小学校 (岡山市南区南輝三丁目 6-9)

イ 陵南小学校(岡山市北区東花尻 241-1)

(2) 調查項目等

「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」(平成 13 年 5 月 21 日環境省策定、令和 5 年 11 月 9 日最終改訂)及び「有害大気汚染物質等測定方法マニュアル」(平成 9 年 2 月 12 日環境庁(当時)策定、令和 6 年 3 月最終改訂)に準拠し、「優先取組物質」23 物質のうち、22 物質*について毎月 1 回、24 時間の連続サンプリング調査を実施した。

※ダイオキシン類を除く。

ア 環境基準が設定されている物質 (4物質)

ジクロロメタン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン ベンゼン

イ 環境中の有害大気汚染物質等による健康リスクの低減を図るための 指針となる数値(指針値)が設定されている物質 (11 物質)

アクリロニトリル アセトアルデヒド 塩化ビニルモノマー 塩化メチル クロロホルム 1,2ージクロロエタン 水銀及びその化合物 ニッケル化合物 ヒ素及びその化合物 1,3ーブタジエン マンガン及びその化合物

ウ その他の有害大気汚染物質 (7物質) クロム及び三価クロム化合物 六価クロム化合物 酸化エチレン トルエン ベリリウム及びその化合物 ベンゾ [a] ピレン ホルムアルデヒド

(3)調査期間

令和6年4月 ~ 令和7年3月

2 調査結果

環境基準及び指針値が設定されている物質の年平均値は、いずれも環境基準及び指針値を下回っていた。

「優先取組物質」(ダイオキシン類を除く)の年平均値

※単位[μg/m³]

物 質 名	南輝小学校	陵南小学校	環境基準等
アクリロニトリル	0.018	0.010	2以下
アセトアルデヒド	1.3	1.0	120以下
塩化ビニルモノマー	0.011	0.006	10以下
塩化メチル	1.6	1.5	94以下
クロム及び三価クロム化合物	0.0033	0.0025	_
六価クロム化合物	0.00013	0.00014	_
クロロホルム	0.16	0.16	18以下
酸化エチレン	0.032	0.033	_
1, 2-ジクロロエタン	0.10	0.10	1.6以下
ジクロロメタン	0.66	0.69	150以下
水銀及びその化合物	0.0016	0.0013	0.04以下
テトラクロロエチレン	0.014	0.016	200以下
トリクロロエチレン	0.069	0.018	130以下
トルエン	2.5	3.5	_
ニッケル化合物	0.0036	0.0019	0.025以下
ヒ素及びその化合物	0.0012	0.0010	0.006以下
1, 3-ブタジエン	0.034	0.029	2.5以下
ベリリウム及びその化合物	0.0000034	0.0000034	_
ベンゼン	0.60	0.52	3以下
ベンゾ [a] ピレン	0.00019	0.00014	_
ホルムアルデヒド	1.7	1.8	_
マンガン及びその化合物	0.036	0.020	0.14以下

注1 優先取組物質:「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」248 物質のうちで、健康リスクがある程度高いと考えられる23 物質

注2 年平均値は検出下限値以上の値は実測濃度の値を用い、検出下限値未満の値は検 出下限値の 1/2 の値を用い、算術平均により求めた。

注3 <u>下線</u> は指針値を示す。

令和6年度 ダイオキシン類環境調査結果について (大気)

ダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定に基づき、環境基準の達成状況を把握するため、 環境中大気のダイオキシン類調査を市内3地点で年4回(各季節毎)実施した。

1 調査地点

(1) 南輝小学校 岡山市南区南輝三丁目6-9

(2) 陵南小学校 岡山市北区東花尻241-1

(3) 岡山市東区役所瀬戸支所 岡山市東区瀬戸町瀬戸45

2 調査期間

(1) 春期: 令和6年5月7日(火)~5月14日(火)

(2) 夏期:令和6年7月24日(水)~7月31日(水)

(3) 秋期:令和6年11月13日(水)~11月20日(水)

(4) 冬期:令和7年1月22日(水)~1月29日(水)

3 調査方法

次の法令等に準拠して実施した。

- ・ ダイオキシン類対策特別措置法及び同法施行令・施行規則
- ・ ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル (平成20年3月 環境省水・大気環境局総務課 ダイオキシン対策室大気環境課)

4 調査機関

エヌエス環境株式会社 中四国支店

5 調査結果

調査結果を表1及び図1に示した。

南輝小学校が全国521地点の年平均値(R5)を上回り、陵南小学校及び岡山市東区役所瀬戸支所については、全国年平均値(R5)を下回っていた。なお、市内全調査地点で環境基準を下回っていた。

表 1 令和6年度環境大気中のダイオキシン類調査結果

調	木		地	Ł	単位	環境基準			調査	 全結果		
一词	査	•	먠	点	単 位		春期	夏期	秋期	冬期	平均值	全国(R5)調査 地点521箇所
南	輝	小	学	校	pg-TEQ/m³	0.6以下	0. 0094	0. 035	0.0090	0. 012	0. 016	0. 013
陵	南	小	学	校	pg-TEQ/m³	0.6以下	0. 0047	0. 013	0. 0051	0. 0087	0.0079	(0. 0025∼
岡山市	東区	役序	所瀬 ّ	■支所	pg-TEQ/m ³	0.6以下	0. 012	0. 019	0. 0052	0. 012	0. 012	0. 13)

※平均値:測定値の算術平均値

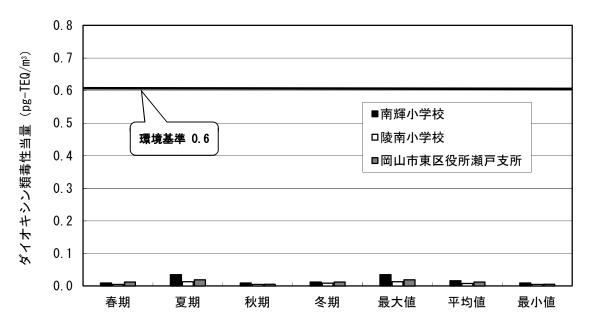


図1 令和5年度環境中大気のダイオキシン類調査結果

(1) 各調査月の経年推移

各調査月の年度毎の推移を図2~図5に示した。

平成18年度頃までは、秋期の調査結果(図4)が他の調査月と比較して高い濃度を示す場合が 多かった。また、平成20~22年度は冬期が比較的高い濃度を示していた。

令和6年度は、どの時期も例年と同様であり、経年推移としても高い濃度ではなかった。

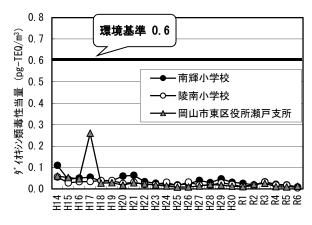


図2 春期 年度ごとの推移

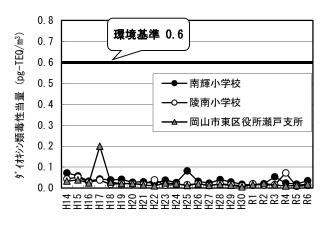
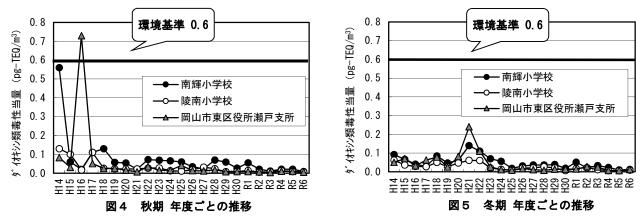


図3 夏期 年度ごとの推移



※南輝小学校については、調査地点を平成20年8月から大気測定局から校舎屋上に、陵南小学校については、平成 20年11月から大気測定局から校舎屋上に変更している。

(2) 年間平均値の経年推移

年間平均値の年度毎の推移を図6に示した。

市内全調査地点で環境基準を下回っており、ここ十数年は低い値で推移している。

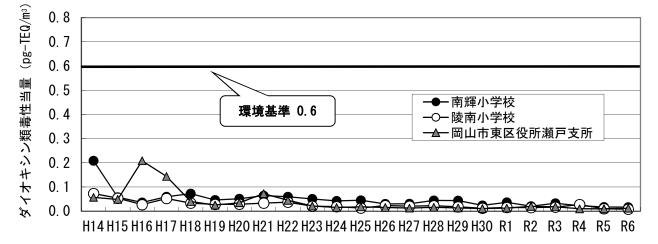


図6 年間平均値の経年推移

令和6年度 ダイオキシン類環境調査結果について (水質・土壌)

ダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定に基づき、令和6年度に岡山市が実施した公共用水域水質・底質、地下水及び土壌のダイオキシン類環境調査結果の概要は次のとおりでした。

1. 調査時期

- (1)公共用水域水質・底質 年1回(令和6年4月、5月)
- (2) 地下水 年1回(令和6年6月)
- (3) 土壤 年1回(令和6年7月)

2. 調査地点 (図 1)

(1)公共用水域水質・底質

河川(7地点)、湖沼(2地点)、海域(3地点) 計12地点

(2) 地下水 6 地点

(3) 土壌 10 地点

3. 調查項目

ダイオキシン類

- ① ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン (PCDDs)
- ② ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDFs)
- ③ コプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCBs)

4. 調査結果の概要

(1)公共用水域水質(環境基準:1pg-TEQ/L)

ア 河川

河川 7 地点の結果は $0.087\sim0.65$ pg-TEQ/L の範囲であり、全ての地点で環境基準を下回っていた。

イ. 湖沼

児島湖の湖心と樋門の2地点の結果はそれぞれ 0.75、0.61 pg-TEQ/L であり、どちらも環境基準を下回っていた。

ウ. 海域

児島湾 3 地点の結果は $0.037\sim0.092$ pg-TEQ/L の範囲であり、全ての地点で環境基準を下回っていた。

河川、湖沼、海域のいずれの地点においても、ここ 5 年間の結果は環境基準を下回 る値で推移している。

(2) 公共用水域底質(環境基準:150 pg-TEQ/g)

ア. 河川

河川 7 地点の結果は $0.11\sim14$ pg-TEQ/g の範囲であり、全ての地点で環境基準を下回っていた。

イ. 湖沼

児島湖の湖心と樋門の 2 地点の結果はそれぞれ 0.74、6.9 pg-TEQ/g であり、どちらも環境基準を下回っていた。

ウ. 海域

児島湾 3 地点の結果は $5.1\sim7.6$ pg-TEQ/g の範囲であり、全ての地点で環境基準を下回っていた。

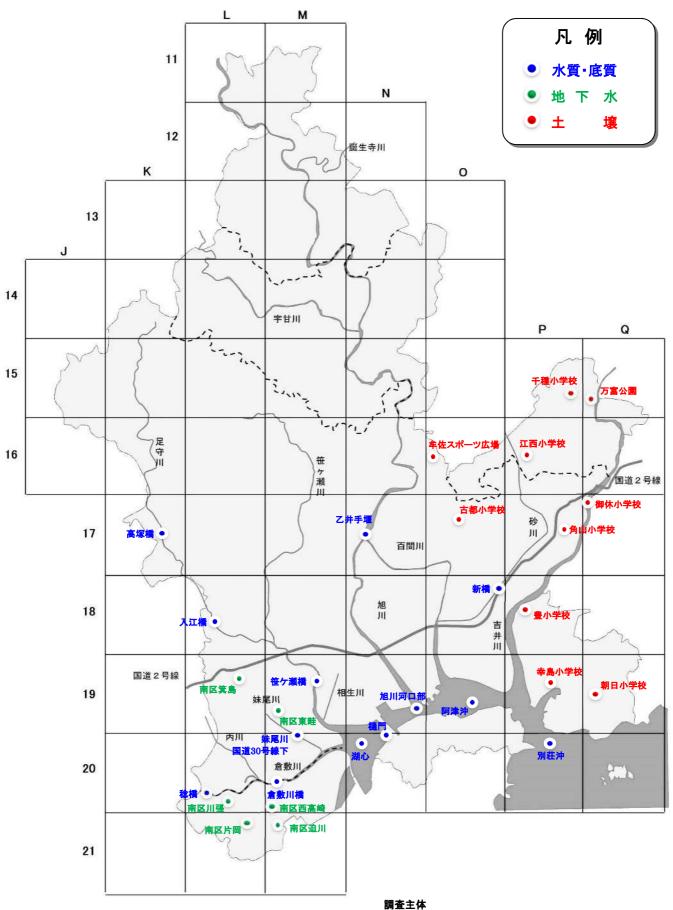
河川、湖沼、海域のいずれの地点においても、ここ 5 年間の結果は環境基準を下回る値で推移している。

(3) 地下水 (環境基準:1 pg-TEQ/L)

市内 6 地点の結果は $0.029\sim0.063$ pg-TEQ/L の範囲であり、全ての地点で環境基準を下回っていた。

(4) 土壌 (環境基準:1,000pg-TEQ/g)

市内 10 地点の結果は $0.011\sim3.0$ pg-TEQ/g の範囲であり、全ての地点で環境基準を下回っていた。



乙井手堰(水質·底質): 国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所上記以外: 岡山市環境局環境部環境保全課

令和6年度ダイオギ	ドシン類対策特別措置法に基づく	常時監視測定計画
図 面 名 測定	地点位置図	
図 面 番 号 1/	1 縮 尺 S=FREE	令和6年1月

(参考) 各地点ごとの調査結果

○公共用水域 (水質・底質)

	水	域名	番号	調査地点	試料採取	水質	底質
					年月日	pg-TEQ/L	pg-TEQ/g
		足守川上流	1	高塚橋	令和6年4月19日	0.12	0.11
	笹ヶ瀬川水域	足守川下流	2	入江橋	令和6年4月19日	0.087	0. 22
		笹ヶ瀬川 倉敷川		笹ヶ瀬橋	令和6年4月19日	0.17	2.5
河				稔橋	令和6年4月19日	0.34	14
Ш	倉敷川水域	启 郑 川	5	倉敷川橋	令和6年4月19日	0.63	10
		妹尾川		妹尾川国道30号線下	令和6年4月19日	0.65	1.1
	旭川水域	砂川	7	新橋	令和6年4月14日	0.38	2.9
	旭川小蚁	旭川	*	乙井手堰	_	0.10	0.30
湖	児島湖水域	児島湖	8	湖心	令和6年4月15日	0.75	0.74
沼	冗局	汽局 例	9	樋門	令和6年4月15日	0.61	6.9
\ <u></u>		児島湾 (乙)		旭川河口部	令和6年5月10日	0.090	7.6
海域	児島湾水域			阿津沖	令和6年5月10日	0.092	6. 1
-34		児島湾(丙)	12	別荘沖	令和6年5月10日	0.037	5. 1

環境基準 : (水質) 1 pg-TEQ/L (底質) 150 pg-TEQ/g

※国土交通省測定地点は結果のみ記載

○地下水 単位:pg-TEQ/L

メッシュNo.	番号	調査地点	種別	試料採取	調査結果
L-19	1	南区箕島	民家井戸	令和6年6月5日	0.029
L-20	2	南区川張	民家井戸	令和6年6月5日	0.030
L-21	3	南区片岡	民家井戸	令和6年6月5日	0.031
M-19	4	南区東畦	民家井戸	令和6年6月5日	0.032
M-20	5	南区西高崎	民家井戸	令和6年6月5日	0.063
M-21	6	南区迫川	民家井戸	令和6年6月5日	0.030

環境基準 : 1 pg-TEQ/L

〇土壤 単位:pg-TEQ/g

0 == 7,7				1 1 Po 124/ 0
メッシュNo.	番号	調査地点	試料採取	調査結果
0-16	1	牟佐スポーツ広場	令和6年7月26日	0. 023
0-17	2	古都小学校	令和6年7月26日	0. 18
P-15	3	千種小学校	令和6年7月26日	0.050
P-16	4	江西小学校	令和6年7月26日	0. 011
P-17	5	角山小学校	令和6年7月26日	0. 25
P-18	6	豊小学校	令和6年7月26日	0.069
P-19	7	幸島小学校	令和6年7月26日	0. 45
Q-15	8	万富公園	令和6年7月26日	3.0
Q-17	9	御休小学校	令和6年7月26日	0.65
Q-19	10	朝日小学校	令和6年7月26日	0. 024

環境基準 : 1,000 pg-TEQ/g

令和6年度 事業者によるダイオキシン類自主測定結果について

ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定により、特定施設の設置者は、排出ガス、排出水等について、 ダイオキシン類濃度を毎年1回以上測定し、市に報告することが義務付けられています。

本市では、令和6年度の事業者によるダイオキシン類自主測定結果について、次のとおり取りまとめました。

1 自主測定結果

(1) 排出ガス

					報告	未報台	告施設			
特 定 施 設 の 種 類	届 出施設数	報告対象 施設数	報 告 施設数	廃 止 施設数	対象外施設数	廃止 施設数	要指導 施設数	測定結果 (ng-TEQ/Nm³)	排出基準値 [※] (ng-TEQ/Nm³)	
廃棄物焼却炉	40	24	23	2	16	1	0	0 ~ 5.2	0.1 ~ 10	

(2) 排出水

					報 告	未報台	告施設		
特定施設 の種類	届 出施設数	報告対象 施設数	報 告 施設数	廃 止 施設数	対象外施設数	廃止 施設数	要指導 施設数	測定結果 (pg-TEQ/L)	排出基準値 (pg-TEQ/L)
廃棄物焼却炉 に係る施設	7	0	0	0	7	0	0	-	10

(3) ばいじん

	_			_	報告	未報告	告施設		
特 定 施 設 の 種 類	届 出 施設数	報告対象 施設数	報 告 施設数	廃 止 施設数	対象外施設数	廃止 施設数	要指導 施設数	測定結果 (ng-TEQ/g)	排出基準値 (ng-TEQ/g)
廃棄物焼却炉	40	20	20	2	20	0	0	0 ~ 5.5	I

(4) 焼却灰その他の燃え殻

					報告	未報台	告施設		
特定施設 の種類	届 出施設数	報告対象 施設数	報 告 施設数	廃 止 施設数	対象外施設数	廃止 施設数	要指導 施設数	測定結果 (ng-TEQ/g)	排出基準値 (ng-TEQ/g)
廃棄物焼却炉	40	19	18	2	21	1	0	0 ~ 2.1	_

- (備考) 1 「届出施設数」とは、届出のあった令和6年3月31日現在の特定施設の施設数を示す。(令和6年3月31日以前に廃止届出のあった特定施設は除く。)
 - 2 「報告対象施設数」とは、年度を通じて休止、施設未完成、集じん機なし、汚水の循環使用により排出水なし、使用開始 後1年に満たない施設等を除いた施設数を示す。
 - 3 「報告施設数」とは、令和6年度のダイオキシン類の自主測定結果の報告があった施設数を示す。
 - 4 「廃止施設数」とは、令和6年4月1日~令和7年3月31日の間に廃止届出が提出された施設数を示す。
 - 5 「報告対象外施設数」とは、年度を通じて休止、施設未完成、集じん機なし、汚水の循環使用により排出水なし、使用 開始後1年に満たない施設、流動床炉等構造上やむを得ない等のため測定不能であった施設数を示す。
 - 6 「未報告施設数」とは、令和6年度のダイオキシン類の自主検査測定結果の報告がなかった施設数を示す。また、未報告の内訳として令和5年度中は稼動していたが、令和6年4月1日~令和7年3月31日の間に廃止してダイオキシン類の自主測定ができなくなった廃止施設及び測定の実施について指導を要する施設数を示す。
 - 7 測定結果の単位等は次のとおり

pg (ピコグラム) : 一兆分の1グラム ng (ナノグラム) : 十億分の1グラム

TEQ (毒性等量) : ダイオキシン類のそれぞれの異性体の毒性を最も毒性の強い2,3,7,8-TCDD (テ

トラクロロジベンゾパラジオキシン)に換算して合計したもの。

8 排出基準値(※)の詳細は次頁に示した。

2 測定結果の評価

(1) 大気基準適用施設(排出ガス)

報告のあった施設の測定結果は、いずれも排出基準値以下でした。

(2) 水質基準対象施設(排出水)

報告が必要な施設はありませんでした。

3 今後の対応等

今後も引き続き、事業者に対して排出基準値が遵守されるよう、法に基づき、自主測定の実施及び施設の適正な 運転管理等について指導を行います。

4 その他

事業者による自主測定結果の一覧表は、別紙のとおりです。

自主測定結果一覧表については、環境保全課において閲覧に供するとともに、環境保全課のホームページに掲載いたします。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準値

1 排出ガスに係る排出基準値

単位:ng-TEQ/Nm³

特定施設の種類	焼 却 能 力	既存施設	新 設 施 設
	4t/時 以上	1	0. 1
廃棄物焼却炉	2t/時~4t/時	5	1
	2t/時 未満	10	5

- (備考) ・「既存施設」とは、平成12年1月15日(法の施行日)より前に設置の工事が着手された施設を示す。
 - ・「新設施設」とは、平成12年1月15日(法の施行日)以降に設置の工事が着手された施設を示す。

2 排出水に係る排出基準値

単位:pg-TEQ/L

特定施設の種類	排	出	基	準	値
廃棄物焼却炉に係る施設			10		

3 ばいじん、焼却灰その他の燃え殻に係る処理基準値

単位:ng-TEQ/g

						+ 12 · 116 1 L 47 8
特定施設の種類	区			分	判 定 割	基 準 値
付 化 心 故 の 性 類	ഥ			ח	既 存 施 設	新 設 施 設
廃 棄 物 焼 却 炉	ば	()	ľ	Ь	(3)	3
	焼却]灰その他	の燃え	.殻	(3)	3

- (備考) ・ ばいじん、焼却灰その他の燃え殻に含まれるダイオキシン類についての排出基準値は定められておらず、 埋立処分等を行う場合に、処理基準値が適用になる。
 - ・ 既存施設において、セメント固化、薬剤処理または酸抽出を行っているものについては、処理基準値は適用 されない。

				山中皮				/ 炽火リ果1											岡山市環境	保全課
			既存:0	施設番号、名				排出ガス				排出水			ばいじ			却灰その他		
番号	工場又は事業場の名称	工場又は事業場の所在地	新設:1	称	特定施設の種類	試料採取 年月日	分析 年月日	測定結果 (ng-TEQ/Nm ³)	排出基準 (ng-TEO/Nm ³)	試料採取 年月日	分析 年月日	測定結果 (pg-TEO/I)	排出基準 (pg-TEQ/I)	試料採取 年月日	分析 年月日	測定結果 (ng-TEO/g)	試料採取年月日	分析 年月日	測定結果 (ng-TEO/g)	備考
1	矢吹海運有限会社 矢吹無公害 2 号	南区箕鳥字西ノ谷2849	0	NO.2	质棄物焼却炉	R6.11.8	R6.12.13	(ng-TEQ/Nm ⁻)	(ng-TEQ/Nm ⁻)	-	-// -	(pg-1EQ/I)	(pg-1EQ/I)	R6.12.16	R7.1.20	0.58	R6.11.9	R6.12.13	0.00023	
-	ANAGERMAN ANNABES		0	1号焼却炉	廃棄物焼却炉	R6.12.5	R7.1.9	0.0038	1	_				R6.7.26	R6.8.21	1.9			却灰の排出なし)	
2	岡山市東部クリーンセンター	東区西大寺新地453-5	0	2号焼却炉	原業物焼却炉	R6.12.4	R7.1.9	0.0030		_	_	_	_	R6.7.26	R6.8.21	1.9			却灰の排出なし)	
_	同面印象部ングーンセンター	来应四人分割地4 5 5 - 5	0	3号位却所	施棄物(株却(F)	R6.12.4	R7.1.9	0.0041	1	_				R6.7.26	R6.8.21	1.9			却灰の排出なし)	
2	I The shift of A I m I m II	南区海岸通二丁目5-8				K6.12.3	K1.1.9	(休止中)	1					R6.7.26	(休止中		CACHEAN	(休止:		
3	大建工業株式会社岡山工場	州区海冲班— 1 日 2 - 9	0	AT-280	廃棄物焼却炉					-	-	-	-			5.5	Cremature		却灰の排出なし)	
4	岡山市当新田環境センター	南区当新田486-1	0	1 (A系)	廃棄物焼却炉	R6.8.5	R6.9.4	0.025	1	-	-	_	-	R6.8.6	R6.9.4				却灰の排出なし)	
			0	2 (B系)	廃棄物焼却炉	R6.8.6	R6.9.4	0.015	1	-	-	_	_	R6.8.6	R6.9.4	1.3				
5			0	No.1	廃棄物焼却炉	R6.11.6	R6.12.9	0.76	10	_	-	_	_	R6.10.28	R6.12.9	0.92	R6.10.10	R6.11.14	0.011	
5	有限会社山陽テクノ中間処理場	南区箕島2825-1	0	No.2 No.4 湿式スク	廃棄物焼却炉	R6.11.6	R6.12.9	0.76	10	-			-	R6.10.28	R6.12.9	0.92	R6.10.10	R6.11.14	0.011	
_			0	97C-	湿式集じん施設	_	_	-	_			環使用により排出:		_	_	-	_		-	
6	株式会社ニシテック東岡山事業場	東区古都宿1303-15	0	No.1	廃棄物焼却炉			(休止中)		-	_	-	-		(休止中			(休止		
7	岡山市神崎衛生施設組合	東区神崎町2676	0	H-1	廃棄物焼却炉			(休止中)		_	_	-	-		(休止中			(休止		
			0	No.1	廃棄物焼却炉			(休止中)		-	-	-	-		(休止中			(休止:		
8	大新物産株式会社	北区長野1109-1	0	No.2	质棄物焼却炉			(休止中)		-	-	-	-		(休止中	2)		(休止	Þ)	
			0	T1スクラバー	湿式集じん施設	-	-	_	-		(汚水の循	環使用により排出。	kなし)	-	_	_	-	-	-	
			0	No.1	廃棄物焼却炉			(休止中)		-	-	_	-		(休止中	P)		(休止	Þ)	
			0	No.2	廃棄物焼却炉			(休止中)		-	-	-	-		(休止中	=)		(休止	Þ)	
			0	No.3	廃棄物焼却炉			(休止中)		-	-	_	-		(休止中	P)		(休止	Þ)	
9	株式会社衛生センター	南区当新田442-3	0	No.4	廃棄物焼却炉			(休止中)		-	-	-	_		(休止中	9)		(休止:	Þ)	
9	休式芸任衛生センター	附込当新田 4 4 2 − 3	0	No.5	廃棄物焼却炉			(休止中)		-	-	-	-		(休止中	P)		(休止	þ)	
			0	No.6	廃棄物焼却炉			(休止中)		-	-	_	_		(休止中	9)		(休止	Þ)	
			0	No.7	廃棄物焼却炉			(休止中)		_	-	_	_		(休止中	P)		(休止	Þ)	
			0	A 廃ガス洗浄 装置	南ガス洗浄施設	_	-	-	_			(休止中)		-	-	_	_	_	_	
			0	No3ポイラー	廃棄物焼却炉	R6.7.5	R6.8.1	0.22	10	_	_	_	_	R6.11.8	R6.12.10	1.1	R6.11.8	R6.12.10	0.069	
10	株式会社間山製紙	南区浜野一丁目4-34	0	沈殿分離槽	灰の貯留施設	_	_	_	_		(汚水の循	環使用により排出	ktsL)	-	_	_	_	_	_	
11	株式会社美頭興産	北区高松稲荷969	0	No.1	摩車物侵却炉	R6.9.13	R6.10.10	3.0	10	_	_	_	_	(48.	出量微量のた	め測定不能)	R6.9.13	R6.10.10	0.013	
	WAY IT YOUR	10010010010	0	2号焼却装置	磨棄物燒却炉			(休止中)	10	_			_		(休止中	0)		(%:)-		
12	有限会社片岡久工務店	南区宮浦641	1	2.5 ACAP SCIENT	南ガス洗浄施設		_	(1142-17			Complete and disk	環使用により排出	b 40.1 N		(11-22-1	<i>'</i>		(77-00-	.,	
10		****** *** *									09/09/8	SERVING & VIEW	N4 C)				ļ			
13	株式会社クラレ間山事業所	南区海岸通一丁目2-1	0	廃油焼却炉	廃棄物焼却炉	R6.1.31	R6.2.2	0.0030	10	_		_	_	R6.1.31	R6.2.9	0	R6.1.31	R6.2.9	0.013	
14	安田産業株式会社 第二工場	南区飽浦675-3	0	廃棄物焼却炉1号		R6.10.30	R6.11.22	4.4	10	-	_	_	_	R6.10.30	R6.11.27	0.72	R6.10.30	R6.11.27	0.011	
			0	S-1	湿式集じん施設	_		_	_		(汚水の猫	環使用により排出:	ktrl)	-	_	_	_	-	-	
15	岡山県営食肉地方卸売市場	中区桜橋一丁目2-43	1	1	廃棄物焼却炉	R6.7.17	R6.8.16	0.015	5	-	-	_	-	R6.7.17	R6.8.16	0.0023	R6.7.17	R6.8.16	0	
			1	No.1	廃棄物焼却炉	R7.1.24	R7.1.28	0.28	5	-	-	-	-	R6.10.25	R6.11.14	0.26	R6.10.25	R6.11.14	2.1	
16	株式会社衛生センターリサイクル処	南区築港元町10	1	No.2	廃棄物焼却炉	R6.11.12	R6.11.14	1.2	5	-	-	-	-	R6.10.25	R6.11.14	0.28	R6.12.10	R6.12.16	0.92	
-	理センター		1	No.3	廃棄物焼却炉	R6.5.16	R6.5.21	0.39	5	-	-	-	-	R6.5.16	R6.5.24	0.18	R6.5.16	R6.5.24	1.4	
			1	No.4	廃棄物焼却炉	R6.5.17	R6.5.21	0.33	5	-	-	_	-	R6.5.17	R6.5.24	0.17	R6.5.17	R6.5.24	0.53	
17	エコシステム間山株式会社	南区海岸通一丁目3-1	1	1	廃棄物焼却炉	R6.7.9	R6.7.12	0.0015	0.1	-	-	_	-	R6.7.9	R6.7.18	0.65	R6.7.9	R6.7.18	0.000063	
11	ンヘアム闽山株 八云仁	市应海洋进一」目3-1	1		南ガス洗浄施設	-	-	-	_		(汚水の循	環使用により排出。	ktrL)	-	-	_	-	-	-	
18	マルケー自動車整備株式会社	南区古新田 9 8 9 - 4	1	A-1	廃棄物焼却炉	R6.10.29	R6.11.25	0	5	-	-	_	-		(集じん機	なし)	R6.10.10	R6.11.14	0.91	
19	旭川中部衛生施設組合旭清苑	北区御津鹿瀬650	0	1号	廃棄物焼却炉			(休止中)		-	-	_	_		(休止中	2)		(休止	Þ)	
20	岡山県岡山家畜保健衛生所	北区御津河内2770-1	0	1	廃棄物焼却炉	R6.9.4	R6.9.24	0.013	10	-	-	_	-		(集じん機	なし)	R6.9.6	R6.9.24	0.00016	
21	明和建設株式会社肩脊工場	東区瀬戸町肩脊2478-1	0	No.1	质薬物焼却炉	R6.9.26	R6.10.23	5.2	10	_	_	_	_	R6.10.1	R6.10.17	0.00028	R6.10.1	R6.11.14	0.014	
22	山佐フロンティア株式会社プレカッ	東区金岡東町三丁目5-70	1	No.1	廃棄物焼却炉					_	_	_	_	(#	出量微量のた	め測定不能)				
23	ト事業室金岡事業所 有限会社ジーテック	東区会田1196-8	1	1	医室物体 初節			(休止中)		_	_	_	_	-	(休止中			(9k1):	p)	
			1	No 1	 	R5 11 7	R5 12.1	0.0010	5					R5 11 7	R5 11 29	0.060	R5 11 7	R5 11.29	0.19	
24	株式会社西日本アチューマットク リーンE・フォレスト岡山	北区御津虎倉1886番地			廃棄物焼却炉 廃棄物焼却炉	R5.11.7	R5.12.1	0.0010		_				R5.11.7	R5.11.29	0.060	R5.11.7	R5.11.29	0.19	
			1	No.2	原業物焼却炉	R5.11.7	Rb.12.1	0.00075	5	_	_	_	_	R5.11.7	R5.11.29	0.060	R5.11.7	R5.11.29	0.19	

(備考) - : 自主測定義務のないもの

空欄:自主測定を実施しない又は結果を報告しないもの

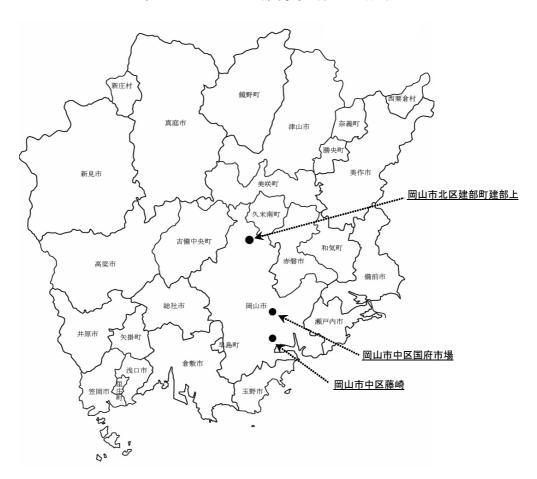
「既存」は設置年月日が平成12年1月15日まで、「新設」は設置年月日が平成12年1月16日以降のもの。

【岡山市】一般環境における大気中アスベスト濃度測定結果(総繊維数濃度)

	令和6年度 調査地点	測定結果(本/L)
1	操南小学校 (岡山市中区藤崎) 操南公民館 (岡山市中区藤崎)	不検出 不検出
2	建部町文化センター (岡山市北区建部町建部上) 建部中学校 (岡山市北区建部町建部上)	不検出 不検出
3	高島公民館 (岡山市中区国府市場) 高島小学校 (岡山市中区国府市場)	不検出 不検出

- ※ 繊維状の物質(総繊維数)を測定した結果であり、アスベスト繊維の測定結果ではない。
- ※ 不検出とは、0.056 (本/L) 未満であることを表す。

大気中アスベスト濃度測定地点図



(注) このページは、岡山市から提供されたデータ を基に県で作成した。

(参考) 倉敷市関係資料

令和6年度大気及び水質等測定結果について

倉敷市では、市内の環境の状況を把握するため、大気及び水質等について、継続して測定するとともに、事業者に対する環境汚染物質の排出抑制対策を進めている。令和6年度の環境測定等の結果について、以下のとおり報告する。

1 大気環境

(1) 概要

大気汚染防止法第22条第1項の規定により、人の健康保護及び生活環境保全を目的として、市内の大気環境の汚染状況を測定した。

ア 対象物質

大気汚染に係る環境基準が定められている、二酸化硫黄 (SO₂)、二酸化窒素 (NO₂)、一酸化炭素 (CO)、光化学オキシダント (Ox)、浮遊粒子状物質 (SPM) 及び微小粒子状物質 (PM2.5) の 6 物質。

イ 測定方法

市内 20 か所の大気環境測定局において、測定局ごとに測定対象物質を定め、1年を通して1時間ごとの24時間連続測定を実施した。

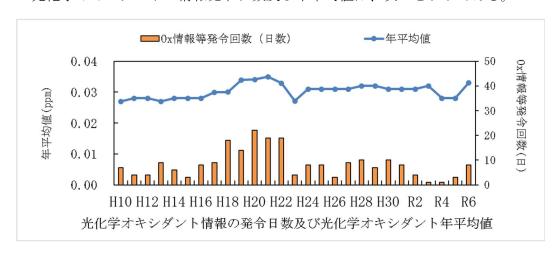
(2) 結果

ア 対象物質の測定結果

二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質については、全ての測定局で環境基準を達成し、微小粒子状物質については、1つの測定局で環境基準を達成しなかった。光化学オキシダントについては、全ての測定局で環境基準を達成しなかった。

大気汚染物質	測定局数	達成局数	達成率
二酸化硫黄(SO ₂)	13	13	100%
二酸化窒素(NO ₂)	18	18	100%
一酸化炭素(CO)	4	4	100%
光化学オキシダント(0x)	14	0	0%
浮遊粒子状物質 (SPM)	15	15	100%
微小粒子状物質 (PM2.5)	10	9	90%

イ 光化学オキシダントの情報発令日数及び年平均値の推移 光化学オキシダントの情報発令日数及び年平均値は、次のとおりである。



(3) 今後の対応

- ア 引き続き大気環境の状況を常時監視し、実態の把握に努める。
- イ 光化学オキシダントについて、原因物質である窒素酸化物や炭化水素類等の削減に 取り組むとともに、高濃度の際には、市内協力工場への窒素酸化物の削減要請並びに 市民に対する健康被害及び農作物被害防止のための周知を行う。

2 有害大気汚染物質等

(1) 環境調査

ア概要

大気汚染防止法第22条第1項の規定により、大気中での濃度が低濃度であっても継続的に摂取された場合において人の健康影響が懸念される有害大気汚染物質並びに水銀及びその化合物について、環境調査を実施した。

イ 対象物質

環境基準設定物質 4 物質、指針値設定物質 11 物質、環境基準等未設定物質 7 物質の合計 22 物質

ウ 調査方法

市内7地点において、連続24時間の測定を毎月実施した。

工 結果

(ア) 環境基準設定物質

ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン

全ての地点で環境基準を達成した。

(イ) 指針値設定物質

アクリロニトリル、アセトアルデヒド、塩化ビニルモノマー、塩化メチル、 水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,3-ブタジエン、 1,2-ジクロロエタン、ヒ素及びその化合物、マンガン及びその化合物

全ての地点で指針値の超過はなかった。

(ウ) 環境基準等未設定物質

トルエン、ホルムアルデヒド、ベリリウム及びその化合物、クロム及び三価クロム化合物、六価クロム化合物、ベンゾ[a]ピレン、酸化エチレン

評価する基準値の設定はないが、例年と比べ大きな変化はなかった。

(2) 事業者によるベンゼン排出抑制対策

ア概要

岡山県環境への負荷の低減に関する条例において、事業者によるベンゼン等の排出 抑制や削減計画等の報告及び市による公表が定められている。

このうち、指定事業所の施設数や施設の種類については、次のとおりである。

イ 指定事業所と施設数

指定事業所名	所 在 地	届出施設数
旭化成㈱製造統括本部水島製造所(B地区)	潮通3丁目13番地	16
旭化成㈱製造統括本部水島製造所(C地区)	児島塩生 2767-11	21
ENEOS(株) 水島製油所A工場	水島海岸通4丁目2番地	30
ENEOS㈱ 水島製油所B工場	潮通2丁目1番地	7
JFE スチール(株) 西日本製鉄所 (倉敷地区) JFE ケミカル(株) 西日本製造所 倉敷工場	水島川崎通1丁目	16
三菱ケミカル(㈱ 岡山事業所	潮通3丁目10番地	23
三菱瓦斯化学㈱ 水島工場	水島海岸通3丁目10番地	19
合 計		132

条例に定められた施設の種類	届出施設数	
1. ベンゼンの製造施設	12	
2. ベンゼンを原料とする化学物質等の製造施設	22	
3. ベンゼンの貯蔵施設	67	
4. ベンゼンの出荷施設	6	
5. ベンゼンの蒸留施設	13	
6. コークス炉	12	
合 計	132	

(3) 今後の対応

引き続き環境調査を定期的に実施し、有害大気汚染物質による大気の汚染状況を把握するとともに、事業者に対し、排出抑制対策を指導していく。

3 降下ばいじん

(1) 環境調査

ア概要

降下ばいじんとは、大気中の粒子状物質のうち、重力、雨等によって降下したばいじん、粉じん等の総称であり、市内の降下ばいじん状況を把握するために調査を実施した。

イ 結果

降下ばいじん量は、市内平均値が $1.9g/m^2/月$ であり、令和 5 年度と比べて、 $0.1g/m^2/月減少した。測定開始当初と比べると低減しているが、近年は微減から横ば いの傾向である。$



(2) 降下ばいじん抑制対策

ア 概要

大気汚染防止法の一般粉じん発生施設又は岡山県環境への負荷の低減に関する条例の粉じん発生施設の設置事業者を対象に、粉じん飛散防止対策実施計画書の提出を求めるとともに、各事業所への現地調査を実施した。

イ 結果

対象となる全44事業場について、粉じん飛散防止対策実施計画書の提出を受けるとともに現地調査を実施し、粉じん飛散防止対策について指導を行った。

(3) 今後の対応

引き続き環境調査を実施し、降下ばいじん量を把握するとともに、事業者に対し、排出抑制対策を指導していく。

4 公共用水域の水質

(1) 概要

水質汚濁防止法第15条第1項の規定により、公共用水域の水質の状況を把握するため 調査を実施した。

ア 対象項目

- (ア) 健康項目 (カドミウム等 27 項目)
- (イ) 生活環境項目 (BOD (生物化学的酸素要求量)、COD (化学的酸素要求量)等 13項目)
- (ウ) 要監視項目 (クロロホルム等 32 項目)

イ 調査地点

市内の河川 21 地点及び海域 21 地点において調査を実施した。(河川の調査地点には 国土交通省実施の 3 地点を含む。)

(2) 結果

ア 健康項目

健康項目は、全ての地点で環境基準を達成した。

イ 生活環境項目

(ア) BOD 及び COD

- a 河川のBODは、環境基準類型があてはめられた13地点のうち、全ての地点で環境基準に適合していた。(適合率100%)
- b 海域のCODは、21地点のうち、11地点で環境基準に適合していた。(適合率52.4%)

(イ) 全窒素及び全りん

- a 海域の全窒素を調査している 21 地点のうち、16 地点で環境基準に適合していた。(適合率 76.2%)
- b 海域の全りんを調査している21地点のうち、7地点で環境基準に適合していた。 (適合率33.3%)

(ウ) 大腸菌数

- a 河川の大腸菌数は、環境基準類型があてはめられた 3 地点のうち、全ての地点で環境基準に適合していた。(適合率 100%)
- b 海域の大腸菌数は、9 地点のうち、6 地点で環境基準に適合していた。(適合率 66.7%)

(エ) その他の生活環境項目

その他の生活環境項目については、次のとおりであった。

(単位:%)

水域	その他の生活環境項目	目(水生生物の保全に係る	5水質環境基準項目)
	全亜鉛	1-1.7 . 1 1.	直鎖アルキルベンゼン
区分	至 型 近	<i> ノニルフェノール</i>	スルホン酸及びその塩
海域	100	100	100

※数値は、(環境基準に適合している地点数)/(総地点数)を百分率で示したもの ※河川については、環境基準のあてはめがなされていない。

(単位:%)

水域	その他の生活環境項目					
	水素イオン	溶存酸素量	浮遊物質量	ノルマルヘキサン抽出物		
区分	濃度(pH)	(D0)	(SS)	質(油分)		
河川	90. 6	97. 7	100			
海域	98. 6	88.8		100		

※数値は、(環境基準に適合している検体数)/(総検体数)を百分率で示したもの ※斜線部については、環境基準の設定がないため測定を行っていない。

ウ 要監視項目

指針値が設定されているクロロホルム等 32 項目のうち全マンガンについて、調査した河川 5 地点のうち、1 地点で指針値を超過した。また、ウランについて、調査を実施した海域 7 地点の全地点で指針値を超過した。原因は、自然由来と考えられる。

(3) 今後の対応

引き続き、公共用水域の状況の調査を実施し、実態の把握に努める。

5 地下水の水質

(1) 概要

水質汚濁防止法第 15 条第 1 項の規定により、地下水の水質の状況を把握するため調査を実施した。

ア 対象項目

地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている項目(28項目)

イ 調査地点

(ア) 概況調査

次の6地点で調査

船穂、玉島、二子、中帯江、連島、林

(イ) 継続監視調査

過去に環境基準値を超過し、継続的な調査の必要がある2地点の調査を実施した。 児島唐琴(2地点)

(2) 結果

ア 概況調査

中帯江でふっ素が環境基準を超過した。

イ 継続監視調査

児島唐琴2地点でテトラクロロエチレンが環境基準値を超過した。

(3) 今後の対応

概況調査で環境基準を超過した地点については、継続監視調査地点として、監視を継続する。

継続監視調査で環境基準を超過した地点については、監視を継続する。

なお、環境基準値を超過した地点(井戸)については、飲用しないよう助言している。

6 ダイオキシン類

(1) 環境調査

ア 概要

ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条第 1 項の規定により、大気、水質(河川・海域・地下水)、底質(河川・海域)及び土壌の環境中における汚染状況の調査を把握するため、調査を実施した。

イ 結果

大気、水質 (河川・海域・地下水)、底質 (河川・海域) 及び土壌の調査地点のうち、継続調査を行っている地下水1地点を除いて、環境基準を達成した。

		公共用水域	(水質・底		土壌	
	大気	質)	地下水		
		河川	海域			
調査地点数	1	7 8		3	8	

(2) 事業者による測定結果

ア概要

ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定により、特定施設を設置している事業者は、排出ガス、排出水等につき、そのダイオキシン類濃度を毎年1回以上測定し、市に報告することが義務付けられている。

倉敷市では、令和6年度の事業者によるダイオキシン類の自主測定結果について、次のとおりまとめた。測定結果は、1社のみ排出ガス中ダイオキシン類濃度において排出基準値の超過が見られた。

イ 自主測定結果の報告状況

		報告対	報告	
区分	施設数	報告 実施施設	未報告 施設	対象外 施設
排出ガス	46	42	0	4
ばいじん	31	14	0	17
燃え殻	31	16	0	15
排出水	28	17	0	11

(3) 今後の対応

引き続き環境調査を実施し、実態の把握に努めるとともに、事業者に対して自主測定の実施及び施設の適正な運転管理等について指導していく。

また、排出基準値の超過が見られた事業者については、今回の状況に至った原因と対策を調査し、改善するよう指導している。

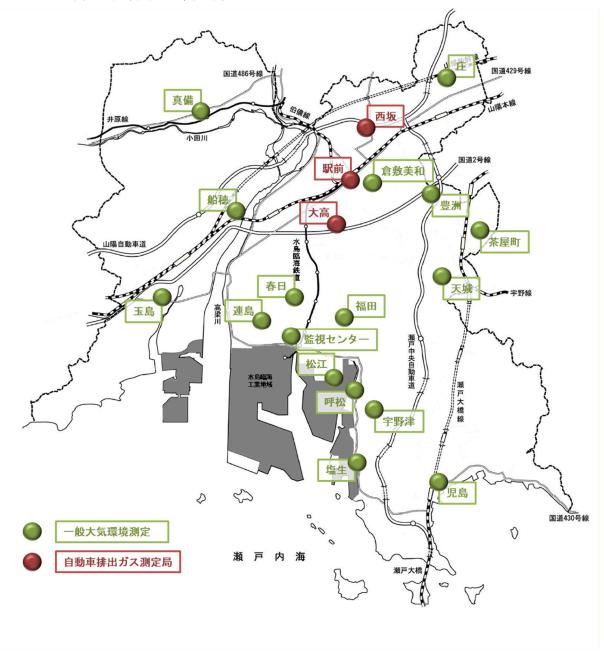
令和6年度大気及び水質等測定結果について (参考資料)

令和7年6月12日

倉敷市環境局環境政策部環境政策課

大気環境測定地点図

市内の大気測定局(令和6年度末)



大気の汚染に係る環境基準

1 環境基準

項目	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値
(SO ₂)	が 0.1ppm 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内
(NO_2)	又はそれ以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の
(CO)	8時間平均値が 20ppm 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
(0x)	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間
(SPM)	値が 0.20mg/m³以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が 15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が
(PM2.5)	35 μ g/m³以下であること。

2 評価方法

長期的評価(光化学オキシダント(0x)を除く。)

年間を通した測定結果に係る評価。環境基準による大気汚染の評価手法には測定結果の年間の平均値と環境基準値とを比較するものと、測定結果のうち特定の値(2%除外値等)と環境基準値とを比較するものがある。

短期的評価 (二酸化窒素 (NO₂) 及び微小粒子状物質 (PM2.5) を除く。)

1時間又は1日を通した測定結果に係る評価。測定を行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値又は各1時間値を環境基準値と比較して評価を行う。

光化学オキシダントについては、1時間値の年間最高値を環境基準値と比較して評価している。

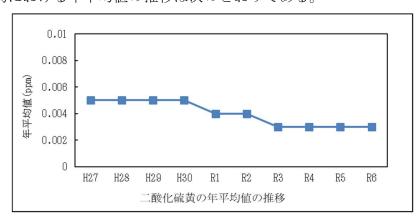
大気汚染物質ごとの測定結果

1 二酸化硫黄 (SO₂)

(1) 測定を行った一般大気環境測定局(以下「一般局」という。)13局について、長期 的評価及び短期的評価のいずれにおいても環境基準を達成した。なお、自動車排出 ガス測定局(以下「自排局」という。)では当該項目の測定は実施していない。

		_	長期的評価			短期的評価				
		日平均値の2%除外値が0.04ppm以下である場合に環境基準達成とする。ただし、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続した場合は環境基準達成としない。			1 時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm以下であること。					
測定局の属性	測定局	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.04ppmを 超えた日が 2日以上連 続したこと の有無		日平均 0.04ppr えた日 その割	nを超 数と	1時間 0.1p 超 間 の 割 の 割	pmを た時 とそ		
		(ppm)	有・無	達成	(日)	(%)	(時間)	(%)	達成	
	倉敷美和	0.005	無	0	0	0.00	0	0.00	0	
	監視センター	0.008	無	0	0	0.00	0	0.00	0	
	連島	0.006	無	0	0	0.00	0	0.00	0	
	塩生	0.005	無	0	0	0.00	0	0.00	0	
	松江	0.009	無	0	0	0.00	0	0.00	0	
	福田	0.007	無	0	0	0.00	0	0.00	0	
一般局	玉島	0.003	無	0	0	0.00	0	0.00	0	
	船穂	0.004	無	0	0	0.00	0	0.00	0	
	児島	0.006	無	0	0	0.00	0	0.00	0	
	天城	0.008	無	0	0	0.00	0	0.00	0	
	茶屋町	0.009	無	0	0	0.00	0	0.00	0	
	豊洲	0.003	無	0	0	0.00	0	0.00	0	
	宇野津	0.008	無	0	0	0.00	0	0.00	0	

(2) 一般局における年平均値の推移は次のとおりである。

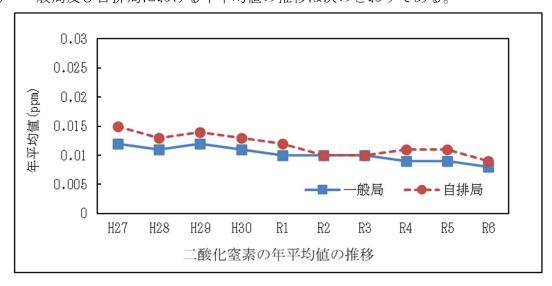


2 二酸化窒素 (NO₂)

(1) 測定した18局について、全ての測定局で環境基準を達成した。

			長期的評価				
		日平均値の年間98%値が0.06ppm以下である 場合に環境基準達成とする。					
測定局の 属性	測定局	日平均値の年 間98%値	98%値評価に よる日平均値 が0.06ppmを 超えた日数				
		(ppm)	(日)	達成			
	倉敷美和	0.018	0	0			
	監視センター	0.032	0	0			
	春日	0.018	0	0			
	連島	0.019	0	0			
	塩生	0.023	0	0			
	松江	0.024	0	0			
	福田	0.019	0	0			
一般局	玉島	0.016	0	0			
	船穂	0.014	0	0			
	真備	0.011	0	0			
	児島	0.020	0	0			
	天城	0.017	0	0			
	茶屋町	0.016	0	0			
	庄	0.016	0	0			
	豊洲	0.019	0	0			
	駅前	0.019	0	0			
自排局	大高	0.021	0	0			
	西坂	0.018	0	0			

(2) 一般局及び自排局における年平均値の推移は次のとおりである。

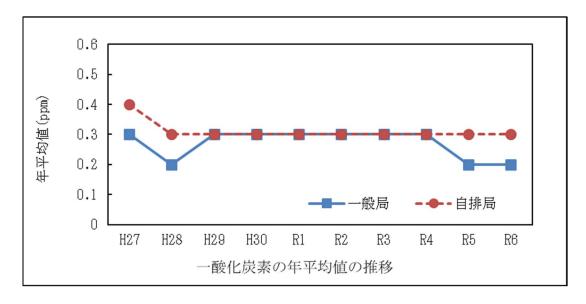


3 一酸化炭素 (CO)

(1) 測定した4局について、長期的評価及び短期的評価のいずれにおいても、全ての局で環境基準を達成した。

			長期的評価			矢	豆期的記	平価	
		場合に環境基準 平均値が10ppm	原外値が10ppi 準達成とする。 aを超える日が 竟基準達成とし	ただし、日 2日以上連続		、カン)、1時	間値の	ppm以下 08時間平 .と。
測定局の属性制定局		日平均値の2% 除外値	日平均値が 10ppmを超え た日が2日以 上連続したこ との有無		8時間 20ppm えた回 その	を超り数と	日平均 10ppm えた日 その ⁹	を超 数と	
		(ppm)	有・無	達成	(回数)	(%)	(目)	(%)	達成
一般局	倉敷美和	0.7	無	0	0	0.00	0	0.00	0
_	駅前	0.8	無	0	0	0.00	0	0.00	0
自排局	大高	0.5	無	0	0	0.00	0	0.00	0
	西坂	0.4	無	0	0	0.00	0	0.00	0

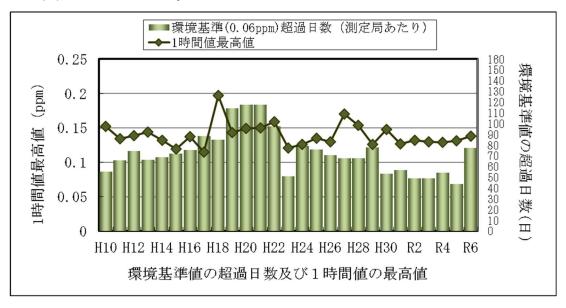
(2) 一般局及び自排局における年平均値の推移は、次のとおりである。



- 4 光化学オキシダント (0x)
 - (1) 測定した14局について、全ての測定局で環境基準を達成しなかった。

測定局の属性	測定局		直が0.06ppm		昼間の15 0.12ppml 数と時間	以上の日	昼間の1時間 値の平均値
		(日)	(時間)	達成	(日)	(時間)	(ppm)
	倉敷美和	92	494	×	0	0	0.038
	監視センター	38	161	×	0	0	0.034
	春日	114	620	×	1	1	0.042
	連島	95	553	×	2	3	0.042
	塩生	84	380	×	1	2	0.038
	松江	42	164	×	1	1	0.033
一般局	福田	58	261	×	1	1	0.036
一加又加	玉島	77	381	×	1	1	0.035
	船穂	103	540	×	1	1	0.040
	真備	96	445	×	1	1	0.036
	児島	72	349	×	1	1	0.037
	天城	60	235	×	1	2	0.034
	茶屋町	109	563	×	2	2	0.040
	庄	43	182	×	0	0	0.031

- ※1時間値0.12ppm以上が注意報発令の濃度レベルであるため、参考として記載している。
 - (2) 光化学オキシダントの環境基準 (0.06ppm) 超過日数及び1時間値の最高値の推移 は、次のとおりである。

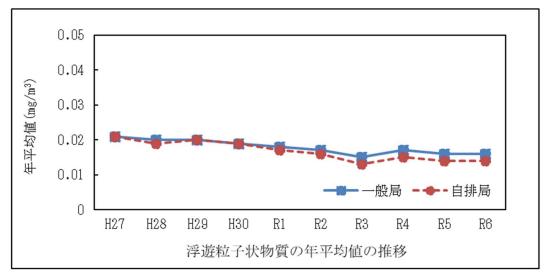


5 浮遊粒子状物質 (SPM)

(1) 測定した15局について、長期的評価は全ての局で環境基準を達成した。短期的評価においては、12局で環境基準を達成した。

			長期的評価			短期的評価				
測定局	An i 수 ㅁ	日平均値の2 下である場合 る。ただし、 を超える日か は環境基準	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。							
の属性	測定局	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.10mg/m³を 超えた日が2 日以上連続 したことの 有無		1時間値が 0.20mg/m³を超 えた時間数とそ の割合日平均値が 0.10mg/m³を超 えた日数とその 割合					
		(mg/m^3)	有・無	達成	(時間)	(%)	(日)	(%)	達成	
	倉敷美和	0.036	無	0	0	0.00	0	0.00	0	
	監視センター	0.047	無	0	0	0.00	1	0.30	×	
	春日	0.039	無	0	0	0.00	0	0.00	0	
	塩生	0.042	無	0	0	0.00	1	0.30	×	
	松江	0.051	無	0	0	0.00	1	0.30	×	
	福田	0.038	無	0	0	0.00	0	0.00	0	
一般局	玉島	0.041	無	0	0	0.00	0	0.00	0	
	船穂	0.038	無	0	0	0.00	0	0.00	0	
	児島	0.035	無	0	0	0.00	0	0.00	0	
	天城	0.036	無	0	0	0.00	0	0.00	0	
	茶屋町	0.043	無	0	0	0.00	0	0.00	0	
	庄	0.028	無	0	0	0.00	0	0.00	0	
	呼松	0.045	無	0	0	0.00	0	0.00	0	
自排局	大高	0.033	無	0	0	0.00	0	0.00	0	
口 191-7円	西坂	0.031	無	0	0	0.00	0	0.00	0	

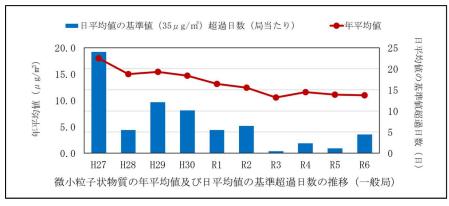
(2) 一般局及び自排局における年平均値の推移は次のとおりである。

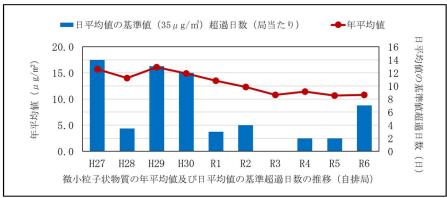


- 6 微小粒子状物質 (PM2.5)
 - (1) 平成24年度から評価を開始しており、令和6年度に測定した10局のうち、9局で環境基準を達成した。

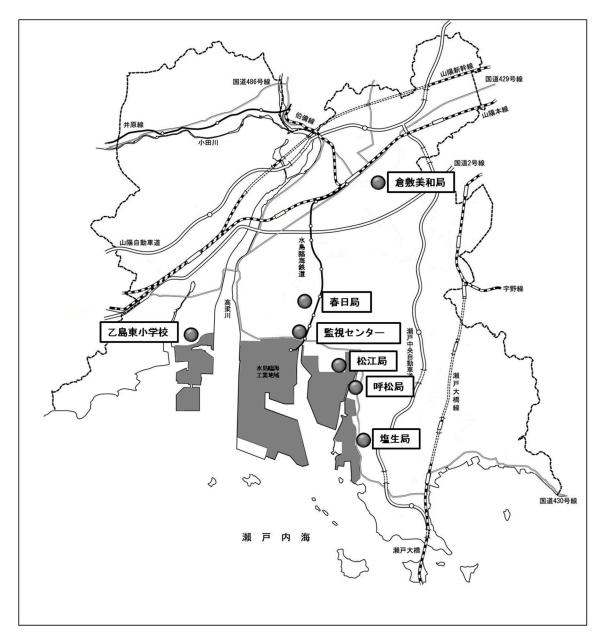
測定局の属性	測定局	り、かつ	、1日平 る場合 <i>l</i> <u></u> 実準	g/m3以下 均値が35 こ環境基準 <u>短期基</u> 日平均値	μg/m3 達成 基準	日平均値が35 μg/m ³ を超え た日数とその 割合		
		十十八	710	98%	直	日 割合(日)(%)		
		$(\mu \text{ g/m}^3)$	達成	$(\mu \text{ g/m}^3)$	達成	(日)	(%)	
	倉敷美和	11.1	0	30.5	0	3	0.8	
	監視センター	10.2	0	31.1	0	4	1.1	
	塩生	11.5	0	31.1	0	4	1.1	
	松江	12.6	0	37.5	×	12	3.4	
一般局	玉島	10.4	0	30.3	0	4	1.1	
	真備	10.2	0	29.3	0	3	0.8	
	児島	10.5	0	27.4	0	4	1.1	
	茶屋町	10.9	0	29.8	0	3	0.8	
	庄	11.4	0	30.3	0	3	0.9	
自排局	大高	10.8	0	31.7	0	7	2.0	

(2) 一般局及び自排局における年平均値及び日平均値の基準値の超過日数の推移は次のとおりである。





有害大気汚染物質等測定地点図

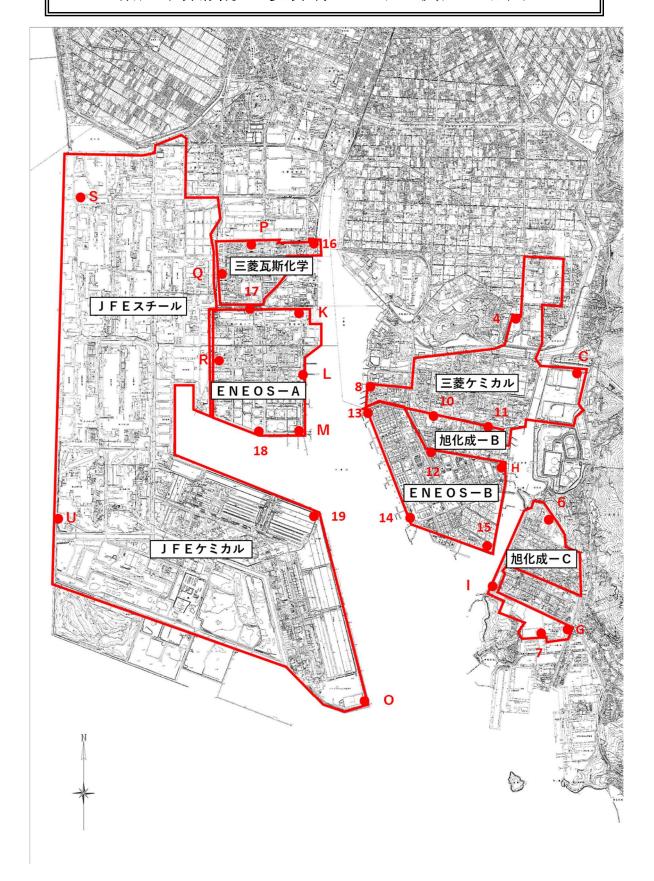


有害大気汚染物質等測定結果

- 1 全ての地点で環境基準を達成した。
- 2 全ての地点で指針値の超過はなかった。

測定地点		倉敷 松江局 塩生局 春日	* 11 12	五島東	122 tv/ 121	監視	視 環境基準値		
物質名	単位	美和局	松江向	温 生同	春日局	小学校	呼松局	センター	(指針値)
アクリロニトリル	$\mu \ {\rm g/m^3}$	0.013	0.20	0.076	0.018	0.014	0.10	0.041	(2以下)
塩化ビニルモノマー	$\mu \text{ g/m}^3$	0.016	0.017	0.024	0.0074	0.0085	0.019	0.012	(10以下)
塩化メチル	$\mu \text{ g/m}^3$	1. 3	1. 3	1.3	1.4	1.8	1.4	1.2	(94以下)
クロロホルム	$\mu \text{ g/m}^3$	0.14	0. 15	0. 30	0. 13	0.10	0. 17	0. 15	(18以下)
1,2-ジクロロエタン	$\mu \ {\rm g/m}^3$	0. 13	0. 21	0. 17	0. 10	0. 096	0. 24	0. 14	(1.6以下)
ジクロロメタン	$\mu \text{ g/m}^3$	0.61	0.77	0.84	0. 76	0.83	0.61	0. 68	150以下
テトラクロロエチレン	$\mu \text{ g/m}^3$	0. 042	0. 19	0.072	0.018	0. 025	0. 27	0.066	200以下
トリクロロエチレン	$\mu \text{ g/m}^3$	0. 031	0.76	0. 15	0.041	0.010	1.0	0.054	130以下
トルエン	$\mu \text{ g/m}^3$	4. 0	5. 0	3.4	6. 2	9. 1	3.0	5. 4	
1,3-ブタジエン	$\mu \text{ g/m}^3$	0. 035	0. 18	0. 15	0.034	0. 051	0. 13	0.047	(2.5以下)
ベンゼン	$\mu \text{ g/m}^3$	0.74	1. 5	1.4	0.96	0.94	2.0	1.3	3以下
アセトアルデヒド	$\mu~{\rm g/m^3}$	2. 1	3.0	ı	_	_	_	_	(120以下)
ホルムアルデヒド	$\mu \ {\rm g/m^3}$	2.5	2.9	_	_	_	_	_	
酸化エチレン	$\mu \ {\rm g/m^3}$	0.052	0.080	-	_	_	_	_	
ニッケル化合物	${\rm ng/m^3}$	1.8	12	-	_	_	_	_	(25以下)
ヒ素及びその化合物	${\rm ng/m}^3$	1.8	2.7	-	_	_	_	_	(6以下)
ベリリウム及びその化合物	${\rm ng/m^3}$	0.029	0.052	ı	-	_	_	_	
マンガン及びその化合物	${\rm ng/m}^3$	44	140	-	_	_	_	_	(140以下)
クロム及び三価クロム化合物	${\rm ng/m^3}$	3. 1	9.9	-	_	_	_	_	
六価クロム化合物	${\rm ng/m}^3$	0.059	0.12	-	_	_	_	_	
水銀及びその化合物	${\rm ng/m^3}$	1.5	1.9	-	_	_	_	_	(40以下)
ベンゾ [a] ピレン	${\rm ng/m}^3$	0. 29	1. 6	ı	-	-	_	_	

指定事業所敷地境界線における測定地点図



指定事業所におけるベンゼン自主測定結果

指定事業所名	敷地境界地点名	濃 度 範 囲 (μg/m³)
旭化成㈱ 製造統括本部水島製造所 (B地区)	10、11、12、H	0.5 未満 ~ 174.7
旭化成㈱ 製造統括本部水島製造所 (C地区)	6, I, 7, G	0.5 未満 ~ 8.7
ENEOS㈱ 水島製油所A工場	K, L, M, 18, R	0.5 未満 ~ 11.4
ENEOS㈱ 水島製油所B工場	13、14、15、H	0.5 未満 ~ 78.4
JFE スチール㈱ 西日本製鉄所(倉敷地区) JFE ケミカル㈱ 西日本製造所 倉敷工場	S, U, 19, 0	0.5未満 ~ 8.8
三菱ケミカル㈱ 岡山事業所	4、8、10、C	0.5 未満 ~ 96.8
三菱瓦斯化学㈱ 水島工場	16、17、P、Q	0.5 未満 ~ 19.5

※当該指定事業所の敷地境界で測定された値であり、周辺指定事業所からの影響も考えられる。

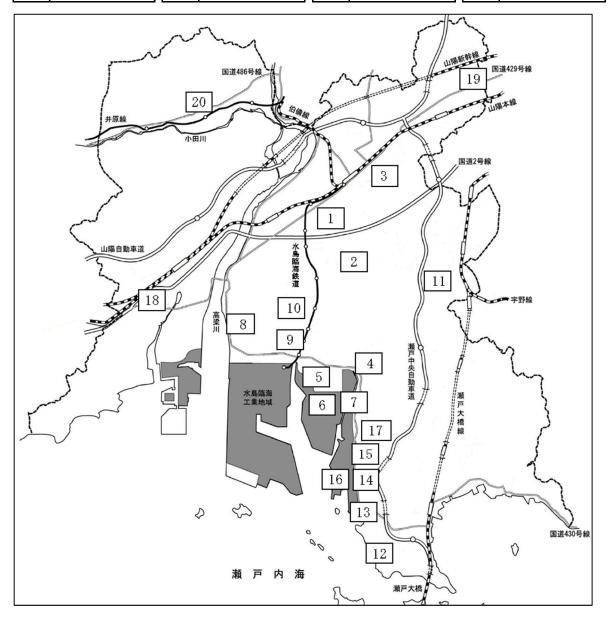
指定事業所におけるベンゼンの大気排出量

指定事業所名	令和 5 年度 排 出 量	令和6年度排出量	増 減 量 (t /年)
旭化成㈱ 製造統括本部水島製造所 (B地区)	0.0657	0.0696 ⁽ **	0.0039
旭化成㈱ 製造統括本部水島製造所 (C地区)	0.0032	0. 0037(**	0.0005
ENEOS㈱ 水島製油所A工場	0.845	0. 654 ⁽ **	▲0. 191
ENEOS㈱ 水島製油所B工場	0. 568	0. 466 ^{(%}	▲0.102
JFE スチール(株) 西日本製鉄所(倉敷地区) JFE ケミカル(株) 西日本製造所 倉敷工場	2. 113	2. 118	0. 005
三菱ケミカル㈱ 岡山事業所	0.099	0. 128	0. 029
三菱瓦斯化学㈱ 水島工場	0.42	0. 35 (**	▲0.07
合 計	4. 114	3. 789	▲ 0. 325

※令和6年度末時点における推定値。

降下ばいじん測定地点図

	地点名	No.	地点名	No.	地点名	No.	地点名
1	大高	6	松江	11	天城	16	高島
2	葦高	7	呼松	12	大室	17	宇野津
3	倉敷美和	8	連島	13	通生	18	玉島
4	福田	9	監視センター	14	塩生	19	庄
5	南畝	10	春日	15	宇頭間·金濱	20	真備



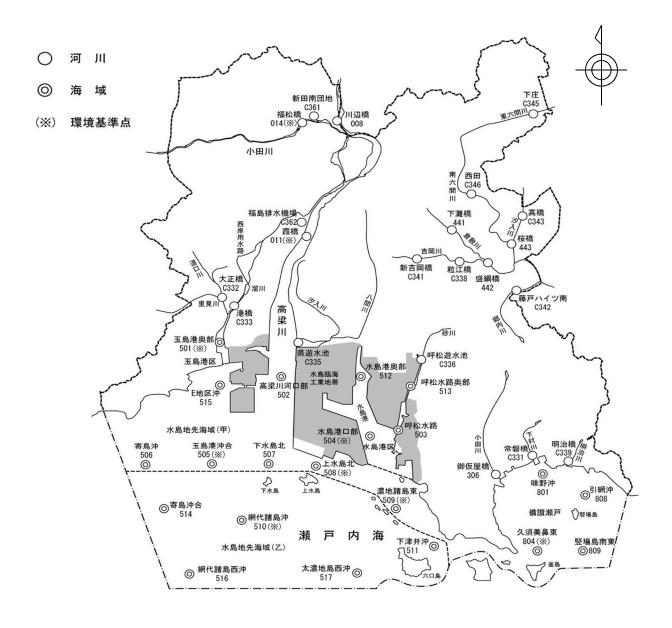
降下ばいじん測定結果

令和 6 年度の降下ばいじん量について、市内の平均値は $1.9g/m^2/$ 月であり、令和 5 年度と比べて、 $0.1g/m^2/$ 月減少した。

令和6年度 降下ばいじん測定結果 【単位:g/m²/月】

	地点名	平均值		地点名	平均值	地点名		平均值
1	大高	1.3	8	連島	1.4	15	宇頭間·金濱	2.6
2	葦高	1.3	9	監視センター	1.9	16	高島	2.6
3	倉敷美和	1.2	10	春日	1.5	17	宇野津	1.9
4	福田	2.6	11	天城	1.3	18	玉島	1.6
5	南畝	4.2	12	大室	1. 1	19	庄	1.4
6	松江	3.3	13	通生	1.5	20	真備	0.8
7	呼松	2.7	14	塩生	2.5		全市平均	1.9

公共用水域測定地点図



海域における、全窒素及び全りんの水域区分は、図に記載の COD 等の水域区分と異なる。高梁川の霞橋・川辺橋、真備地区小田川の福松橋は、国土交通省が調査している。

健康項目の環境基準値超過状況

No	項目名	項目別 測定地点数	環境基準値 超過地点数	環境基準値 (mg/L)
1	カドミウム	29 (河川15、海域14)	0	0.003以下
2	全シアン	"	0	検出されないこと
3	鉛	30 (河川16、海域14)	0	0.01以下
4	六価クロム	29 (河川15、海域14)	0	0.02以下
5	ひ素	30 (河川16、海域14)	0	0.01以下
6	総水銀	29 (河川15、海域14)	0	0.0005以下
7	アルキル水銀	27 (河川13、海域14)	0	検出されないこと
8	ポリ塩化ビフェニル	29 (河川15、海域14)	0	検出されないこと
9	ジクロロメタン	"	0	0.02以下
10	四塩化炭素	"	0	0.002以下
11	1,2-ジクロロエタン	"	0	0.004以下
12	1, 1-ジクロロエチレン	"	0	0.1以下
13	シス-1, 2-ジクロロエチレン	"	0	0.04以下
14	1, 1, 1-トリクロロエタン	11	0	1以下
15	1, 1, 2-トリクロロエタン	"	0	0.006以下
16	トリクロロエチレン	"	0	0.01以下
17	テトラクロロエチレン	11	0	0.01以下
18	1, 3-ジクロロプロペン	,,	0	0.002以下
19	チウラム	,,	0	0.006以下
20	シマジン	,,	0	0.003以下
21	チオベンカルブ	11	0	0.02以下
22	ベンゼン	11	0	0.01以下
23	セレン	II	0	0.01以下
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	37 (河川16、海域21)	0	10以下
25	ふっ素	15 (河川のみ)	0	0.8以下
26	ほう素	II	0	1以下
27	1,4-ジオキサン	29 (河川15、海域14)	0	0.05以下

生活環境項目 (BOD 及び COD) の測定結果

生活環境項目 環境基本法の生活環境の保全に関する環境基準に指定されている項目

水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質量(SS)、 溶存酸素量(DO)、大腸菌数、ノルマルヘキサン抽出物質(油分)、全窒素、全りん、全亜鉛、 ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)、底層DO(以上13項目)

1 河 川

	I		1							
地点	水域名	地点名		BOD:75%値(mg/L)						
番号	小城石	地点有	令和4年度	令和5年度	令和6年	手度	環境基準値			
008	高梁川下流	川辺橋	0.7	<0.5	0.6	0	3以下			
011	同朱川下伽	霞 橋	1.8	1.8	1.6	0	35人			
441		下 灘 橋	1.4	0.9	1.6	0				
442		盛綱橋	1.9	1.4	2. 1	0				
443		桜 橋	2.6	1. 9	2.7	0				
C338		粒 江 橋	2.3	1.8	2.7	0				
C341	倉 敷 川	新吉岡橋	1.9	1. 1	2.5	0	5以下			
C342		藤戸ハイツ南	4. 9	2.8	4. 2	0				
C343		高 橋	2.5	2.4	2.7	0				
C345		下 庄	2.8	2.0	2.9	0				
C346		西 田	2.0	1.6	1.3	0				
014	小田川下流	福 松 橋	2.7	2.5	1.5	0	3以下			
C332	里 見 川	大 正 橋	4.0	3. 2	4.3	0	8以下			
	•	•	環境基準	単適合率	100	%				

2 海 域

地点	水域名	地点名			: 75%値(mg/I		
番号	小城石	地点有	令和4年度	令和5年度	令和6年	F 度	環境基準値
503		呼松水路	3. 5	3. 1	3.3	0	
504	水島港区	水島港口部	2.8	3. 0	2.8	0	8以下
512	小齿佬区	水島港奥部	2.8	2.8	2.6	0	
513		呼松水路奥部	4. 5	4. 7	4.3	0	
501	玉島港区	玉島港奥部	3.6	4. 6	3.2	0	8以下
502		高梁川河口部	3.0	3. 2	3.2	×	
505		玉島港沖合	2.8	2.6	2.7	0	
506	水島地先	寄 島 沖	2.6	2.6	2.6	0	
507	海域(甲)	下水島北	2.4	2.4	2.5	0	3以下
508	1母/気(二)	上水島北	2.7	2.4	2.9	0	
509		濃地諸島東	2.4	2. 2	2.6	0	
515		E地区沖	3. 2	2.8	3.0	0	
510		網代諸島沖	2.5	2. 2	2.6	×	
511	业自业件	下津井沖	2.3	2. 1	2.3	×	
514	水島地先 海域(乙)	寄島沖合	2.4	2. 3	2.4	×	2以下
516	1两/队(四)	網代諸島西沖	2.4	2.2	2.4	×	
517		太濃地島西沖	2.2	2. 1	2.3	×	
801		味 野 沖	2.3	1. 9	2.2	×	
804	備讃瀬戸	久須美鼻東	2.3	2. 0	2.5	×	2以下
808		引 網 沖	2.2	2.0	2.1	×	
809		竪場島南東	2.2	2. 1	2.3	×	
			環境基準	善 適合率	52. 4	<u></u>	

備考

環境基準適合率= (環境基準に適合している地点数※) / (環境基準があてはめられた地点数) ※年間の75%値がその地点の環境基準を満たしている場合に環境基準に適合している地点とした。

生活環境項目(全窒素及び全りん)の測定結果

1 全窒素

地点	-l. 1 -1	ub E #		全窒素:	: 年間平均値(m	g/L)	
番号	水域名	地点名	令和4年度	令和5年度	令和6		環境基準値
503		呼松水路	1.8	3. 2	1. 1	×	
504	水島港区	水島港口部	0.23	0.24	0. 27	0	0.6以下
512	(類型:Ⅲ)	水島港奥部	0.25	0.24	0. 28	0	0.02
513		呼松水路奥部	0.53	0.44	0.60	0	
501		玉島港奥部	0.33	0.47	0.40	×	
502		高梁川河口部	0.31	0.29	0.53	×	
505	水島地先	玉島港沖合	0.19	0.21	0. 22	0	
506	海域	寄 島 沖	0.18	0.19	0.31	×	0.3以下
507	(類型:Ⅱ)	下水島北	0.20	0.19	0.39	×	0.02
508		上水島北	0.20	0.26	0. 25	0	
509		濃地諸島東	0.18	0.21	0.20	0	
515		E地区沖	0.23	0.23	0.30	0	
510		網代諸島沖	0.17	0.17	0.21	0	
511	備讃瀬戸	下津井沖	0.17	0.17	0.25	0	
514	(口)	寄島沖合	0.17	0.17	0.27	0	0.3以下
516	(類型:Ⅱ)	網代諸島西沖	0.16	0.16	0.30	0	
517		太濃地島西沖	0.17	0.16	0.30	0	
801	備讃瀬戸	味 野 沖	0.16	0.15	0.20	0	
804	(イ)	久須美鼻東	0.17	0.17	0.18	0	0.3以下
808	(類型:Ⅱ)	引網沖	0.17	0.15	0. 22	0	0.00
809	(双王 . 11 /	竪場島南東	0.17	0.16	0.20	0	
			環境基準	達適 合率	76.	2%	

2 全りん

地点	水域名	地点名		全りん:	: 年間平均値(m	g/L)	
番号	小城石	地点石	令和4年度	令和5年度	令和6	年度	環境基準値
503		呼松水路	0.065	0.056	0.066	×	
504	水島港区	水島港口部	0.030	0.030	0.033	0	0.05以下
512	(類型:Ⅲ)	水島港奥部	0.036	0.031	0.039	0	0.000
513		呼松水路奥部	0.083	0.060	0.065	×	
501		玉島港奥部	0.071	0.089	0.081	×	
502		高梁川河口部	0.036	0.038	0.047	×	
505	水島地先	玉島港沖合	0.028	0.031	0.030	0]
506	海域	寄 島 沖	0.028	0.026	0.036	×	0.03以下
507	(類型:Ⅱ)	下水島北	0.028	0.028	0.041	×	0.000
508		上水島北	0.030	0.032	0.033	×]
509		濃地諸島東	0.027	0.026	0.028	0	_
515		E地区沖	0.036	0.036	0.051	×	
510		網代諸島沖	0.027	0.027	0.029	0	1
511	備讃瀬戸	下津井沖	0.026	0.026	0.032	×	
514	(口)	寄島沖合	0.026	0.023	0.034	×	0.03以下
516	(類型:Ⅱ)	網代諸島西沖	0.026	0.022	0.037	×	
517		太濃地島西沖	0.026	0.024	0.036	×	
801	備讃瀬戸	味 野 沖	0.026	0.025	0.032	×]
804		久須美鼻東	0.028	0.027	0.029	0	0.03以下
808	(イ) (類型:Ⅱ)	引 網 沖	0.027	0.024	0.034	×] 0.000
809	(規主, Ⅱ)	竪場島南東	0.027	0.026	0.030	0	
			環境基準	推適合率	33.	3%	

備考

環境基準適合率= (環境基準に適合している地点数※) / (環境基準があてはめられた地点数) ※年間平均値がその地点の環境基準を満たしている場合に環境基準に適合している地点とした。

生活環境項目(大腸菌数)の測定結果

1 河川

水域名	地点名	地点	大腸菌	直数:90%値	直(CFU/10	OmL)	
小城石	型 点 名	番号	令和4年度	令和5年度	令和(6年度	環境基準値
高梁川下流	川辺橋	008	53	6	100	0	1 00011 =
同条川下伽	霞橋	011	25	21	14	0	1,000以下
小田川下流	福松橋	014	120	60	110	0	1,000以下
			環境基準	推適合率	10	0%	

2 海域

水域名	地点名	地点	大腸菌		直(CFU/10	OmL)	
小城石	地点有	番号	令和4年度	令和5年度	令和(6年度	環境基準値
	網代諸島沖	510	<1	3	5	0	
→v 自 ₩v /t-	下津井沖	511	<1	2	9	0	
水島地先海域(乙)	寄島沖合	514	<1	2	26	×	20以下
一切(口)	網代諸島西沖	516	<1	2	180	×	
	太濃地島西沖	517	<1	2	61	×	
	味野沖	801	11	2	14	0	
 備讃瀬戸	久須美鼻東	804	<1	4	2	0	20以下
加	引網沖	808	<1	3	1	0	20以下
	竪場島南東	809	<1	3	6	0	
			環境基準	準適合率	66.	7%	

備 考

環境基準適合率=(環境基準に適合している地点数※)/(環境基準があてはめられた 地点数)

※年間の90%値がその地点の環境基準を満たしている場合に環境基準に適合している地 点とした。

その他の生活環境項目の測定結果

1 水生生物の保全に係る水質環境基準項目

(1) 全亜鉛

地点	水域名	地点名		全亜鉛:年間平均値 (mg/L)					
番号	小坻石	地点有	令和4年度	令和4年度 令和5年度 令和6年度		環境基準値			
501	備讃瀬戸	玉島港奥部	0.004	0.002	0.004	0	0.02以下		
504	用頃似	水島港口部	0.004	0.002	0.004	0	0.026		
505		玉島港沖合	0.002	0.002	0.002	0			
508	備讃瀬戸	上水島北	0.004	0.002	0.002	0			
509	(イ)	濃地諸島東	0.002	0.005	0.002	0	0.01以下		
510	(4)	網代諸島沖	0.002	0.001	0.002	0			
804		久須美鼻東	0.002	0.005	0.001	0			
			環境基準適合率			%			

(2) ノニルフェノール

地点 水域名		地点名	ノニバ	,)			
		地点石	令和4年度	令和5年度	令和6年度		環境基準値
504	備讃瀬戸	水島港口部	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0	0.001以下
510	備讃瀬戸	網代諸島沖	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0	0.0007以下
804	(イ)	久須美鼻東	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0	0.00075
		環境基準	準適 合率	1009	6		

(3) 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)

地点水域名		地点名	直鎖アルキルベン	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩:年間平均値 (mg/L)					
番号	小城石	地思名	令和4年度	令和5年度	令和6年度		環境基準値		
504	備讃瀬戸	水島港口部	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0	0.01以下		
510	備讃瀬戸	網代諸島沖	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0	0.006以下		
804	(イ)	久須美鼻東	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0	0.000以下		
		環境基準適合率		100%					

<u>備 考</u>

環境基準適合率= (環境基準に適合している地点数※) / (環境基準があてはめられた地点数) ※年間平均値がその地点の環境基準を満たしている場合に環境基準に適合している地点とした。

2 その他の生活環境項目

(1) 河 川

地点	北 村夕	w F 2		I	ЭΗ			DO (n	ıg/L)	
番号	水域名	地点名	令和4年度	令和5年度	令和6年度	環境基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	環境基準値
008	高梁川	川辺橋	7. 9-8. 9	7.8-8.8	7. 7-8. 8	6. 5-8. 5	8. 2-13	7. 9-13	7. 6-13	5以上
011	下 流	霞 橋	1.9 0.9	1.0 0.0	1.1 0.0	0.0 0.0	0.2 15	7.9 13	7. 6-13	36人工
441		下灘橋								
442		盛 綱 橋								
443		桜橋								
C338		粒江橋								5以上
C341	倉敷川	新吉岡橋	7. 4-9. 1	7. 2-9. 6	7. 2-9. 0	6. 5-8. 5	5. 0-12	4.8-13	3. 1-14	
C342		藤 戸 ハイツ南								
C343		高 橋								
C345		下 庄								
C346		西田								
014	小田川 下 流	福 松 橋	7. 7-8. 4	7. 7-8. 8	7.6-8.8	6. 5-8. 5	6.8-13	7. 5-13	7. 1-13	5以上
C332	里見川	大 正 橋	7. 7-9. 4	7.4-8.9	7. 4-8. 4	6. 0-8. 5	6.0-16	5. 0-12	7. 2-12	2以上
環	境基準適合	含率 (%)	88.3	90.6	90.6	\setminus	100	97.4	97.7	\nearrow

				00 /	/1 \	
地点	水域名	地点名		SS (r	ng/L)	
番号	/N/X/11	>E W >□	令和4年度	令和5年度	令和6年度	環境基準値
008	高梁川	川辺橋	<1-8	2-10	<1-11	25以下
011	下 流	霞 橋	\1-0	2-10	\1-11	20 <i>D</i> A 1
441		下灘橋				
442		盛 綱 橋				
443		桜 橋				
C338		粒 江 橋	2-32			
C341	倉敷川	新吉岡橋		1-68	1-31	50以下
C342		藤 戸 ハイツ南				
C343		高 橋				
C345		下 庄				
C346		西田				
014	小田川 下 流	福松橋	1-11	2-10	<1-8	25以下
C332	里見川	大 正 橋	10-32	8-48	2-26	100以下
環	境基準適合	字率 (%)	100	99. 1	100	><

(2) 海 域

地点	水域名			I	Н			DO (n	ng/L)	
番号	水坝名	地点名	令和4年度	令和5年度	令和6年度	環境基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	環境基準値
503		呼松水路								
504		水島港口部								
512	水島港区	水島港奥部	7. 3-8. 5	7. 4-8. 8	7. 3-8. 4	7. 0-8. 3	5.8-11	6.0-11	5.6-11	2以上
513		呼松水路 奥 部								
501	玉島港区	玉島港奥部	7. 8-8. 3	7. 9-8. 6	7. 5-8. 8	7. 0-8. 3	5.4-11	5.6-11	4.7-14	2以上
502		高梁川 河口部								
505		玉島港 沖合								
506	水島地先	寄 島 沖	8. 0-8. 4	7. 8-8. 4	7. 7-8. 3	7. 8-8. 3	6. 3-12	5. 6-11	6. 2-13	5以上
507	海域(甲)	下水島北	0.0 0.4	1.0 0.4	1.1 0.5	1.0 0.0	0.0 12	5.0 11	0.2 10	05/1
508		上水島北								
509		濃地諸島東								
515		E地区沖								
510		網代諸島沖								
511		下津井沖								
514	水島地先	寄島沖合	8. 0-8. 3	7. 9-8. 4	8. 0-8. 3	7. 8-8. 3	6. 5-10	5.8-10	6. 8-11	7.5以上
516	海域(乙)	網代諸島 西 沖	0.0 0.0	1.0 0.1	0.00.0	1.0 0.0	0.0 10	0.0 10	0.0 11	1.001
517		太濃地島 西 沖								
801		味 野 沖								
804	備讃瀬戸	久須美鼻東	8. 0-8. 3	7. 9-8. 3	8. 0-8. 3	7. 8-8. 3	6. 3-10	5. 9-10	6. 0-11	7.5以上
808	MINENEY	引 網 沖	0.00.0	0.0	0.00.0	0 0.0	3.0 10	3.3 10	0.0 11	
809		竪場島南東								
環	境基準適合	}率 (%)	97.3	95.2	98.6	> <	87.8	84.0	88.8	><

地点	水域名	地点名	ノルマ	ルヘキサン	抽出物質	(油分)
番号	小城石	地点油	令和4年度	令和5年度	令和6年度	環境基準値
502		高梁川 河口部				
505		玉島港 沖合				
506	水島地先	寄 島 沖	ND	ND	ND	検出され
507	海域(甲)	下水島北	110	110	110	ないこと
508		上水島北				
509		濃地諸島東				
515		E地区沖				
510		網代諸島沖				
511		下津井沖				
514	水島地先	寄島沖合	MD	MD	MD	検出され
516	海域(乙)	網代諸島 西 沖	ND	ND	ND	ないこと
517		太濃地島 西 沖				
801		味 野 沖				
804	備讃瀬戸	久須美鼻東	ND	ND	ND	検出され
808	加貝佩厂	引 網 沖	IND	ND	ND	ないこと
809		竪場島南東				
環	境基準適合	李 (%)	100	100	100	\nearrow

NDは検出されていないことを示す。 環境基準適合率とは、環境基準類型のあてはめられた水域における「環境基準に適合している検体数※/総 検体数」を表す。 ※日間平均値がその地点の環境基準を満たしている場合に環境基準に適合している検体とした。

要監視項目の指針値超過状況

No	項目	項目別測定地点数	指針値 超過地点数	指金 (mg	
(人の)健康の保護に関する項目)		/C/G+B/M/y/	(6)	, 1)
1	クロロホルム	28 (河川14、海域14)	0	0.06	以下
2	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	II.	0	0.04	以下
3	1, 2-ジクロロプロパン	11	0	0.06	以下
4	p-ジクロロベンゼン	JJ	0	0.2	以下
5	イソキサチオン	II.	0	0.008	以下
6	ダイアジノン	II.	0	0. 005	以下
7	フェニトロチオン(MEP)	JJ	0	0.003	以下
8	イソプロチオラン	JJ	0	0.04	以下
9	オキシン銅 (有機銅)	JJ	0	0.04	以下
10	クロロタロニル(TPN)	JJ	0	0.05	以下
11	プロピザミド	JJ	0	0.008	以下
12	EPN (有機燐)	JJ	0	0.006	以下
13	ジクロルボス(DDVP)	11	0	0.008	以下
14	フェノブカルブ(BPMC)	JJ	0	0.03	以下
15	イプロベンホス(IBP)	II.	0	0.008	以下
16	クロルニトロフェン(CNP)	JJ	_	_	
17	トルエン	IJ.	0	0.6	以下
18	キシレン	II.	0	0.4	以下
19	フタル酸ジエチルヘキシル	12 (河川5、海域7)	0	0.06	以下
20	ニッケル	"	_	-	-
21	モリブデン	"	0	0.07	以下
22	アンチモン	"	0	0.02	以下
23	塩化ビニルモノマー	"	0	0.002	以下
24	エピクロロヒドリン	"	0	0.0004	以下
25	全マンガン	II.	1	0.2	以下
26	ウラン	11	7	0.002	以下
	ペルフルオロオクタンスル ホン酸(PFOS)及びペルフ ルオロオクタン酸(PFOA)	n	0	0.0000	5 以下
(水生	E生物の保全に関する項目)				
				生物特A	生物A
1	クロロホルム(再掲)	28 (河川14、海域14)	0	0.8 以下	0.8 以下
28	フェノール	12 (河川5、海域7)	0	0.2 以下	2 以下
29	ホルムアルデヒド	II	0	0.03 以下	0.3 以下
30	4-t-オクチルフェノール	II	0	0.0004 以下	0.0009 以下
31	アニリン	II	0	0.1 以下	0.1 以下
32	2,4-ジクロロフェノール	11	0	0.01 以下	0.02 以下

備考

ウランの指針値超過がみられた地点は海域のみ7地点。濃度は0.0027~0.0029 mg/Lであった。 水生生物の保全に関する項目の指針値については、市内の公共用水域で類型指定されている海 水域の生物特A及び生物Aの値を記載している。

地下水環境基準項目の環境基準値超過状況

No	項目名	項目別 測定地点数	環境基準値 超過地点数	環境基準値 (mg/L)
1	カドミウム	6 (概況のみ6)	0	0.003以下
2	全シアン	11	0	検出されないこと
3	鉛	n.	0	0.01以下
4	六価クロム	IJ	0	0.02以下
5	ひ素	6 (概況のみ6)	0	0.01以下
6	総水銀	6 (概況のみ6)	0	0.0005以下
7	アルキル水銀	IJ	0	検出されないこと
8	ポリ塩化ビフェニル	II	0	検出されないこと
9	ジクロロメタン	8 (概況6、継続2)	0	0.02以下
10	四塩化炭素	IJ	0	0.02以下
11	クロロエチレン	IJ	0	0.002以下
12	1,2-ジクロロエタン	IJ	0	0.04以下
13	1,1-ジクロロエチレン	IJ	0	0.1以下
14	1,2-ジクロロエチレン	IJ	0	0.04以下
15	1,1,1-トリクロロエタン	IJ	0	1以下
16	1,1,2-トリクロロエタン	IJ	0	0.006以下
17	トリクロロエチレン	IJ	0	0.01以下
18	テトラクロロエチレン	IJ	2	0.01以下
19	1, 3-ジクロロプロペン	IJ	0	0.002以下
20	チウラム	6 (概況のみ6)	0	0.006以下
21	シマジン	IJ	0	0.003以下
22	チオベンカルブ	IJ	0	0.02以下
23	ベンゼン	8 (概況6、継続2)	0	0.01以下
24	セレン	6 (概況のみ6)	0	0.01以下
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	IJ	0	10以下
26	ふっ素	II	1	0.8以下
27	ほう素	IJ	0	1以下
28	1,4-ジオキサン	IJ	0	0.05以下

備考

概況:地下水概況調査

市内の地下水水質の状況を把握するため毎年6地点以上の井戸で実施している。

継続:地下水継続監視調査

環境基準値を超過した井戸について継続的に実施している。

| は環境基準値の超過を示す。

地下水概況調査の測定結果(試料採取日:令和6年9月25日)

地下水概況調査の測定結果 (試料採取日:令和6年9月25日)

調査項目(mg/L)	船穂	玉島	二子	中帯江	連島	林	環境基準値 (mg/L)
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0005	<0.0003	<0.0003	0.003以下
全シアン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
鉛	<0.005	<0.005	0.007	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02以下
ひ素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
アルキル水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
クロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
セレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	8.5	5.8	<0.03	0.60	0.65	0. 53	10以下
ふっ素	<0.08	0.11	<0.08	0.87	<0.08	<0.08	0.8以下
ほう素	<0.03	0.06	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	1以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下

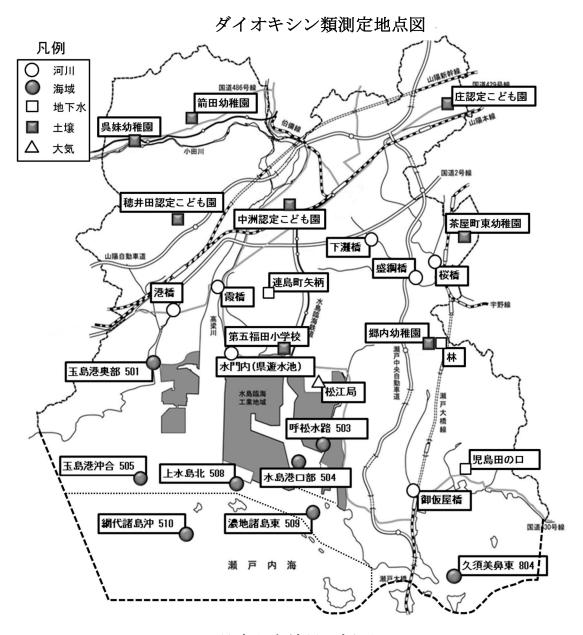
NDは検出されていないことを示す。

■は環境基準値の超過を示す。

地下水継続監視調査の測定結果(試料採取日:令和7年2月12日)

细木 佰日 (⋅⋅⋅ ∞ /I)	児島	唐琴	環境基準値
調査項目(mg/L)	A	В	(mg/L)
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	0.02以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	0.002以下
クロロエチレン	<0.0002	<0.0002	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	0.006以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン	0.015	0.030	0.01以下
1, 3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	0.002以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	0.01以下

^{□□}は環境基準値の超過を示す。



環境調査結果の概要

	環境媒	某体	調 査 地点数	濃度範囲		濃度節用		単位	環境基準値
大	気		1	0.0098	\sim 0.027	pg-TEQ/m³	0.6 以下		
公共	کے' ایا	水質	7	0.059	~ 0.24	pg-TEQ/L	1 以下		
井用	河川	底質	7	0.42	~ 20	pg-TEQ/g	150 以下		
用水域	海北	水質	8	0.034	~ 0.13	pg-TEQ/L	1 以下		
攻	海域	底質	8	0.11	~ 12	pg-TEQ/g	150 以下		
地-	下水		3	0.030	\sim 5.0	pg-TEQ/L	1 以下		
土	壌		8	0.00085	~ 0.82	pg-TEQ/g	1000 以下		

※環境基準は年平均値。 は環境基準値の超過を示す。

測定地点ごとのダイオキシン類測定結果

1 大気 (pg-TEQ/m3)

調太	(参考)令和5年度	令和6年度	四
調査地点	年平均値	年平均値	環境基準
松江局	0.020	0. 015	0.6 以下

◎ 調査実施日

① 春季: 令和6年 5月 17日~ 5月 24日 ② 夏季: 令和6年 8月 23日~ 8月 30日 ③ 秋季: 令和6年 11月 15日~ 11月 22日 ④ 冬季: 令和7年 2月 14日~ 2月 21日

2 公共用水域(水質・底質)

(水質:pg-TEQ/L 底質:pg-TEQ/g)

調査地点		(参考)令	和5年度	令和6年度		環境
		水質	底 質	水質	底 質	基準値
	高梁川 霞橋※	0.093	1.8	0.087	4. 0	
	倉敷川 下灘橋	0. 12	24	0.065	20	
V≡f	倉敷川 盛綱橋	0. 17	0.49	0.096	0. 92	
河川	六間川 桜橋	0.36	14	0.24	13	
' '	県遊水地 水門内	0. 16	0.64	0.11	14	(水質)
	小田川 御仮屋橋	0.16	0.48	0.059	0.42	1以下
	溜川 港橋	0.16	0.62	0. 15	0.88	
	玉島港区C(501)	0.18	9.6	0. 13	12	
	水島港区C(503)	0.11	1. 9	0.087	4. 6	
	水島港区C(504)	0.085	5. 9	0.040	1. 7	(底質)
海	水島地先B(505)	0.080	4. 3	0.042	1.4	150以下
域	水島地先B(508)	0.079	0.49	0.036	0. 19	
	水島地先B(509)	0.080	0.34	0.039	0. 12	
	水島地先A(510)	0.076	2.4	0.034	0.96	
	児島地先A(804)	0.078	1.0	0.051	0.11	

※高梁川 霞橋の調査は国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所が実施。

◎ 調査実施日

河川: 令和6年7月29日 (国土交通省)、12月23日 (倉敷市) 海域: 令和6年10月30日、10月31日 (2日間に分けて実施)

3 地下水 (pg-TEQ/L)

調査地点	地下水質	環境基準値
林	0.030	
連島町矢柄	0.080	1 以下
児島田の口 民家(継続調査)	5. 0	

は環境基準値の超過を示す。

○ 調査実施日令和6年9月25日

4 土壌 (pg-TEQ/g)

調査地点	土壌	環境基準値
茶屋町東幼稚園	0. 45	
郷内幼稚園	0.72	
箭田幼稚園	0. 025	
呉妹幼稚園	0. 58	1000 1717
中洲認定こども園	0. 12	1000 以下
庄認定こども園	0. 22	
穂井田認定こども園	0. 00085	
第五福田小学校	0.82	

◎ 調査実施日

令和6年12月2日、12月9日(2日間に分けて実施)

事業者によるダイオキシン類測定結果の概要

ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条の規定により、特定施設を設置している事業者は、排出ガス、排出水等につき、そのダイオキシン類濃度を毎年1回以上測定し、市に報告することが義務付けられている。

倉敷市では、令和6年度の事業者によるダイオキシン類の自主測定結果について、次のとおりまとめた。測定結果は、1社のみ排出ガス中ダイオキシン類濃度において排出基準値の超過が見られた。

1 自主測定結果の報告状況

		報告対	報告	
区分	施設数	報告	未報告	対象外
		実施施設	施設	施設
排出ガス	46	42	0	4
ばいじん	31	14	0	17
燃え殻	31	16	0	15
排出水	28	17	0	11

2 指導等について

排出基準値の超過が見られた事業者については、今回の状況に至った原因と対策を調査し、改善するよう指導している。

また、その他の事業者に対しても今後とも、法に基づき、自主測定の実施及び施設の適正な運転管理等について指導を行っていく。

事業者によるダイオキシン類測定結果一覧表

整理番号	工場又は事業場の名称	施設番号、名称	排出ガス 測定結果 (ng-TEQ/Nm³)	排出水 測定結果 (pg-TEQ/I)	ばいじん 測定結果 (ng-TEQ/g)	燃え殻 測定結果 (ng-TEQ/g)
1	ENEOS株式会社 水島製油所 B工場	1WD-RK-301	0.000041	_	0.0009	0.0000063
		湿式集じん施設	_	0.0011	-	-
2	株式会社大阪ソーダ 水島工場	F-831	0.28	_	(排出なし)	(排出なし)
		F-801 急冷塔(C-803)	0.0023	_	(排出なし) -	(排出なし) -
		塩酸吸収塔(C-805)	_		_	_
		除害塔(C-806)	-		_	-
		急冷塔(C-832)	_	0.35	_	_
		塩酸吸収塔(C-844)	-			_
		塩酸回収塔(C-854) 除害塔(C-848)	_		_	_
3	 有限会社クライム 焼却場	廃棄物焼却炉	(休止)	_	(休止)	(休止)
4	倉敷市 玉島下水処理場	玉島下水処理場	-	0.0043	-	-
5	倉敷西部クリーンセンター	1号焼却炉	0.004	-	1.1	0.0064
		2号焼却炉	0.0051	-	1.1	0.00025
		灰受入ピット	 -	(排出なし) (排出なし)	_	_
6	株式会社ケイ・エヌ・ビー児島事業所	灰貯留ピット A-1 地下式焼却炉GH-15型	0.38	(排出なし)	0.48	1
7	(公財)岡山県環境保全事業団 資源化施設	焼成炉1号 向流型ロータリーキルン	0.0025	_	0.18	(排出なし)
		焼成炉1号	-	0	_	-
8	J&T環境株式会社 倉敷リサイクル工場	木質系炭化設備炭化炉	0.012	_	(排出なし)	(排出なし)
		バイオマスボイラ	(休止)		(休止)	(休止)
9		木質系炭化設備減温塔	0.0094	(排出なし) _		_
9	JFE条鋼株式会社 水島製造所	2号電気炉	0.0094	_	 	_
10	 JFEスチール株式会社 西日本製鉄所(倉敷地区)	30t電気炉	0.000014	_	_	_
		No.1 焼結炉	(休止)	_	_	_
		No.2焼結炉	0.087	_	_	_
		No.3 焼結炉	0.039	_	-	-
		No.4焼結炉 1-5 廃棄物焼却炉	0.0000012	_	0.49	0.7
11	株式会社スズキフィック	A-1廃棄物焼却炉	0.000012	_	(排出なし)	0.7
12	住友化学株式会社 岡山工場	2号CT	0	_	(排出なし)	(排出なし)
		2号CT#5905	-	0.00006	_	_
13	総社広域環境施設組合吉備路クリーンセンター	1系	0.021	_	6.5	0.0015
		2系	0.012	-	1.1	0.0024
1.4		灰の貯留施設 1号炉(1Ton炉)	-	(排出なし)		_
14	玉局轻並属工未休式云位	2号炉(2Ton炉)	1			
		3号炉(4Ton回転炉)	0.12	_	_	_
		4号炉(新4Ton回転炉)		_	-	-
15	玉島軽金属工業株式会社乙島工場	3号アルミ溶解炉	1	_	_	_
		5号アルミ溶解炉	0	_	-	_
		6号アルミ溶解炉 7号アルミ溶解炉	+		_	_
16	株式会社トーヨー商事	廃棄物焼却炉	11	_	1.3	0.013
	東京製鐵株式会社 岡山工場	直流電気炉	0.017	_	_	_
		直流電気炉	0.032	_	_	_
18	有限会社ナカイチ	A-1廃棄物焼却炉	0.035		(排出なし)	0.05
10	日本食品化工株式会社 水島工場	A-1廃ガス洗浄施設 No.1ボイラー	0.0000031	(排出なし) -	0.0078	0
13	日本及田北土林式云社 小曲工物	廃ガス洗浄施設(排煙脱硫装置)	-	0.0019	-	_
20	水島エコワークス株式会社	NO.1	0	-	(排出なし)	(排出なし)
		NO.2	0	_	(排出なし)	(排出なし)
		NO.3	0		(排出なし)	(排出なし)
-		NO.1		(排出なし)		_
—		NO.2 NO.3	_	(排出なし) (排出なし)	_	_
21	水島クリーンセンター	1号焼却炉		- ()/ EI-6-0/		
		2号焼却炉	0.034	_	0.24	0
22	倉敷市 水島下水処理場	水島下水処理場	-	0.0013	-	-
23	倉敷市 水島清掃工場	1号炉	0.00016	_	0.39	0.0037
-		2号炉	0.0000011	_	0.39	0.0027
		2号炉	0.00013	_	0.39	- U.UU27
		焼却灰貯留槽	-	(排出なし)	_	_
		固化灰貯留槽	_	(排出なし)	-	-
24	三菱瓦斯化学株式会社 水島工場	B-031	(休止)	_	(休止)	(休止)
<u> </u>		AB-031	0.00000073	_	(排出なし)	0.24 (####################################
-		NB-001 B-031湿式集じん	0.062	(休止)	(排出なし) -	(排出なし) -
		B-031湿式集じん AB-031湿式集じん	-	0.21	_	_
		NB-001湿式集じん	-	0.011	_	_
25	三菱ケミカル株式会社 岡山事業所	H-151	0.0000052	-	(排出なし)	(排出なし)
		H-101	0.00078	_	(排出なし)	(排出なし)
		F-241	0.0000033	- 0.0010	(排出なし)	(排出なし)
-		廃ガス冷却塔 湿式電気集塵器	_	0.0013	_	_
Ь	l .	/並べ 心入木座 W		0.0013		

(単位:ng-TEQ/m³N)

(単位:ng-TEQ/g)

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準等 (抜粋)

1 排出ガスの基準

	区分	既設施設	新設施設	
焼結鋼製造用焼結	焼結鋼製造用焼結炉		1	0.1
製鋼用電気炉		5	0.5	
アルミニウム合金	製造施設	5	1	
廃棄物焼却炉	焼却能力	4 t/時 以上	1	0.1
		5	1	
		2 t/時 未満	10	5

(備考)

1 既設施設とは、法の施行日(平成12年1月15日)前に設置された施設をいう。

(単位:pg-TEQ/L)

2 新設施設とは、法の施行日以降に設置された施設をいう。

2 排出水の基準

区分	排出基準
廃棄物焼却炉に係る施設	10
下水道終末処理施設	10

3 ばいじん及び燃え殻の処理基準

区分	既設施設	新設施設
ばいじん・燃え殻	3 (*)	3

(備考)

- 1 埋立処分等の処分を行う際に、この表に定める濃度以下にしなければならないという基準
- 2 (*)セメント固化、薬剤処理又は酸抽出を行っているものについては、基準が適用 されない。

【倉敷市】一般環境における大気中アスベスト濃度測定結果(総繊維数濃度)

令和6年度 調査地点		測定結果(本/L)
1	松江一般環境大気測定局(倉敷市松江)	0.056, 0.06 (2地点)
2	庄支所 (倉敷市上東)	0.081, 0.056 (2地点)

[※] 繊維状の物質(総繊維数)を測定した結果であり、アスベスト繊維の測定結果ではない。

大気中アスベスト濃度測定地点図



(注) このページは、倉敷市から提供された データを基に県で作成した。